

平成 24 年度

包括外部監査の結果報告書

消防事業に関する事務の執行について

新潟市包括外部監査人

公認会計士 白井 正

目次

包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（監査テーマ）	1
(1) 監査テーマ	1
(2) 監査対象期間	1
(3) 監査対象部局	1
3. 特定の事件を選定した理由	1
4. 包括外部監査の方法	1
(1) 監査の要点	1
(2) 監査の視点	2
(3) 監査手続	2
5. 包括外部監査の実施期間	3
6. 包括外部監査人並びに補助者の氏名及び主な資格	3
7. 利害関係	3
8. その他	4
(1) 用語の説明	4
(2) 表示数値について	4
消防に関する全般的事項	5
1. 消防の守備範囲	5
2. 消防庁の所掌事務	7
3. 都道府県の所掌事務	9
4. 市町村における消防	10
(1) 消防組織	10
(2) 消防の広域化	11
5. 市町村消防事業の財源	13
6. 消防関係法規	14
新潟市の消防事業の概要	15
1. 新潟市の概要、地勢及び消防現勢分布	15
(1) 新潟市の概要及び地勢	15
(2) 消防現勢分布	15
2. 新潟市消防事業の沿革	17
3. 組織と分掌事務	22
(1) 新潟市消防機構図	22

(2)	消防局(消防署含む)の分掌事務	23
(3)	消防団	24
4.	新潟市の管内情勢等	26
(1)	常備消防	26
(2)	非常備消防	27
5.	新潟市の消防力の現況	28
(1)	政令指定都市における主な消防力の基準比較	28
(2)	出火率	29
(3)	消防水利充足率	30
(4)	救急体制	31
6.	平成 23 年度決算状況と主な施策	33
(1)	歳入の状況	33
(2)	歳出の状況	33
(3)	実施された主な施策	34
7.	平成 24 年度予算と経営方針	35
(1)	歳入予算	35
(2)	歳出予算	35
(3)	平成 24 年度経営方針	36
8.	中期計画	39
9.	新潟市消防事業に係る条例・規則等	42
	新潟市消防事業の詳細	44
第 1	歳入	44
1.	決算状況	44
2.	項目別検討	49
(1)	歳入科目において想定される財務事務面でのリスク	49
(2)	想定した統制行為に関する検討の結果	49
第 2	歳出	51
1.	決算状況	51
2.	常備消防費(人件費)	57
(1)	常備消防費(人件費)の概要	57
(2)	常備消防費(人件費)の分析的検討	57
(3)	一般職員給料	60
3.	常備消防費(人件費以外)	62
(1)	需用費	62
(2)	役務費	69
(3)	委託料	72
(4)	使用料及び賃借料	76

(5)	負担金補助及び交付金	79
(6)	備品購入費	82
(7)	その他の発見事項	85
4.	非常備消防費（消防団人件費）	87
(1)	概況	87
(2)	消防団人件費において想定される財務事務面でのリスク	89
(3)	想定した統制行為に関する検討の結果	90
5.	非常備消防費（消防団の人件費以外）	99
(1)	需用費	99
(2)	役務費	100
(3)	委託料	100
(4)	使用料及び賃借料	101
(5)	負担金補助及び交付金	102
(6)	備品購入費	102
(7)	その他の発見事項	103
6.	消防施設費	104
(1)	需用費	104
(2)	役務費	104
(3)	委託料	105
(4)	使用料及び賃借料	106
(5)	負担金補助及び交付金	107
(6)	備品購入費	107
(7)	その他の発見事項	108
第3	財産管理	109
1.	財産管理における諸規程	109
(1)	概要	109
(2)	公有財産	109
(3)	物品	110
(4)	消防機械器具	110
2.	管理財産	113
(1)	概要	113
(2)	公有財産	113
(3)	物品	113
(4)	消防機械器具	114
3.	平成23年度に取得した財産	116
(1)	公有財産	116
(2)	物品	116
4.	財産管理において想定される財務事務面でのリスク	117

5.	実施した検討手続及び検討の結果.....	118
(1)	実施した検討手続	118
(2)	検討の結果	118
第4	情報システム	125
1.	消防指令管制システムの概要	125
2.	導入経緯及び保守	127
3.	情報セキュリティ関連規程	128
4.	ユーザーID及びパスワードの管理	129
(1)	概要	129
(2)	実施した検討手続	129
(3)	検討の結果	129
【参考】	指摘事項・意見一覧	131
	指摘事項一覧	131
	意見一覧	133

包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び新潟市外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

(1) 監査テーマ

消防事業に関する事務の執行について

(2) 監査対象期間

原則として平成 23 年度の執行分をベースとし、必要があればその前後期間を追加した。

(3) 監査対象部局

消防局

ただし、必要に応じて他の部局についても対象とした。

3. 特定の事件を選定した理由

消防事業は、市民の生命及び財産を守る事業であり、市民生活の根幹を守る重要な事業である。また、近年、我が国は複数の大規模な自然災害に見舞われ、特に新潟市及び隣接する市町村においても震災や水害が発生しており、火災、救急、救助及び災害対応等の活動の重要性が一層高まっており、市民の関心も高いと考える。

以上から、消防事業の事務手続きが適正に行われているかについて監査を行うことは、市民にとって有意義であると判断した。また、過去の包括外部監査において同事業をテーマとして選定したことがなく、重要なテーマの一つであることから取り上げる意義があると判断した。

4. 包括外部監査の方法

(1) 監査の要点

- ・財務に関する事務手続きは、法令、規則及び条例等に準拠して適切に行われているか。
- ・物品の管理は適切に行われ、有効に利用されているか。
- ・常備消防の運営・管理は適切に行なわれているか。

- ・非常備消防（消防団）の運営・管理は適切に行われているか。
- ・その他

(2) 監査の視点

監査の要点は上記のとおりであるが、今回の監査では、実際に財務に関する事務手続等が適切に行われたか否かに止まらず、それらが適切に行われるようにするための仕組み（内部統制）に着目し、必要と考えられる内部統制が整備され、かつ実際に運用されているかという視点を特に重視した。

内部統制を消防事業における事務の執行に関連付けて簡潔に定義すれば、内部統制とは、業務の効率性・有効性、財務報告の信頼性、法令の遵守、資産の保全を目的として、新潟市内部あるいは消防局内部で構築された管理体制を言い、新潟市あるいは消防局全体に係わる内部統制（組織の人員体制、各種規程の整備等）と個別の業務に係わる内部統制（各種承認手続き、照合手続き等）とに区分される。

内部統制の構築に際しては、先ず、組織あるいは業務内のリスクを識別し、そのリスクを取り除く（または軽減する）仕組みを考える。その場合、ひとつのリスクに対して複数の内部統制を構築することが有効な場合が多い。また、複数のリスクに対して、同一の内部統制が有効である場合もある。

例えば、需用費の支払いが適切な根拠無く行われるというリスクは、上位者による支払い根拠資料の検証と承認という行為、あるいは支払い実行者とその支払いを帳簿に記帳する者とを区別することによって軽減される。また、資産台帳に計上されている資産が実在しないというリスクは、資産台帳に計上する際の承認行為あるいは定期的な資産の実地たな卸しにより軽減される。

ただし、全てのリスクに対して一様に対応しなければならないということはない。対応すべきリスクは、それが発生した場合の影響の重要性や発生確率等を勘案して、決定されることになる。

今回の監査では、上記の需用費の支払いを例にすれば、サンプル検討の対象とした支払いが適切な根拠資料に基づいて行われたかという視点だけでなく、支払いが適切に行われ、記帳されるための仕組み（管理体制）が構築され、かつ有効に運用されているかという視点も重視した。

(3) 監査手続

ヒアリング

消防事業に関する管理状況等に関する関連部署の責任者及び担当者に対するヒアリング

資料・文書の検討

消防事業に関する条例・規則・規程、調達における稟議・契約書・検収書類等の資料・文書・証憑書類の検討

運用現場の視察

監査対象とした消防事業の運用現場（消防局及び消防署）の視察

5. 包括外部監査の実施期間

平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 2 月 4 日まで

6. 包括外部監査人並びに補助者の氏名及び主な資格

包括外部監査人	白井 正	公認会計士 システム監査技術者
補助者	若松 大輔	公認会計士
同	齋藤 康宏	公認会計士
同	下山 竜哉	米国公認会計士 公認情報システム監査人
同	赤堀 洋幸	公認会計士
同	植木 謙二	公認会計士
同	崎田 博之	公認会計士
同	野本 真理	公認会計士
同	五十嵐 隆敏	公認会計士
同	布目 剛	公認会計士
同	関 哲朗	公認会計士
同	猪股 嶺	公認会計士

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

8. その他

(1) 用語の説明

【監査の結果】： 合規性（法令、規則、条例、及び社会通念上の適正性等への適合性）の見地からの監査手続の結果説明であり、問題がある場合は【指摘事項】として記載し、問題が無い場合はその旨を記載している。

【意見】： 監査を実施する過程において、組織運営の効率性、有効性、経済性といった見地から、包括外部監査人としての提言を記載している。

(2) 表示数値について

報告書の表上の合計値、差額等は、表示単位未満の端数処理の関係で、総数と内訳等が一致しない場合がある。

消防に関する全般的事項

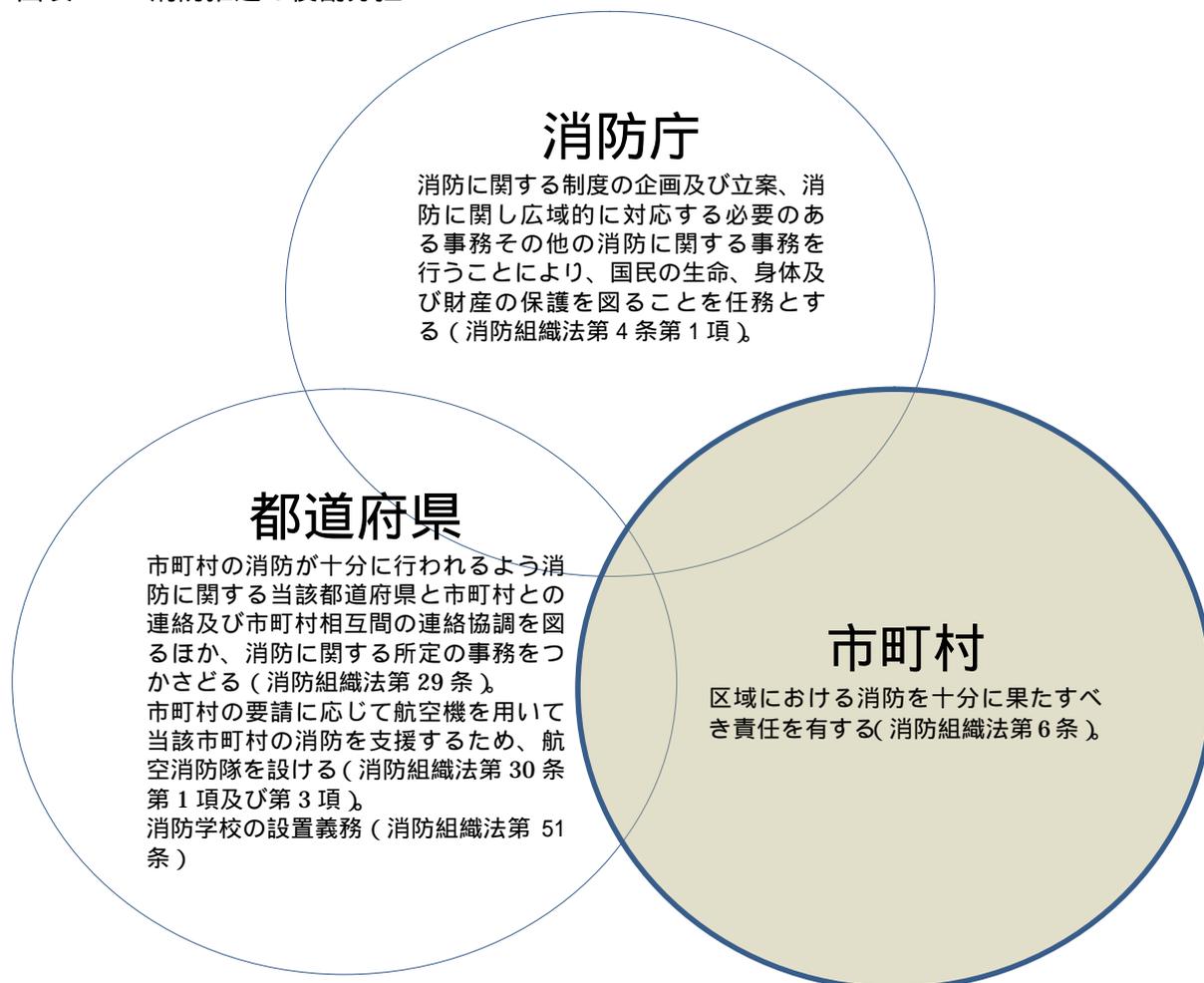
1. 消防の守備範囲

消防組織法第1条(消防の任務)によれば、「消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。」とされている。

すなわち、消防は火災のみではなく、水災、地震等を含む広汎な災害を対象とするものであり、また、各種災害の防除、災害が発生した場合の当該災害からの国民の生命、身体及び財産の保護、被害の軽減、及び災害等(病気、事故等を含む)による疾病者の搬送(救助及び救急)をその任務としている。

かかる消防は、国の機関としての総務省消防庁、都道府県、及び市町村により、それぞれの役割を持って推進されているが、その役割分担の概要は図表2-1のとおりである。

図表 2-1 消防推進の役割分担



なお、市町村の消防は、非常事態における場合を除き消防庁長官または都道府県知事の運営管理または行政管理に服することはない（消防組織法第 36 条）とされているが、一方で消防庁長官は、必要に応じて消防に関する事項について都道府県または市町村に対して助言、勧告、または指導を行うことができる（同法第 37 条）とされ、都道府県知事は、必要に応じて消防に関する事項について、市町村に対して、消防庁長官の行う勧告、助言及び指導の趣旨に沿った、勧告、指導または助言を行うことができる（同法第 38 条）とされている。

2. 消防庁の所掌事務

消防庁で所掌する事務の具体的な内容は以下のとおりである（消防組織法第4条2項を一部修正）。

- 1 消防制度及び消防準則の企画及び立案に関する事項
- 2 消防に関する市街地の等級化に関する事項（都道府県の所掌に係るものを除く。）
- 3 防火査察、防火管理その他火災予防の制度の企画及び立案に関する事項
- 4 火災の調査及び危険物に係る流出等の事故の原因の調査に関する事項
- 5 消防職員（消防吏員その他の職員をいう。以下同じ。）及び消防団員の教養訓練の基準に関する事項
- 6 消防職員及び消防団員の教育訓練に関する事項
- 7 消防統計及び消防情報に関する事項
- 8 消防の用に供する設備、機械器具及び資材の認定及び検定に関する事項
- 9 消防に関する試験及び研究に関する事項
- 10 消防施設の強化拡充の指導及び助成に関する事項
- 11 消防思想の普及宣伝に関する事項
- 12 危険物の判定の方法及び保安の確保に関する事項
- 13 危険物取扱者及び消防設備士に関する事項
- 14 消防に必要な人員及び施設の基準に関する事項
- 15 防災計画に基づく消防に関する計画の基準に関する事項
- 16 人命の救助に係る活動の基準に関する事項
- 17 救急業務の基準に関する事項
- 18 消防団員等の公務災害補償等に関する事項
- 19 消防に関する表彰及び報償に関する事項
- 20 消防の応援及び支援並びに緊急消防援助隊に関する事項
- 21 災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法等に基づく地方公共団体の事務に関する国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡に関する事項
- 22 石油パイプライン事業の用に供する施設についての工事の計画及び検査その他保安に関する事項
- 23 石油コンビナート等災害防止法第2条2号に規定する石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止並びに災害の復旧に関する事項
- 24 国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づく国際緊急援助活動に関する事項
- 25 武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律に基づく住民の避難、安否情報、武力攻撃災害が発生した場合等の消防に関する指示等に関する事項並びに同法に基づく地方公共団体の事務に関する国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡調整に関する事項
- 26 所掌事務に係る国際協力に関する事項

27 住民の自主的な防災組織が行う消防に関する事項

28 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき消防庁に属させられた事項

3. 都道府県の所掌事務

都道府県の消防に関する所掌事務の具体的な内容は以下のとおりである（消防組織法第29条）

- 1 消防職員及び消防団員の教養訓練に関する事項
- 2 市町村相互間における消防職員の人事交流のあつせんに関する事項
- 3 消防統計及び消防情報に関する事項
- 4 消防施設の強化拡充の指導及び助成に関する事項
- 5 消防思想の普及宣伝に関する事項
- 6 消防の用に供する設備、機械器具及び資材の性能試験に関する事項
- 7 市町村の消防計画の作成の指導に関する事項
- 8 消防の応援及び緊急消防援助隊に関する事項
- 9 市町村の消防が行う人命の救助に係る活動の指導に関する事項
- 10 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準に関する事項
- 11 市町村の行う救急業務の指導に関する事項
- 12 消防に関する市街地の等級化に関する事項（消防庁長官が指定する市に係るものを除く。）
- 13 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づきその権限に属する事項

4. 市町村における消防

(1) 消防組織

市町村の消防は、条例に従い、市町村長が管理する（消防組織法第7条）が、これに要する費用は、当該市町村が負担しなければならない（同法第8条）。

消防事務を遂行するための機関としては、消防本部（長は消防長）、消防署（長は消防署長）及び消防団（長は消防団長）の全部または一部を設けなければならないとされている（同法第9条第1項）が、消防職員を置く機関は消防本部及び消防署のみであり（同法第11条第1項）、その定員は条例で定める（同法同条第2項）ものとされている。

消防団については、消防団員を置く（同法第19条第1項）ものとされており、同じくその定員は条例で定める（同法同条第2項）ものとされている。

なお、上記の機関のうち、消防本部及び消防署を常備消防機関といい、消防団を非常備消防機関という。

平成23年版の消防白書によれば、平成23年4月1日現在において、常備消防機関として全国で798消防本部と1,711消防署に合わせて159,354人の消防職員（うち女性職員は3,806人）が所属している。

非常備消防機関については、同じく全国で2,263の消防団に879,978人の消防団員が所属している（図表2-4-1参照）。

図表 2-4-1：市町村の消防組織の現状（平成23年版消防白書より）

区 分		平成22年	平成23年	比較	
				増減数	増減率(%)
消防本部	消防本部	802	798	△4	△0.5
	単独市	426	424	△2	△0.5
	内訳 町・村	71	71	0	0.0
	一部事務組合等	305	303	△2	△0.7
	消防署	1,716	1,711	△5	△0.3
	出張所	3,180	3,186	6	0.2
	消防職員数	158,809	159,354	545	0.3
うち女性消防職員数	3,646	3,806	160	4.4	
消防団	消防団	2,275	2,263	△12	△0.5
	分団	22,926	22,839	△87	△0.4
	消防団員数	883,698	879,978	△3,720	△0.4
	うち女性消防団員数	19,043	19,577	534	2.8

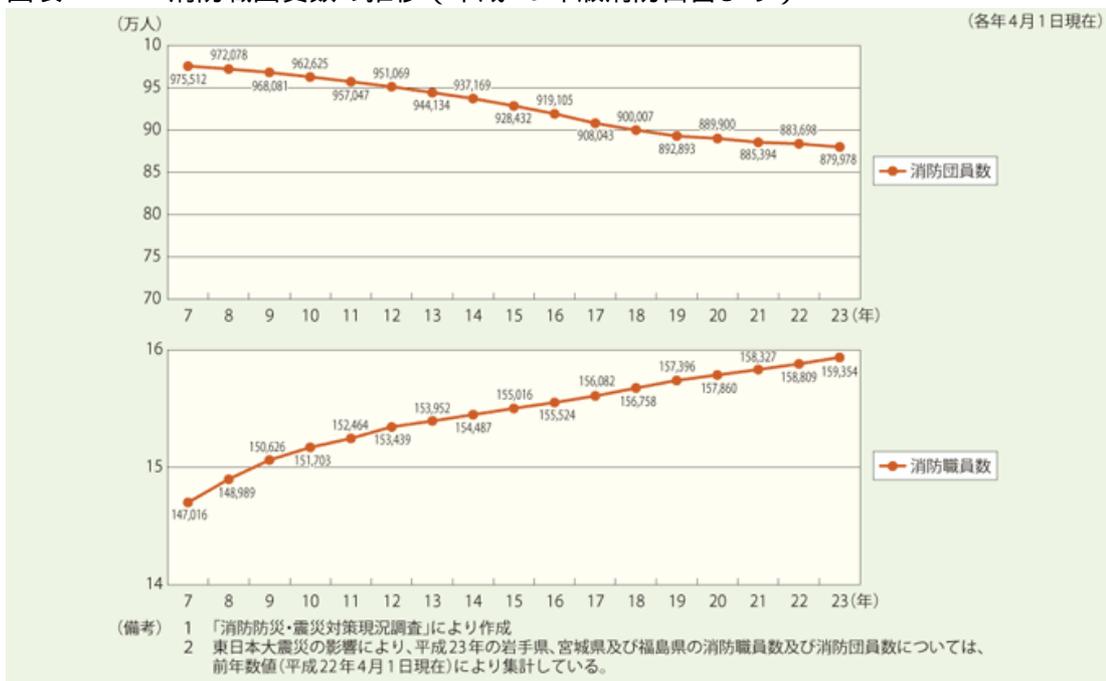
(備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」及び「消防本部及び消防団に関する異動状況の報告」により作成
2 東日本大震災の影響により、平成23年の岩手県、宮城県及び福島県の消防署数、出張所数、消防職員数、消防団数、分団数及び消防団員数については、前年数値(平成22年4月1日現在)により集計している。

消防職員については全国的に増加傾向にあるが、消防団員については過去15年以上にわたって継続して減少傾向にある（図表2-4-2参照）。

消防団は、地域密着性、大きな要員動員力及び即時対応力を備えた重要な消防機関

であり、消防団員の減少傾向は、わが国の消防体制の大きな課題となっている。

図表 2-4-2 消防職団員数の推移（平成 23 年版消防白書より）



(2) 消防の広域化

近年の災害の多様化、大規模化や住民ニーズの多様化等に伴い、小規模な消防本部において、財政的に（具体的には人員面、装備面で）対応が困難となっているという問題意識のもと、平成 18 年の消防組織法の一部改正により、消防の広域化に関する規定（第四章 市町村の消防の広域化）が加えられた。

消防の広域化とは、複数の市町村が消防団の事務を除く消防事務を共同して処理すること、または市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいうが、消防庁長官が「自主的な市町村の消防の広域化を推進するとともに広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本的な方針」を定め（消防組織法第 32 条第 1 項）、この方針に基づいて都道府県が区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合に、その市町村を対象として、当該都道府県における自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画（推進計画）を定めるように努めなければならない（同法第 33 条第 1 項）とされている。

広域化対象市町村は、市町村の広域化を行おうとするときは、その協議により、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための計画（広域消防運営計画）を策定（同法第 34 条第 1 項）し、広域化を推進することになる。

ただし、新潟県においては、平成 20 年 3 月に新潟県消防の今後のあり方検討会によ

り新潟県消防の今後のあり方検討資料が策定され、広域化に向けた検討がなされたものの、同法第 33 条に定める推進計画の策定はなされていない。総務省消防庁のホームページによれば、平成 24 年 2 月現在において推進計画未策定県は新潟県と佐賀県のみとなっている。

5. 市町村消防事業の財源

消防事業における自主財源と言い得るものはごく一部の使用料及び手数料のみであり、ほとんどが一般財源等（地方税、地方交付税、地方譲与税等使途が特定されていない財源）及び特定財源（国庫補助金、都道府県補助金、地方債等）を財源としている。

平成 21 年度における全市町村の一般財源等の額の合計は 1 兆 6,638 億円（消防費決算全体の 91.0%）、国庫支出金の合計は 186 億円（同 1.0%）、地方債の合計は 1,069 億円（同 5.9%）となっている。

なお、特定財源のその他の項目としては、入湯税、航空機燃料譲与税、交通安全対策特別交付金、電源立地地域対策交付金、石油貯蔵施設立地対策等交付金(以下、「石油交付金」という)、高速自動車国道救急業務実施市町村支弁金、防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金等がある(以上平成 23 年版消防白書による)。

図表 2-5 は、全国市町村消防費決算額の財源内訳の推移である。

図表 2-5 全国市町村消防費決算額の財源内訳の推移（平成 23 年度消防白書より）

(単位:億円、%)

区 分	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	金額	構成比								
一般財源等	16,726	91.7	16,654	91.9	16,715	91.9	16,483	91.6	16,638	91.0
特定財源	1,517	8.3	1,462	8.1	1,483	8.1	1,513	8.4	1,640	9.1
国庫支出金	224	1.2	192	1.1	249	1.4	150	0.8	186	1.0
地方債	970	5.3	1,012	5.6	992	5.5	965	5.4	1,069	5.9
使用料、手数料	32	0.2	34	0.2	34	0.2	34	0.2	32	0.2
その他	291	1.6	223	1.2	208	1.1	364	2.0	353	2.0
計	18,243	100.0	18,116	100.0	18,198	100.0	17,996	100.0	18,278	100.0

(備考) 1 「地方財政統計年報」(総務省)により作成
2 単位未満四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

6. 消防関係法規

消防に関する法規の体系は、国会または国の行政機関（総務省）が定める法令を基本とし、詳細な内容は政令、省令等で規定されている。また、これらの規定に基づいて自治体が条例、規則等を定めている。なお、広くは総務省消防庁による告示等も消防行政において規範とされる。

国会または総務省が定める主な消防関係法規は以下のとおりである。

- ・ 消防組織法
- ・ 消防法
- ・ 消防法施行令
- ・ 消防法施行規則
- ・ 危険物の規制に関する政令
- ・ 危険物の規制に関する規則
- ・ 危険物の試験及び性状に関する省令
- ・ 危険物の規制に関する政令別表一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令
- ・ 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示

新潟市の消防事業の概要

1. 新潟市の概要、地勢及び消防現勢分布

(1) 新潟市の概要及び地勢

新潟市は新潟県の県庁所在地として、人口約 80 万 5 千人（平成 24 年 3 月 31 日現在）を擁する政令指定都市であり、新潟県の中央からやや北東に位置する。

また国際空港や港湾、新幹線、高速道路網が整備された交通拠点であると同時に、国内最大の水田面積を持つ大農業都市であるという他の都市では見られない特徴を兼ね備えている（新潟市の消防 2012 平成 23 年度消防年報（以下、平成 23 年度消防年報という）より）。

なお、新潟市は平成 17 年に近隣 13 市町村を編入合併したことにより現在の地勢となっており、面積は 726.10 k m²と全国の 788 市のなかで比較的上位に位置する（平成 23 年 10 月 1 日現在全国第 66 位、新潟県では村上市、上越市、長岡市に次いで第 4 位）。

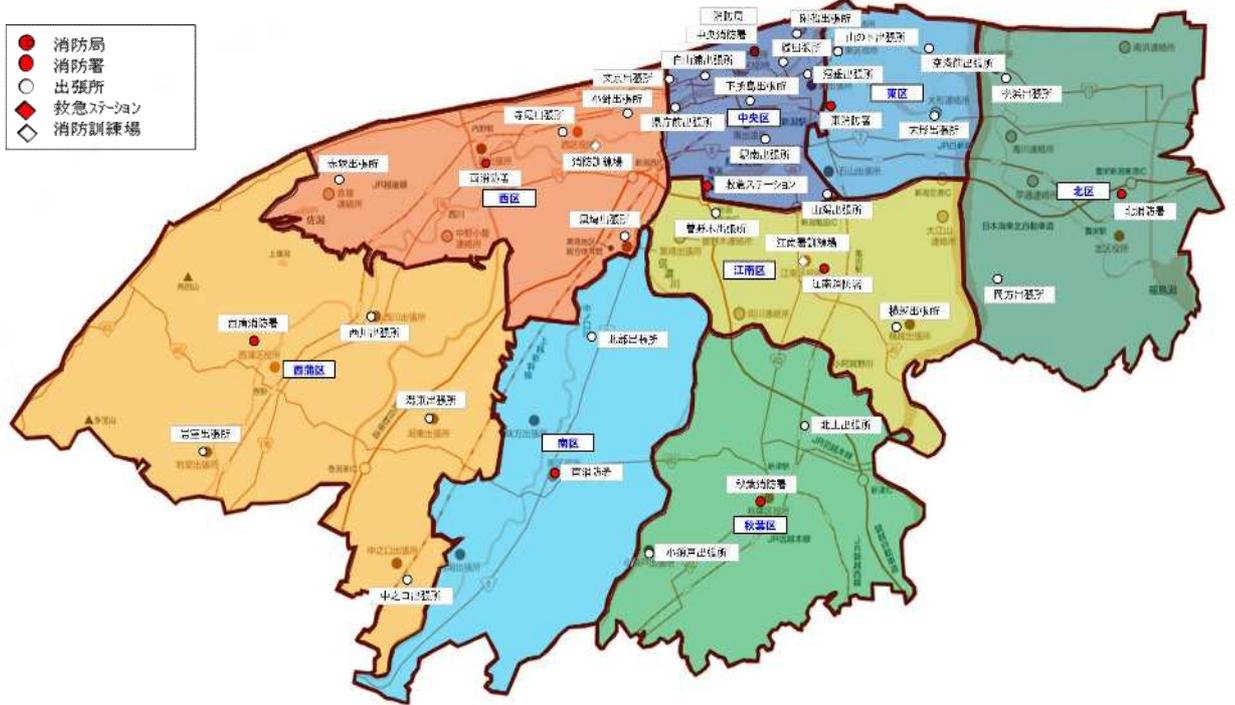
ちなみに人口密度については、全国第 234 位となっており、水田面積が大きいことによる影響が見られる。



(2) 消防現勢分布

（平成 23 年度消防年報より）

消防局 （中央消防署本署と併設）	中央消防署	県庁前出張所	西消防署	本署
		文京出張所		寺尾出張所
		駅南出張所		小針出張所
		沼垂出張所		赤塚出張所
北消防署	本署	山潟出張所	黒崎出張所	
		岡方出張所		
		東消防署		江南消防署
山の下出張所	曾野木出張所	中之口出張所		
空港前出張所	横越出張所	西川出張所		
大形出張所	秋葉消防署	本署	潟東出張所	
中央消防署		本署	北上出張所	岩室出張所
礎出張所	小須戸出張所		救急ステーション	
白山浦出張所	南消防署		本署	消防訓練場
附船出張所			北部出張所	江南署訓練場
下所島出張所				



2. 新潟市消防事業の沿革

新潟市の消防事業の沿革は、1843年（天保14年）11月の新潟町奉行による町内を5組に分ち竜吐水1挺ずつを備え1組70人とした町火消制度の確立まで遡ることができるが、現在の日本の消防の基本的な枠組みを決定する法的根拠となった消防組織法の施行後における主な沿革は以下のとおりである。

（新潟市提供資料より抜粋）

年月	記事
昭和 23 年 3 月	消防組織法の施行により消防は警察から完全に分離独立し、地方自治の本旨に基づく自治体消防として新潟市消防署と改称、署長以下 112 人で新発足し、各派出所を出張所に改め消防本部を市役所内に設置
昭和 25 年 10 月	東大畑通 1 番町に新庁舎竣工、専任消防長を任命するとともに消防本部、消防署を併置し旧庁舎を西堀出張所として開設
昭和 28 年 3 月	東堀通 6 番町カフェーロビン火災（死者 7 名）
昭和 28 年 4 月	本市の救急業務開始（救急出動規程〔訓令第 18 号〕が定められた。）
昭和 30 年 1 月	消防専用無線電話機の運用を開始
昭和 30 年 10 月	新潟大火、西新潟中央部 1,193 世帯及び 5,901 人り災
昭和 35 年 1 月	新潟市消防音楽隊を結成
昭和 39 年 6 月	午後 1 時 02 分新潟地震発生 人的被害 死者 11 人、重傷 16 人、軽傷 109 人 建造物の被害 全（焼）壊 2,338 世帯 半（焼）壊 7,595 世帯 部分損傷 10,703 世帯 床上浸水 10,283 世帯 床下浸水 2,051 世帯
昭和 40 年 10 月	消防本部に消防機動隊を編成
昭和 41 年 7 月	水害発生（7.17 水害） 床上浸水 335 世帯 床下浸水 1,452 世帯
昭和 42 年 8 月	水害発生（8.28 水害） 床上浸水 328 世帯 床下浸水 2,526 世帯

年月	記事
昭和 46 年 3 月	消防本部（西消防署併置）庁舎改築，鉄筋コンクリート地下 1 階，地上 4 階建（高さ 50m 鉄骨無線塔併設）
昭和 46 年 11 月	新潟西港沖でリベリア船籍タンカー船ジュリアナ号（11,684 トン）座礁遭難 流出油量 7,196 キロリットル
昭和 47 年 5 月	新潟西港において海鱗丸触雷爆発事故
昭和 52 年 2 月	消防本部を「消防局」に名称変更
昭和 53 年 3 月	救急無線装置（複信方式）を整備，医療機関有線と結合，現場救急隊との直結通信を可能とした。
昭和 53 年 6 月	水害発生（6.26 水害） 床上浸水 142 世帯 床下浸水 1,113 世帯
昭和 54 年 3 月	消防指令装置 1 基消防局に設置
昭和 55 年 3 月	救急医療情報収集装置（型）1 基消防局に配置
昭和 60 年 2 月	大規模石油備蓄基地所在本部連絡協議会発足
平成 6 年 7 月	消防緊急通信指令施設運用開始
平成 7 年 1 月	兵庫県南部地震発生 兵庫県南部地震救援活動調査先遣隊が神戸市に向けて出発 消防局からは警防課長補佐を派遣 医療救護隊としてドクターズカーが出動し，東消防署職員 2 名を派遣 新潟県災害応援救急隊を結成（新潟市消防局他 4 本部） 新潟市消防局として消防局警防係長及び西消防署職員（計 4 名）を神戸市消防局へ派遣
平成 7 年 4 月	新潟県北部地震発生
平成 7 年 10 月	新潟市消防局震災対策等活動マニュアル完成
平成 8 年 10 月	消防組織法の規定に基づく消防職員委員会が発足
平成 8 年 12 月	蒲原沢土石流 災害救援のため第 1 次から第 8 次派遣隊まで（計 88 名）派遣
平成 9 年 1 月	ロシア船籍ナホトカ号重油流出事故のため回収・監視活動を実施
平成 9 年 6 月	緊急消防援助隊新潟市消防受援計画運用開始
平成 10 年 8 月	集中豪雨水害発生（8.4 水害） 株式会社ザイエンス新潟支店集団救急災害発生
平成 11 年 9 月	台湾地震災害発生により国際消防救助隊員（2 名）を派遣

年月	記事
平成 13 年 1 月	新潟市に西蒲原郡黒埼町を編入合併 黒埼町消防本部を西消防署黒埼出張所として開所
平成 13 年 8 月	消防情報ネットワーク運用開始
平成 16 年 7 月	中越地方豪雨発生（7.13 水害） 新潟県広域消防相互応援協定により第 1 次派遣隊から第 3 次派遣隊まで（延べ 15 隊 56 名）を派遣
平成 16 年 10 月	中越大震災発生 新潟県広域消防相互応援協定により第 1 次派遣隊から第 17 次派遣隊まで（延べ 83 隊 292 名）を派遣
平成 17 年 3 月	近隣 12 市町村を編入合併（新津市，白根市，豊栄市，小須戸町，横越町，亀田町，岩室村，西川町，味方村，潟東村，月潟村，中之口村）及び巻町の消防事務を受託し，新津消防署，白根消防署，豊栄消防署，亀田消防署，西川消防署，巻消防署を開署 合併に伴い，新潟市東消防団・新潟市西消防団を解団し，新潟市消防団（1 団 7 方面隊）を発足
平成 17 年 10 月	新潟市に西蒲原郡巻町を編入合併 合併に伴い，1 団 8 方面隊を編成
平成 17 年 12 月	新潟大停電発生
平成 18 年 1 月	9 日～14 日 平成 18 年豪雪 除雪作業のため新潟市消防団員延べ 229 名を妙高市，湯沢町に派遣
平成 19 年 4 月	新潟市が政令指定都市に移行 1 区 1 署に署所再編し，北消防署，東消防署，中央消防署，江南消防署，秋葉消防署，南消防署，西消防署，西蒲消防署の 8 署体制とする。
平成 19 年 4 月	高機能消防指令センター運用開始
平成 19 年 7 月	中越沖地震発生 新潟県広域消防相互応援協定により第 1 次派遣隊から第 12 次派遣隊まで（延べ 41 隊 152 名）を派遣
平成 20 年 6 月	岩手・宮城内陸地震発生 緊急消防援助隊新潟県隊応援等実施計画に基づき新潟県隊（第 1 次隊）に 5 隊 24 名を派遣（新潟県隊：24 隊 100 名）
平成 23 年 3 月	ニュージーランド地震発生により，国際消防救助隊員（2 名）を派遣 東日本太平洋沖地震発生 緊急消防援助隊新潟県隊応援等実施計画に基づき第 1 次派遣隊から第 20 次派遣隊まで（延べ 123 隊 484 名）派遣

年月	記事
平成 23 年 7 月	記録的大雨による県内広域応援隊として三条市へ第 1 次派遣隊から第 2 次派遣隊まで（延べ 5 隊 25 人）派遣
平成 24 年 2 月	豪雪地域への派遣計画に伴い妙高市へ第 1 次派遣隊から第 2 次派遣隊まで（吏員・団員延べ 62 人）派遣
平成 24 年 4 月	消防団 1 団 8 方面隊 73 個分団 445 個班に改組

このように見ると、新潟市、あるいは新潟県で、いかに震災、水害、雪害等の自然災害が多いかが分かり、防火・消防活動に限ることなく、新潟市消防事業による救急・救助活動等に係る貢献の大きさが容易に想像できる。

なお、上記にあるように新潟市は平成 17 年に 13 市町村を編入合併し、消防業務においても大きくその編成等を変えているが、現在では事務の一部にその名残は残るものの、全体として消防事業の統合は完了している。

また、平成 23 年 3 月の東日本大震災に伴う新潟市からの応援等の概要は以下のとおりである（新潟市ホームページより）。

<p>東日本大震災における緊急消防援助隊新潟県隊の活動概要（更新日：2012 年 6 月 1 日） 3 月 11 日から 5 月 10 日までの 2 ヶ月間にわたる緊急消防援助隊の任務を終了いたしました。</p> <p>被災地の復興、亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに、この災害を教訓とし、より一層の消防体制の充実を図り、市民の皆様の信頼と負託に応えるよう尽力してまいります。</p> <p>1 初動対応（発災時刻：3 月 11 日（金曜）14 時 46 分）</p> <p>指揮支援隊</p> <p>要請時刻：15 時 55 分 出動時刻：16 時 00 分 出動先：石巻市 到着時刻：12 日 3 時 10 分</p> <p>新潟県隊</p> <p>要請時刻：16 時 25 分 出動時刻：18 時 50 分 出動先：石巻市 到着時刻：12 日 6 時 10 分</p> <p>特殊装備部隊</p> <p>出動時刻：12 日 1 時 10 分 出動先：気仙沼市</p>
--

到着時刻：12日10時10分

2 出動隊数及び人員（3月11日～5月10日累計）

新潟県隊 1,824 隊 7,133 人

新潟市部隊 492 隊 1,934 人

3 主な活動概要

石巻市内における消火・救急・救助活動

特殊装備部隊（海水利用システム車）による気仙沼市内での火災防ぎょ活動（3日間）

新潟市から福島空港までの航空燃料搬送ローリーの先導業務（3回）

東京電力への消防車両2台（A1級ポンプ付き）の貸与

福島県南相馬市からの転院搬送業務（搬送人員54人）

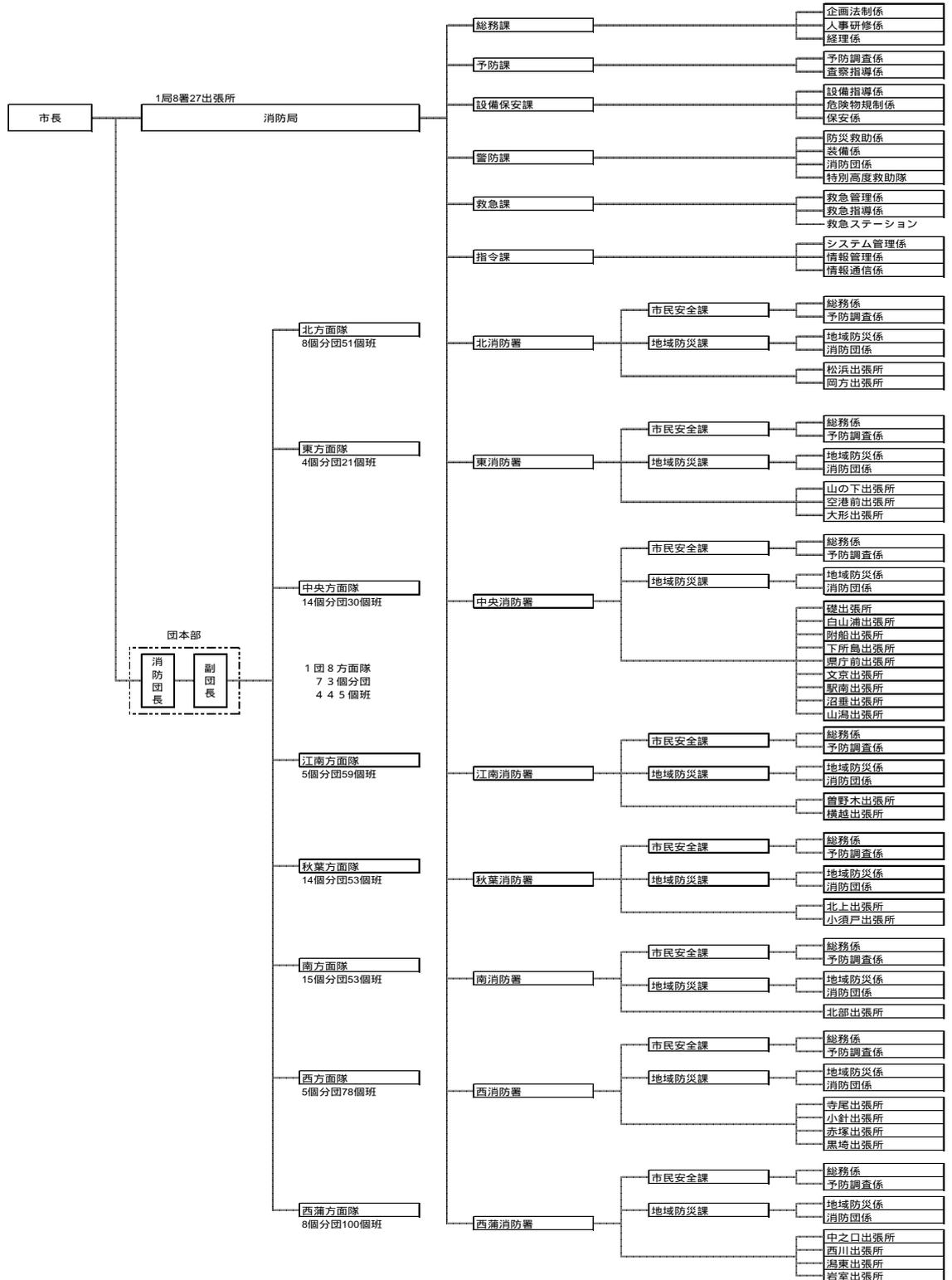
大型除染システム貸与及び取扱指導（2日間）

JX日鉱日石エネルギー原油タンク（宮城県多賀城市）警戒

3. 組織と分掌事務

(1) 新潟市消防機構図

平成24年4月1日現在



(2) 消防局(消防署含む)の分掌事務

消防局各課の主な業務内容は以下のとおりとなっている(消防局ホームページより)。

総務課

組織及び消防施策の企画・調整、消防に関する規程の制定・改廃、消防音楽隊の運営(企画法制係) 消防職員の任免・分限・懲戒・服務、消防職員の採用・昇任試験、消防職員の教育・研修、消防職員の保健衛生管理(人事研修係) 予算・決算の総括、給与・各種手当の支給、庁舎の建設・改修・管理(経理係)

予防課

市民に対する防火思想の普及啓発、火災予防対策の企画・推進、火災予防条例に基づく指導、火災原因・損害の調査及び統計(予防調査係) 防火対象建物等の査察・指導及び違反処理、防火・防災管理者の育成・指導(査察指導係)

設備保安課

建築物の消防用設備の審査及び検査(設備指導係) 危険物の規制及び指導(危険物規制係) 火薬関係の規制及び指導、液化石油ガス・高圧ガス関係の規制及び指導(保安係)

警防課

災害現場活動に関する企画・調整、災害活動組織・出動計画及び部隊運用、消火栓など消防水利の管理、特別高度救助隊業務(防災救助係) 消防車両製作に係る業務、消防車両・機械器具の配置及び保守管理、消防機械器具の操作技術の指導、自動車の運転・整備技術の指導及び養成(装備係) 消防団の任免業務、消防団施設・機械器具等の管理、消防団員の報酬・退職報償金の支給関連業務、消防団員の公務災害補償関連業務(消防団係)

救急課

救急出動に関する統計・調査、救急車・救急隊の装備品に関する業務、救急医療体制の調整、患者等搬送関連業務(救急管理係) 救急隊の活動に関する業務、応急手当の普及啓発、救急隊員の教育及び訓練、救急ステーションの運営(救急指導係)

指令課

119番通報の受信及び出動指令、消防隊・救急隊との情報交換、指令システムの保守管理(システム管理係) 119番通報の受信及び出動指令、消防隊・救急隊との情報交換、指令システムの情報管理(情報管理係) 119番通報の受信及び出動指令、消防隊・救急隊との情報交換、消防無線・通信施設の保守管理(情報通信係)

消防署

署内の企画・調整、署員の人員管理、庁舎の管理(市民安全課総務係) 火災原因及び損害調査、火災予防の広報、消防用設備の検査・指導、危険物に関する許可・

指導（市民安全課予防調査係）消火・救急・救助活動、消火栓・防火水槽などの消防水利管理、応急手当の普及啓発、消防車両の管理（地域防災課地域防災係）、消防団員の任免、消防団の消防訓練、消防団の消防機械器具の整備（地域防災課消防団係）消火・救急・救助活動、予防関係の各種届出の受理（出張所）

(3) 消防団

新潟市のホームページによれば、「新潟市消防団について」として、以下のとおり説明されている。

また、新潟市消防団に係る組織図は、図表 2-3 のとおりである。

消防団の歴史

天保 14 年（1843 年）に新潟町奉行が町内を 5 組に分けて、竜吐水（水鉄砲の大きなもの）を 1 丁ずつ備えた 1 組 70 人の町火消制度を確立。

明治 27 年に「町火消」から「消防組」に改組

昭和 14 年に「消防組」から「警防団」に改組

昭和 22 年に「警防団」から「消防団」に改組・・・現在に至る。

消防団の必要性

当市においては昭和 30 年の新潟大火、昭和 39 年の新潟地震、近年においては平成 7 年の阪神淡路大震災、平成 12 年の有珠山噴火、三宅島噴火、東海地方の集中豪雨などにおける消防団の目覚ましい活躍で示されたとおり、各地域における消防・防災の中核として重要な役割を果たしています。

また、現在の建物や街は防火のための対策が多くとられ、非常に快適な生活を送ることができるようになりましたが、複雑多様化する都市形成の中で我々を取り巻く環境は、今までに考えられなかったような事故や災害を生み出し、その被害は予想をはるかに超えるものとなっています。

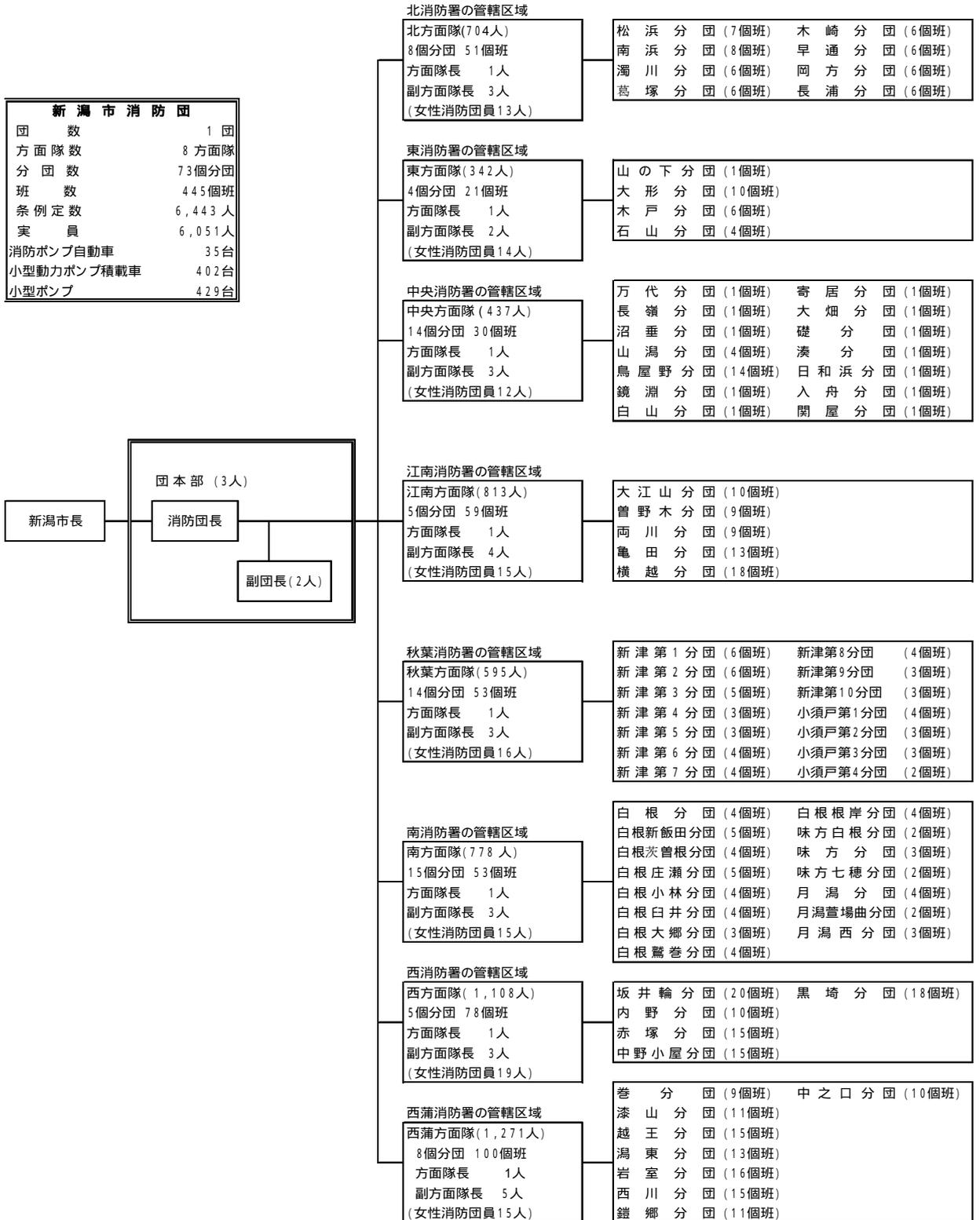
このような中で、関係機関は積極的に防災体制をおし進めていますが、地域に密着した消防団の特性を活かした活動に大きな期待が寄せられています。

消防団の仕事

災害出動	火災・風水害・地震などの災害現場活動
火災予防活動	火災予防巡回広報・地域住民に対する防火指導・応急手当指導
教育訓練	規律訓練・消防操法訓練・水防訓練・応急手当指導員研修・新潟県消防学校での各種教育
その他	機械器具の点検整備・地域における各種行事の警備

図表 2-3 新潟市消防団組織図（平成 23 年度消防年報より）

平成24年4月1日現在



4. 新潟市の管内情勢等

(主に平成23年度消防年報より)

(1) 常備消防

管内情勢

管轄消防署名	面積 (km ²)	人口 (人)	世帯数 (世帯)
全管内総数	726.10	805,802	318,211
北消防署	107.92	77,779	27,389
東消防署	38.77	139,039	57,461
中央消防署	37.42	175,070	81,987
江南消防署	75.46	69,742	25,131
秋葉消防署	95.38	78,532	27,854
南消防署	100.83	47,218	14,894
西消防署	93.81	156,953	63,988
西蒲消防署	176.51	61,469	19,507
消防職員 1人に対する (912人)	0.80	883.55	348.92
消防署(所) 1に対する (8署27出張所)	20.75	23,022.91	9,091.74
消防ポンプ車 1台に対する (46台)	15.78	17,517.43	6,917.63

人口及び世帯数は、平成23年3月31日現在の住民基本台帳及び外国人登録による。

施設、消防車両及び人員

平成24年4月1日現在

施設・消防車両区分									人員区分					
署・出張所	自消防ポンプ車等	自は動し車	化学消防車	救助工作車	3点セット	消防艇	救急自動車	特殊車両等	総数	消防隊員等	救急隊員	予防要員	通信員	等庶務の処 理の人員
35	46	9	7	10	1	1	32	37	911	620	141	38	26	86

消防隊員等は、救急隊との兼務隊員を含む。

消防水利

平成24年4月1日現在

総数	消火栓	公設		私設	防火水槽	40 ^{m³} 以上 60 ^{m³} 未満	60 ^{m³} 以上 100 ^{m³} 未満	100 ^{m³} 以上	(再掲)耐震性貯水槽	(再掲)耐飲水兼用貯水槽	その他の水利	(参考)40 ^{m³} 未満の 火水未満の 槽
		公設	私設									
16,994	15,924	15,416	508	941	916	12	13	(25)	(12)	129	799	

5. 新潟市の消防力の現況

(1) 政令指定都市における主な消防力の基準比較

(消防局提供資料より)

平成24年4月1日現在

都市名	人口 (千人) 24.4 現在	管轄 面積 k ² m ²	消防署所数			消防職員数			ポンプ車			救急車			救助車			梯子車			ヘリ
			基準 数	現 有 数	充 足 率 %	基 準 数	現 有 数	充 足 率 %													
新 潟	806	726	33	35	106.1	1151	911	79.1	53	52	98.1	25	25	100.0	9	10	111.1	8	9	112.5	0
仙 台	1029	786	29	26	89.7	1283	1090	85.0	40	38	95.0	23	23	100.0	8	8	100.0	6	6	100.0	2
浜 松	818	1558	28	27	96.4	1162	890	76.6	42	38	90.5	24	21	87.5	7	6	85.7	8	7	87.5	1

仙台・・・管轄面積が同規模 浜松・・・人口が同規模

上の表中にある基準数は、総務省消防庁が公表している「消防力の整備指針」により求めた数である。この比較によれば、多くの項目において仙台市及び浜松市を上回っている。

しかし、消防職員数については、仙台市や浜松市と概ね同程度の充足率とはいえ、基準数を 20%超下回っている。また、他の指標である消防署やポンプ車といった「モノ」に比して、この消防職員という「ヒト」の充足率が相対的に低く、消防事業の根幹を担う消防職員数が十分に確保されていない可能性がある。

なお、消防職員定数については、新潟市職員定数条例第2条第5号により定められており、この条例定数に対する充足率は 100%に近い。これは条例定数が、「消防力の整備指針」とは別に定められるためであるが、消防職員数の増員の検討を行うに当たっては、条例定数の妥当性についても合わせて検討することが望まれる。

(参考)平成 23 年度新潟市消防局職員数と条例定数

(単位：人)

	消防職員数	条例定数	充足率
平成 23 年度	911	912	99.9%

(新潟市消防局機構図より)

【意見 1】

総務省消防庁が公表している「消防力の整備指針」による消防職員の基準数を 20%超下回っており、その数が不足している可能性について、分析のうえ増員の可否を検討することが望まれる。

また、消防職員定数については、新潟市職員定数条例第2条第5号により、その数が定められており、条例定数に対する充足率は 100%に近いが、上記のとおり、「消防

力の整備指針」の基準数を20%超下回っていることから、条例定数の妥当性についても検討することが望まれる。

(2) 出火率

人口1万人当たりの1年間の出火件数を出火率といい、火災の発生状況を示す指標として用いられている。

新潟市の平成21年から23年までの出火率は安定的に1.9件という低い数値を維持しており、全国的にみてもトップクラスである。

次ページの図表3-5-1は出火率及び死者発生率(人口10万人あたりの火災による死者数)を県単位で比較(東日本大震災の影響で、岩手県、宮城県及び福島県のデータは除かれている)したものであるが、全国的にみても、また新潟県内においても新潟市の出火率が低いことが分かる。

これは、単に出火件数が少なかったということではなく、広報、検査・指導等を通じた新潟市消防局の防火活動の成果であると考えられる。

なお、平成23年1月から9月までの期間の新潟市の死者発生率は1.99と全国平均である0.99と比較して高くなっている。これは新潟市の同期間における自損による死者数の比率(43.8%)が全国平均(25.3%)よりも高いことも影響しており、単に防火活動や通報から消火開始までの時間の短縮等の努力ではコントロールできない要素を多分に含んでいるものと考えられる。

図表 3-5-1 都道府県別出火率等（平成 23 年 1 月～9 月：消防庁ホームページより）

都道府県	出火件数	死者数	人口	出火率	死者発生率	都道府県	出火件数	死者数	人口	出火率	死者発生率
北海道	1,641	54	5,498,916	2.98	0.98	滋賀県	396	9	1,390,927	2.85	0.65
青森県	413	17	1,395,886	2.96	1.22	京都府	484	20	2,547,225	1.90	0.79
岩手県	0	0	1,120,741	0.00	0.00	大阪府	2,181	81	8,681,623	2.51	0.93
宮城県	0	0	1,978,961	0.00	0.00	兵庫県	1,865	46	5,580,139	3.34	0.82
秋田県	272	27	1,097,588	2.48	2.46	奈良県	328	20	1,406,701	2.33	1.42
山形県	308	11	1,168,752	2.64	0.94	和歌山県	329	19	1,025,613	3.21	1.85
福島県	0	0	1,897,429	0.00	0.00	鳥取県	204	11	592,213	3.44	1.86
茨城県	1,213	41	2,973,174	4.08	1.38	鳥取県	285	3	718,218	3.97	0.42
栃木県	770	40	1,995,901	3.86	2.00	岡山県	613	38	1,934,057	3.17	1.96
群馬県	729	22	1,998,558	3.65	1.10	広島県	984	27	2,852,726	3.45	0.95
埼玉県	2,141	56	7,140,929	3.00	0.78	山口県	484	21	1,455,401	3.33	1.44
千葉県	2,036	60	6,161,921	3.30	0.97	徳島県	230	7	791,242	2.91	0.88
東京都	4,048	60	12,662,461	3.20	0.47	香川県	330	22	1,009,794	3.27	2.18
神奈川県	2,101	72	8,906,590	2.36	0.81	愛媛県	426	18	1,450,262	2.94	1.24
新潟県	518	40	2,378,853	2.18	1.68	高知県	315	12	766,426	4.11	1.57
富山県	171	14	1,092,885	1.56	1.28	福岡県	1,429	45	5,043,494	2.83	0.89
石川県	256	13	1,160,206	2.21	1.12	佐賀県	246	11	855,968	2.87	1.29
福井県	142	10	806,428	1.76	1.24	長崎県	518	21	1,440,853	3.60	1.46
山梨県	456	12	860,559	5.30	1.39	熊本県	503	22	1,828,471	2.75	1.20
長野県	935	31	2,153,802	4.34	1.44	大分県	425	21	1,201,901	3.54	1.75
岐阜県	648	28	2,076,675	3.12	1.35	宮崎県	494	12	1,147,867	4.30	1.05
静岡県	1,145	31	3,760,801	3.04	0.82	鹿児島県	663	20	1,713,984	3.87	1.17
愛知県	2,216	69	7,249,626	3.06	0.95	沖縄県	392	14	1,413,583	2.77	0.99
三重県	678	20	1,844,293	3.68	1.08	都道府県計	36,961	1,248	126,230,625	2.93	0.99

(3) 消防水利充足率

消火栓、防火水槽などの消防水利は、人員及び消防車両と並ぶ消防力を計る重要な要素である。

消防に必要な水利の基準は、消防法第 20 条第 1 項の規定により消防庁が勧告することとされており、これを受けて消防庁より昭和 39 年 2 月 10 日消防庁告示第 7 号として「消防水利の基準」が示されている。

これによれば、全ての防火対象物から、所在する市街地、準市街地等の区分に応じた所定の距離以内に消防水利を設けることが、市町村の消防に必要な最小限度の基準として示されている。

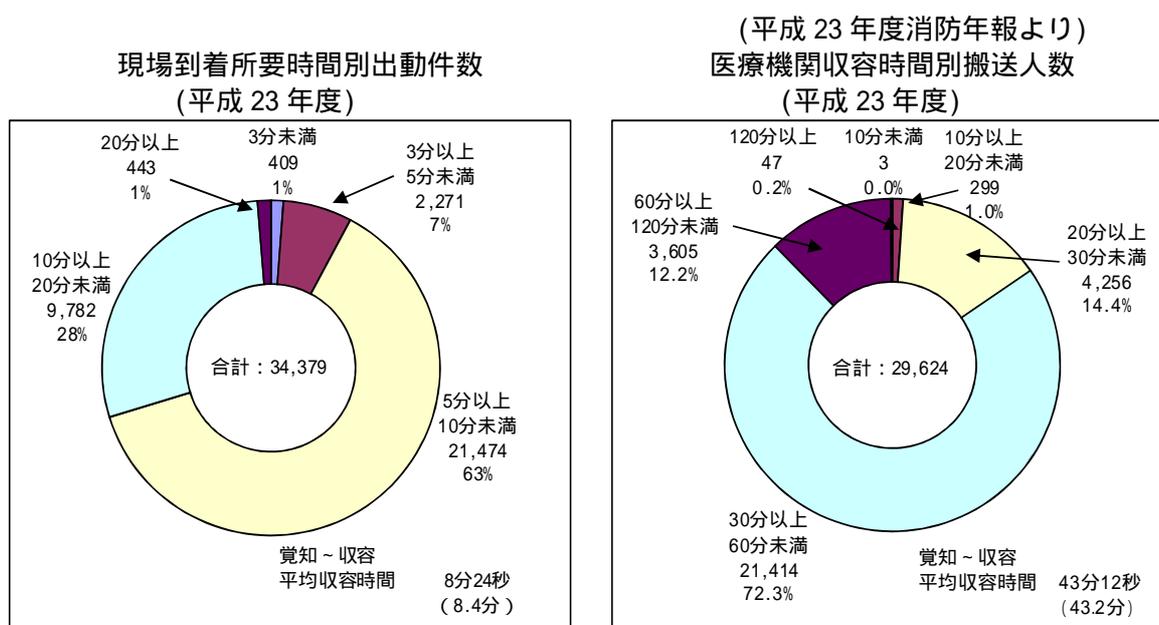
新潟市では、消防水利の基準による基準数 8,339 に対して現有水利数が 7,849 であり、充足率は 94.1%となっている。これは、全国平均と比較して極めて高い数値となっている（平成 21 年 3 月 31 日現在における充足率の全国平均は 80.4%）。

ただし、上記に述べたとおり、消防水利の基準は市町村の消防に必要な最少限度の水利について定めたものであり、その点からすれば更なる整備が望まれる。

【意見 2】

新潟市の消防水利の充足率は全国的にみて高いものであるが、消防力の向上のため、また消防庁が勧告する「消防に必要な最小限度の水利」を確保するため、更なる整備努力が望まれる。

(4) 救急体制



上の図のとおり、覚知（119 番回線が消防機関に接続して、指令課員が受付を行った時刻）から現場到着までの平均所要時間は 8.4 分であり、これは平成 22 年における全国平均 8.1 分（総務省消防庁ホームページより）とほぼ同じ水準である。また、覚知から医療機関収容までの平均所要時間は 43.2 分であり、こちらは平成 22 年における全国平均 37.4 分（同）より 6 分程度遅くなっている。

ただし、新潟市では病院到着前の医療・救護活動の質の向上を目指す拠点、あるいは応急手当普及啓発活動の拠点等の機能を有した「新潟市救急ステーション」の開設、及び高度救急隊の運行等の施策により、平成 19 年 11 月から平成 21 年 12 月までの一

般市民により心肺停止の時点が目撃された症例のうち、心原性かつ初期心電図波形が VF 又は無脈性 VT であったものの 1 ヶ月後生存率を 49.4%、1 ヶ月後社会復帰率を 33.7%と高めており（新潟市ホームページより）、救急体制は充実しているものと考えられる。

ちなみに、同じ前提での 1 ヶ月後生存率と 1 ヶ月後社会復帰率の平成 22 年全国平均は、それぞれ 30.5%及び 20.4%（総務省消防庁「救急・救助の現況（平成 23 年版）」より）となっている。

なお、上記に含まれる医療用語の意味は以下のとおりである。

（新潟市ホームページより）

- 心原性 : 心臓の疾患が原因と考えられるもの
- VF(心室細動) : 致死的不整脈の一つで、心臓が小刻みに震え、全身に血液を送り出すことが出来ない状態
- VT(心室頻拍) : 脈を触れることができないならば致死的不整脈の一つで、全身に血液を送り出すことが出来ない状態
- 社会復帰率 : 市民目撃心原性 VF/VT で、後遺症なく生存退院できたもの

6. 平成 23 年度決算状況と主な施策

平成 23 年度の新潟市消防局の決算の状況と実施した主な施策は以下のとおりである。

(新潟市ホームページより)

(1) 歳入の状況

平成 23 年度歳入内訳	金額(千円)
石油交付金	60,602
使用料及び手数料	23,926
国庫支出金	0
支出金	0
財産収入	263
諸収入	60,020
市債	457,100
歳入合計	601,912

(2) 歳出の状況

平成 23 年度歳出(消防費)内訳	金額(千円)
消防施設費	1,047,088
救急業務高度化の推進	94,290
消防活動体制の充実・強化	675,761
消防施設の整備	212,811
消防団の充実強化・活性化対策の推進	64,223
常備消防費	8,932,654
救急業務高度化の推進	10,549
市民と協働による救命率の向上	2,068
消防局の運営	341,828
常備消防諸経費	218,038
人件費	8,358,869
防火安全対策の推進	1,299
非常備消防費	588,843
消防団の運営	438,364
消防団諸経費	150,478
歳出(消防費)合計	10,568,585

(3) 実施された主な施策

(単位：千円)

事業名	事業費	財 源 内 容			事業概要
		国・県 支出金	市 債	一 般	
消防車両整備事業	30,262	25,396		4,866	消防ポンプ自動車 山の下出張所 1台
消防水利施設整備事業	271,225		80,500	190,725	・消火栓設置負担金等 ・防火水槽設置(40㎡級) 9基 ・防火井戸設置 3基
消防署所整備事業	509,141		337,200	171,941	・消防局庁舎移転新築事業(基本設計) ・江南消防署移転新築事業(実施設計) ・西消防署改築事業(建設工事) ・消防救急無線デジタル化整備事業
消防資機材整備事業	6,999	6,500		499	・消防用ホース整備
救急高度化推進事業	107,683	29,000	61,400	17,283	・高規格救急自動車 高度救急隊,北上出張所,岩室出張所 3台 ・救急救命士養成 5人
応急手当普及啓発事業	2,442			2,442	・応急手当講習用資機材整備
高齢者家庭福祉対策事業	2,922			2,922	・火災感知機能付警報器及び消火器の設置
消防団整備事業	52,007		49,200	2,807	・小型動力ポンプ積載車 14台 ・小型動力ポンプ(B-3級) 12台 ・消防団器具置場整備 3棟

7. 平成 24 年度予算と経営方針

平成 24 年度予算、当初予算の過去年度推移及び平成 24 年度経営方針は以下のとおりである。

(1) 歳入予算

平成 24 年度歳入内訳	金額(千円)
県支出金	0
財産収入	243
使用料及び手数料	40,694
市債	1,002,600
諸収入	41,045
石油交付金	60,602
歳入合計	1,145,184

(単位：千円)

区分 年度別	国庫補助金	市 債	寄 付 金	使用料及び 手 数 料	そ の 他	合 計
平成 16 年度	12,466	-	-	19,695	83,246	115,407
17	-	357,600	-	20,479	433,548	811,627
18	648,896	2,303,000	-	22,002	95,532	3,069,430
19	87,768	1,204,700	-	31,316	112,557	1,436,341
20	-	672,699	-	42,210	104,480	819,389
21	-	1,430,000	-	34,187	105,128	1,569,315
22	-	123,600	-	33,293	107,934	264,827
23	-	528,300	-	30,410	95,581	654,291

(2) 歳出予算

平成 24 年度歳出(消防費)内訳	金額(千円)
消防施設費	1,349,759
救急業務高度化の推進	96,840
消防活動体制の充実・強化	943,958
消防施設の整備	207,434
消防団の充実強化・活性化対策の推進	101,527
常備消防費	8,770,780
救急業務高度化の推進	8,558
市民と協働による救命率の向上	1,926
消防局の運営	347,942
常備消防諸経費	260,621
人件費	8,149,208
防火安全対策の推進	2,525

非常備消防費	588,208
消防団の運営	437,638
消防団諸経費	150,570
歳出（消防費）合計	10,708,747

(単位：千円)

年度別	区分	新潟市一般会計予算額	消防関係予算額	比率%	消 防 費			
					常備消防費	非常備消防費	消防施設費	受託消防費
平成 16 年度		193,700,000	5,897,099	3.0	5,235,664	263,871	397,564	-
17		286,900,000	10,014,151	3.5	8,248,352	595,773	832,100	337,926
18		307,100,000	12,339,602	4.0	8,382,907	642,789	3,313,906	-
19		330,400,000	10,727,447	3.2	8,455,320	605,908	1,666,219	-
20		330,699,999	10,344,869	3.1	8,705,763	613,089	1,026,015	-
21		335,100,000	11,188,614	3.3	8,712,102	611,386	1,865,126	-
22		353,700,000	10,180,159	2.9	8,751,378	596,046	832,735	-
23		359,600,000	10,452,570	2.9	8,821,682	591,147	1,039,741	-

(3) 平成 24 年度経営方針

新潟市のホームページに記載されている平成 24 年度新潟市「消防局」経営方針の内容は以下のとおりである（一部要約）。

消防局の理念と使命

市民が安心して暮らせる災害に強い安全なまちづくりを推進します。

消防は、災害に強い安全なまちづくりの実現に向けて、火災、救急をはじめ各種災害に迅速かつ確実に対応し、被害の軽減及び救命率の向上を図るとともに、各地域における出火防止、防災力の強化などを推進し、すべての市民が安心して暮らせる都市の実現に努めます。

【現状と課題】

本市における火災の状況は、建物火災が全体の約 8 割を占め、その半数以上が住宅から発生しています。また昨年は、火災による死者の全てが住宅火災によるもので、重点的に住宅からの出火防止に取り組む必要があります。

消防体制の充実強化として、消防施設、水利、装備等について計画的に整備を進め、災害対応能力の向上を図る必要があります。また、東日本大震災での被害状況を踏まえた地域防災計画の見直しに伴い、消防活動について検討する必要があります。

救急出動は、高齢化の進展や疾病構造の変化等により増加し、病院到着までに時間を要する状況となっているため、救急隊の増隊を含めた救急体制の強化など、救急需要対策を講じる必要があります。また、救命率の向上のために、救急業務の高度化や応急手当の普及啓発を推進する必要があります。

地域における自助・共助による総合的な防災力を強化するため、地域防災力の中

核的な役割を担う消防団の充実強化を図ると共に、大規模災害発生時における消防団の安全対策を講じる必要があります。

【消防局のビジョンと基本戦略】

- 1 火災の少ないまちづくり
- 2 災害に強い消防部隊
- 3 救命率の向上
- 4 地域防災力の強化
- 5 消防体制の充実と強化

【平成 24 年度重点取組事項】

1. 出火防止と火災による被害の軽減

取り組み内容

- ・ 住宅用火災警報器の設置促進活動の継続
- ・ 高齢者家庭福祉対策事業の実施
- ・ 放火火災防止対策の実施（放火監視機器による火災の抑制や早期発見）
- ・ 小学生への防火安全教育の推進

期待する効果

住宅用火災警報器の設置促進により、火災による死者の低減と被害の軽減、高齢者家庭に消火器及び火災感知機能付警報器を設置することで、高齢者を火災から守る効果が期待できます。

また、火災原因の上位を占める放火を抑止することで火災の減少が期待できます。

目標値

- 出火率（人口 1 万人あたりの出火件数） 1.8 以下
住宅用火災警報器の設置率（年度） 85%

2. 救急救命体制の充実

取り組み内容

- ・ 救急ステーションの効果的な運用と救命率の向上
- ・ 救急救命士の養成・研修の充実
- ・ 市民への応急手当の普及・救急車の適正利用の啓発

期待する効果

救急救命士の養成を計画的に行うとともに、救急ステーションでの研修教育、ドクターカーの効果的な運用により救急隊員の資質及び救命率向上が図れます。

市民との協働により身近な人が病気や怪我の時、お互いが助け合える地域環境

が構築され救命連鎖の強化が期待できます。

目標値

救命率（社会復帰率） 14%以上

社会復帰率：目撃のあった心臓が原因による心肺停止になった傷病者で、脳・全身機能が良好で転・退院した者の占める比率（平成 21 年以降の全国平均値は 7%）

3. 災害対応力の強化

取り組み内容

- ・ 消防装備の充実及び警防活動指針に基づく訓練の実施
- ・ 震災豪雨対策に関する計画等の再構築と消防体制の充実
- ・ 消防局及び消防署庁舎の計画的な整備、消防救急無線のデジタル化整備

期待する効果

消防部隊の災害活動能力の向上を図り、人的・物的被害を最小限に抑えます。

また、防災活動の拠点となる消防署庁舎の整備、消防救急無線デジタル化の推進など、消防体制の充実強化により将来的な消防力の強化が期待できます。

目標（値）

- ・ 災害情報画像伝送システムの増強
- ・ 震災豪雨対策資機材の整備
- ・ 消防局・中央消防署庁舎の実施設計の実施（平成 23 年度：基本設計の実施）
- ・ 消防救急無線デジタル化に係る実施設計の実施
（平成 23 年度：基本設計（電波伝搬調査を含む）の実施）

8. 中期計画

新潟市消防局としての中長期計画の詳細は一般には公表されていないが、内部では消防局総合計画として平成 19 年度から平成 26 年度までの 7 年間について作成され、毎年度更新されている。

内容としては、安心安全都市を築く消防行政の推進という消防局目標の下に、施策の方向性を 8 つに分類したうえで、具体的な施策を示して計画を推進している。

下記は、各施策の方向性ごとの主な施策とその達成度をはかる指標（KPI）をまとめたものである。

施策の方向性	施策	KPI	目標値 (平成 23 年度実績)
市民とともに築く防災安全対策の推進	新たな時代に適合した予防体制の整備	防火対象物定期点検報告制度の適合率	80% (78%)
	住宅防火の推進	住宅用火災警報器の設置率	100% (79.1%)
	災害時要支援者に対する支援の充実	なし	- (-)
	放火火災防止対策の推進	なし	- (-)
市民を災害から守る災害活動力の強化	地震等大規模災害発生時における活動体制の強化	消防水利充足率	98.20% (93.3%)
	機動力ある活動体制の整備・強化	なし	- (-)
	高度情報通信体制の強化	消防指令管制センターの保守管理体制の強化及び指令システムの更新	新システム更新まで 100% (20%)
		消防救急無線のデジタル化	平成 28 年まで 100% (20%)
市民と連携した地域防災力の強化	消防団の充実強化活性化対策の推進	消防団員の充足率	95% (94.6%)
		消防団協力事業所表示制度の該当事業所数	平成 23 年度 20 (66)
		小型動力ポンプ・同積	平成 23 年度 26 台

施策の方向性	施策	KPI	目標値 (平成 23 年度実績)
		載車更新配備	(26 台)
	自主防災組織等の行う活動への支援	なし	- (-)
	事業所における自衛消防組織の育成・強化	自衛消防訓練参加事業所数	20 事業所 (8 事業所)
	国民保護対策の推進	市国民保護計画に基づく消防職団員活動要領策定・教育訓練の実施	100% (0%)
	小学生に対する防火安全教育の実施	リトルファイヤースクール実施校 (小学生への防火教育は継続実施)	76 校 (76) 校
市民の期待と信頼に応える救急	市民と協働による救命率の向上	普通救命講習以上の応急手当講習修了者総数	最終目標 14 万人(15 歳以上市民の 20%) 平成 23 年度 111,200 人 (108,183 人)
	救急需要増大に対応した救急体制の確立	救急救命士数 (原則、全救急隊 2 人運用を目指す)	最終 160 人 平成 23 年度 145 人 (148 人)
	救急業務高度化の対応	目撃のある心原性 CPA 傷病者の医療機関搬送後の 1 ヶ月生存率 (ウツタイン様式)	15% (20%)
		目撃のある心原性 CPA 傷病者医療機関搬送後の社会復帰率	14% (14%)
市民の安心を創出する組織体制の整備	組織体制の整備	なし	- (-)
	災害活動拠点の整備	なし	- (-)
	市民の信頼に応える職員力の向上	なし	- (-)

表中の施策の一部については具体的な達成度をはかる指標（KPI）が設定されていないが、それぞれの施策はいくつかの事業に展開して、その計画に対する実績を評価（4段階評価）することにより進捗のモニタリングが行われている。

しかし、定性的な事業評価等は客観性に乏しく達成度をはかるには不十分であるとも考えられる。施策レベルでの具体的な KPI の設定が望まれる。

また、現在は消防局としての中・長期計画及びその達成に関する情報は公表されていないが、消防事業活動に対する市民の理解を深めるためにも、その要旨等を公表することも有用であるとする。

【意見 3】

消防局総合計画のモニタリングの有効性を高めるため、施策の達成をはかる指標（KPI）の設定を徹底し、目標管理の実効を高めることが望まれる。

【意見 4】

消防局総合計画とその進捗に関する情報については、消防事業活動に対する市民の理解を深めるためにも、その要旨等の公表について検討することが望まれる。

なお、現在消防局庁舎移転（中央消防署移転を伴う）という重要な事業が進行中であるが、現在の状況及び今後の計画は次のとおりである。

	基本構想 22年度												基本設計 23年度												実施設計 24年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
庁舎建設事業	← 基本構想 →												← 基本設計 →												← 実施設計 →											
費用(円)	997,500												54,551,433												110,000,000											
	建設1年目 25年度												建設2年目 26年度												建設3年目 27年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
庁舎建設事業	9月議会 ← 議会承認後 建設着手 →																								庁舎一部使用 庁舎完成											
費用(円)	未定												未定												未定											

9. 新潟市消防事業に係る条例・規則等

新潟市の条例、規則等については、新潟市例規集という形で纏められ公表されている。新潟市例規集の体系目次によれば、第1類通則から第18類の雑則までとなっており、そのうちの第1類通則、第2類組織、第3類事務の執行、第4類事務、第5類職員、第6類給与、第7類市民、及び第8類市税及び使用料、手数料については、全ての部局に係わる条例・規則が纏められているが、消防事業に特有の条例、規則については第15類消防及び防災として纏められている。

新潟市例規集第15類に収められている主な条例・規則等は以下のとおりである（平成24年12月1日現在）。

第1章 組織、職員及びサービス

新潟市消防本部及び消防署設置条例

新潟市消防局組織規則

新潟市消防署組織規程

新潟市消防局職務権限規程

新潟市消防職員サービス規程

新潟市消防局証明事務取扱規程

新潟市消防局庁舎管理規程

新潟市消防局特別高度救助隊設置規程

第2章 消防団

新潟市消防団の設置等に関する条例

新潟市消防団規則

新潟市消防団の運営に関する規程

新潟市消防団員の定員、任免、給与、サービス等に関する条例

第3章 火災予防

新潟市火災予防条例

新潟市火災予防条例施行規則

新潟市消防関係手数料条例

新潟市火災予防条例の規定に基づく届出等の事務取扱いに関する規程

新潟市危険物の仮貯蔵仮取扱いの承認申請及び製造所等の資料の提出に関する規則

新潟市火薬類取締法施行細則

新潟市火薬取締法の施行に関する事務処理規程

消防法令に基づく申請書等の事務処理に関する規程

新潟市火災予防査察規程

ガス漏れ事故に関する警防活動要綱

第4章 消防及び通信

新潟市消防局災害活動組織及び部隊運用規程

新潟市消防局救助規程

新潟市消防局自動車運転者服務規程

新潟市消防地理水利調査規程

新潟市消防機械器具管理規程

新潟市消防局地震対策要綱

新潟市救急業務規程

新潟市消防通信規程

新潟市消防局画像伝送システム管理運用要綱

第5章 防災

新潟市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の施行に関する事務処理規程

新潟市高圧ガス保安法施行細則

新潟市消防事業の詳細

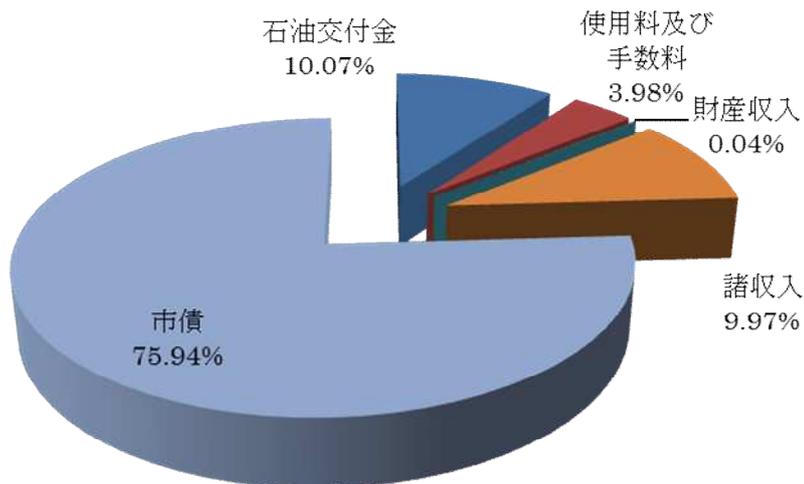
第1 歳入

1. 決算状況

新潟市の平成23年度の歳入状況は以下のとおりである。

歳入内訳	金額(千円)	歳入に占める割合
石油交付金	60,602	10.07%
使用料及び手数料	23,926	3.98%
国庫支出金	0	0.00%
県支出金	0	0.00%
財産収入	263	0.04%
諸収入	60,020	9.97%
市債	457,100	75.94%
歳入合計	601,912	100.00%

(歳入伝票より)



各歳入内訳の説明及び直近3年度の推移は以下のとおりである。

石油交付金

石油交付金は、石油貯蔵施設の設置に伴い、消防施設整備のために経済産業省資源エネルギー庁より交付される交付金である。主に、高規格救急車や消防ポンプ自動車等の購入のために交付され、その推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

項名	平成21年度	平成22年度	平成23年度	備考
石油交付金	60,005	60,896	60,602	

使用料及び手数料

消防局では危険物に関する検査及び許可に係る手数料など、消防事業に関連する使用料及び手数料を収受する。

使用料及び手数料については、以下のとおり規定されている。

新潟市行政財産目的外使用料条例（抜粋）

(この条例の趣旨)

第1条 地方自治法第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用(以下「行政財産の目的外使用」という。)に係る使用料については、法令又は他の条例に別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(使用料の徴収)

第2条 市長は、行政財産の目的外使用につき、その使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)から使用料を徴収するものとする。ただし、新潟市役所本庁舎附属駐車場(以下「本庁舎附属駐車場」という。)を新潟市役所本庁舎(以下別表において「本庁舎」という。)に用務で来庁した者が使用したときは、当該使用開始後60分までの分に係る使用料は徴収しない。

(使用料の額)

第3条 使用料の額は、別表に掲げるとおりとする。ただし、別表によることができないものの使用料については、別表に準じてそのつど市長が定める。

2 前項の規定による1件の使用料の額が100円に満たないものについては、これを100円とする。

(使用料の免除)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該行政財産の目的外使用に係る使用料の全部又は一部を免除することができる。

(1)～(3) 略

(4) 本市職員の福利厚生のため設置された団体が、その事務所若しくは事業所又は事業の用に供するため、行政財産の目的外使用をするとき。

(5)～(6) 略

(7) 前各号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

新潟市消防関係手数料条例（抜粋）

(手数料を徴収する事務及び手数料の額)

第3条 手数料を徴収する事務及び手数料の額は、別表に掲げるとおりとする。

(手数料の納入時期及び納入義務者)

第4条 手数料は、別表の左欄に掲げる手数料を徴収する事務に係る申請又は申出をする際に、当該申請又は申出をする者がこれを納入しなければならない。

(手数料の免除)

第5条 市長は、公益上、その他特に必要があると認めるときは、手数料の全部又は一部を免除することができる。

また、使用料及び手数料の推移、並びに手数料の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

項名	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	備考
使用料	105	486	110	
手数料	33,022	27,502	23,816	

手数料の内訳

(単位：千円)

内容	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	備考
危険物施設検査及び許可手数料	16,821	14,312	15,808	
危険物貯蔵タンク検査及び許可手数料	16,030	12,790	7,230	注 1
火薬類取締法関係手数料	0	165	509	
少量危険物等貯蔵タンク検査手数料	160	226	140	
液化石油ガス関係手数料	0	0	110	
その他消防手数料	11	8	18	

(注 1) 平成 23 年度において、危険物貯蔵タンク検査及び許可手数料が減少しているが、これは検査を要する状態にあるタンク数の減少によるものである。

国庫支出金

国庫支出金とは、消防施設整備のため国から交付される交付金であり、その推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

項名	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	備考
国庫補助金	0	226,694	0	注 1

(注 1) 平成 22 年度の交付金は、東消防署改修事業にかかるものであり、主に東消防署大規模改修にかかる工事費に充当されている。

県支出金

県支出金とは、消防施設整備のため県から交付される交付金であり、その推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

項名	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	備考
県支出金	0	15,300	0	注 1

(注 1) 平成 22 年度の県支出金は、江南消防署移転新築事業にかかるものであり、主に江南消防署移転新築に伴う委託費等に充当されている。

財産収入

財産収入は、主に建物貸付に伴う収入であり、その推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

項名	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	備考
財産運用収入	186	248	263	

諸収入

諸収入は、上記以外の収入であり、その推移及び主な内訳は、以下のとおりである。

(単位：千円)

項名	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	備考
諸収入	53,032	65,024	60,020	

内訳

(単位：千円)

内容	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	備考
高速道支弁金	4,789	5,169	3,554	
自動販売機等電気料	689	815	735	
消防庁派遣宿舍	219	219	219	
新潟県消防大会交付金	1,641	0	0	
防火水槽移転補償費	0	10,963	0	注 1
新潟県市町村職員共済組合検診助成金	484	422	487	
へり隊員経費	17,605	17,566	23,309	
へり隊員助成金	2,249	2,249	3,370	
空港対策費	15,552	0	0	注 2
その他雑入	9,801	27,619	28,344	注 3

(注 1) 平成 22 年度において、防火水槽移転補償費が多額となっているが、これは中ノ口河川改修に伴う防火水槽の移設によるものである。

(注 2) 平成 21 年度において、空港対策費が多額となっているが、これは空港周辺

環境整備事業助成要請に伴い、助成要請が認可されたことによるものである。

(注3) その他雑入の主な内容は、派遣職員にかかる新潟県経費負担金、退職手当負担金等であり、各年度毎の増減は、主に退職者人数の増減による退職手当負担金増減によるものである。

市債

市債は、新潟市債の起債による収入であり、その推移及び内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

項名	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	備考
市債	1,351,700	118,700	457,100	

内訳

(単位：千円)

内容	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	備考
防火水槽	61,200	37,900	72,100	
防火井戸	1,400	1,000	1,000	
小型動力ポンプ積載車	40,100	31,700	28,400	
小型動力ポンプ	21,400	13,400	15,500	
消防団器具置場整備費	8,800	5,200	5,200	
消防庁舎 (西消防署改築事業)	36,400	0	245,200	注 1
高規格救急自動車購入費	112,700	29,500	59,500	注 2
江南消防署移転新築事業	0	0	30,200	注 2
高機能消防指令 センター総合整備事業	187,400	0	0	注 2
北消防署移転新築	481,600	0	0	注 2
出張所改築事業	284,000	0	0	注 2
消防ポンプ自動車	116,700	0	0	注 2

(注1) 平成 21 年度及び平成 23 年度において、消防庁舎(西消防署改築事業)にかかる起債があるが、21 年度は用地造成工事に伴う工事請負費等のための起債、23 年度は改築に伴う工事委託費等のための起債である。

(注2) 事業の執行の時期により、年毎の起債額に増減が生じている。

2. 項目別検討

(1) 歳入科目において想定される財務事務面でのリスク

これらの歳入に関して、今回の包括外部監査において（実際の調査・検討に先立って）想定したリスクは次のとおりである。

使用料及び手数料関係

- 使用料及び手数料が条例に基づき適切に計算されないリスク
- 合理性のない減免が行われるリスク
- 適正な領収書を発行せずに現金の収受が行われるリスク

また、これらのリスクについて、当該リスクが実現した場合の具体的な影響、及び検討の実施前において通常想定されるものとして考えた当該リスクを軽減するための統制行為についてまとめると、以下のとおりである。

	想定されるリスク	財務上の影響	リスクを軽減する統制の例
使用料及び手数料	使用料及び手数料が条例に基づき適切に計算されないリスク	誤った金額での使用料または手数料の計上	請求時の条例確認の徹底 適切な承認手続の実施 マニュアルに基づいた徴収手続の実施
	合理性のない減免が行われるリスク	同上	同上
	適正な領収書を発行せずに現金を収受するリスク	現金の私的流用が発生する	領収証コピーの保管及び連番管理

(2) 想定した統制行為に関する検討の結果

実施した検討手続

手数料徴収に際して実施される手続について、担当者へのヒアリング、及びサンプルを抽出し検討を実施した。

検討の結果

担当者の説明によれば、手数料徴収時には条例等による確認手続を実施し、前受徴収した検査については、調定簿兼収納簿において連番管理するとともに、後日検査実施後に発行される許可証等と照合している。また、徴収した現金管理について

は、日次で現金実査を実施しているとのことである。

また、平成 23 年度の使用料及び手数料の中から任意の 1 件について、調定簿兼収納簿に記載され、かつ領収証書が発行されるとともに、上席者の承認を得ていること、及び調定簿兼収納簿において連番管理がなされ、許可証等と内容が一致していることを確認した。抽出したサンプルは、下表のとおりである。

なお、使用料等の減免が行われたケースはなかった。

(単位：円)

帳票名	納入通知書 番号	調定 年月日	金額	上席者の 承認の有無	許可証等の 内容の一致
調定簿兼 収納簿	9	平成 23 年 4 月 19 日	52,000	有	一致した

【結果】

特記すべき事項は発見されなかった。

第2 歳出

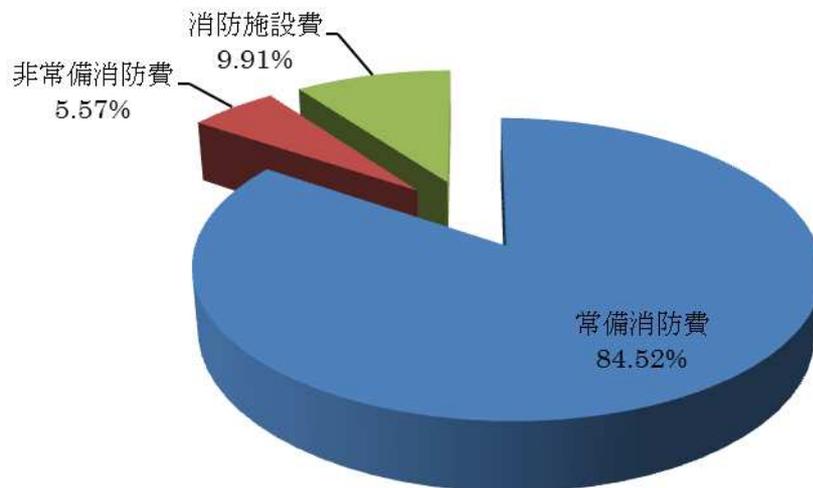
1. 決算状況

新潟市の平成23年度の歳出の状況は以下のとおりである。

(平成23年度)

歳出内訳	金額(千円)	歳出に占める割合
常備消防費	8,932,654	84.52%
非常備消防費	588,843	5.57%
消防施設費	1,047,088	9.91%
歳出合計	10,568,585	100.00%

(歳出予算執行状況一覧表より)



常備消防費

常備消防費は消防職員の人件費、消火・救急・救助活動及び火災予防業務に要した経費、消防車両・施設の維持管理費などで構成される。

なお、歳出項目は多様な費目で構成されているが、4.(2)監査の視点に記載のとおり、リスクに焦点をあてた手続を実施する観点から、歳出項目をいくつかのグループに分けることとした。

具体的には、平成23年度包括外部監査では、「職員等に直接支払うもの」を便宜上人件費として分類し、これ以外の歳出項目と分けることとした。

i. 常備消防費の過去3年度推移

(単位：千円)

節	平成21年度	平成22年度	平成23年度	対前年度比	備考
報酬	1,994	1,994	1,994	0	注1

給料	3,684,434	3,700,643	3,715,632	14,989	注2
賃金	3,176	0	0	0	
職員手当等	2,945,830	3,165,232	3,421,949	256,717	注3
共済費	1,143,010	1,227,123	1,219,292	7,830	注4
報償費	321	643	276	367	
旅費	11,665	12,399	11,233	1,166	
人件費計	7,790,432	8,108,036	8,370,378	262,341	
需用費	271,658	248,808	258,129	9,321	
役務費	69,123	70,345	68,525	1,820	
委託料	160,547	145,028	144,316	711	
使用料及び 賃借料	17,024	17,784	17,200	583	
備品購入費	90,300	5,826	8,787	2,960	注5
負担金補助 及び交付金	35,378	48,854	59,257	10,403	注6
公課費	7,142	5,178	6,058	880	
合計	8,441,608	8,649,861	8,932,654	282,792	

(財務会計システムデータより)

- (注1) 非常勤職員1名の報酬である。3年間同一職員が勤務しており、報酬額も変更がないため増減はない。
- (注2) 平均年齢や平均勤続年数に大きな変動はないが、早期退職希望者の増加に伴い、前倒し採用者が増加しているため、増加している。
- (注3) 退職手当が216,616千円増加している。平成22年度の退職者28人に対し、平成23年度は35人と退職者が増加していることが主な要因である。
- (注4) 国民年金法等の一部改正(平成23年12月14日公布)により、基礎年金拠出金に係る公的負担金が増額されたが、これに伴い、消防局予算で対応できない部分については、職員課(市)予算で執行したため、大きな増減はない。
- (注5) 平成20年度から平成21年度にかけて防火衣の仕様をセパレート式に変更したことに伴い、セパレート式防火衣を大量購入している。
- (注6) 新潟市消防局が市民病院と共同で運行するドクターカーに同乗する医師の人件費負担が平成23年度は9,590千円増加している。

常備消防費の予算実績比較

(単位：千円)

節	当初予算	執行額	対予算比	備考
報酬	1,995	1,994	1	
給料	3,685,725	3,715,632	29,907	
職員手当等	3,330,349	3,421,949	91,600	注1
共済費	1,235,368	1,219,292	16,076	
報償費	362	276	86	

旅費	12,365	11,233	1,132	
人件費計	8,266,164	8,370,378	104,214	
需用費	240,601	258,129	17,528	
役務費	72,206	68,525	3,681	
委託料	153,622	144,316	9,306	
使用料及び 賃借料	17,966	17,200	766	
備品購入費	3,646	8,787	5,141	
負担金補助 及び交付金	61,325	59,257	2,068	
公課費	6,152	6,058	94	
合計	8,821,682	8,932,654	110,972	

(平成23年度予算説明書より)

(注1) 退職手当が予算と比較して113,698千円超過している。当初予算は定年退職者と早期退職者の見込により算出しているが、平成23年度は当初9名の早期退職者を見込んでいた。最終的に早期退職者が13名となったことにより、予算を超過した。

非常備消防費

非常備消防費は消防団員の報酬、費用弁償、非常備消防車両・施設の維持管理費などで構成される。

i. 非常備消防費の過去3年度推移

(単位：千円)

節	平成21年度	平成22年度	平成23年度	対前年度比	備考
報酬	151,681	150,212	149,140	1,072	
報償費	584	459	534	75	
旅費	211,871	212,018	215,569	3,551	
人件費計	364,137	362,690	365,244	2,554	
需用費	60,418	54,916	54,026	890	
役務費	3,191	2,598	2,779	181	
委託料	3,791	28	12	15	注1
使用料及び 賃借料	3,533	3,668	3,647	20	
備品購入費	529	0	1,320	1,320	注2
負担金補助 及び交付金	161,984	160,098	157,504	2,594	
公課費	5,370	3,932	4,307	375	
合計	602,956	587,932	588,843	910	

(財務会計システムデータを加工)

(注1) 平成21年度は新潟市で開催された新潟県消防大会の式典会場設営費が発生している。

(注2) 平成23年度は新潟県消防大会で使用する「消防団ポンプ操法用ホース」を購入している。

・非常備消防費の予算実績比較

(単位：千円)

節	当初予算	執行額	対予算比	備考
報酬	156,240	149,140	7,100	
報償費	586	534	52	
旅費	210,575	215,569	4,994	
人件費計	367,401	365,244	2,157	
需用費	54,048	54,026	22	
役務費	2,859	2,779	80	
委託料	29	12	17	
使用料及び賃借料	3,638	3,647	9	
備品購入費	1,368	1,320	48	
負担金補助及び交付金	157,505	157,504	1	
公課費	4,299	4,307	8	
合計	591,147	588,843	2,304	

(平成23年度予算説明書より)

消防施設費

消防施設費は消防車両・資機材の購入費、消防庁舎・消防水利の整備費などで構成される。

i. 消防施設費の過去3年度推移

(単位：千円)

節	平成21年度	平成22年度	平成23年度	対前年度比	備考
職員手当等	3,039	517	1,523	1,005	
報償費	0	0	108	108	
共済費	0	45	0	45	
旅費	165	113	493	379	
人件費計	3,204	676	2,124	1,448	
需用費	27,765	27,995	38,505	10,510	注1
役務費	686	573	424	148	
委託料	59,773	58,551	107,492	48,940	注2
使用料及び賃借料	1,244	1,685	231	1,453	
工事請負費	1,012,610	679,093	527,352	151,741	注3
備品購入費	512,687	215,731	187,782	27,948	注4
公有財産購入費	19,761	0	1,750	1,750	注5
負担金補助及び交付金	199,945	180,924	181,179	255	

公課費	831	274	243	130	
合計	1,838,509	1,165,605	1,047,088	118,517	

(財務会計システムデータを加工)

(注1) 平成23年度に消防艇「にほんかい」の大規模補修が行われたことにより増加している。

(注2) 平成23年度は新消防局・中央消防署庁舎の基本設計業務委託料33,575千円、及び江南消防署移転新築工事実施設計業務委託料31,500千円が発生している。

(注3) 各年度の主な事業は以下のとおりである。

平成21年度：北消防署移転新築事業448,095千円、黒崎出張所改築事業153,503千円、善道出張所移転新築事業129,643千円

平成22年度：東消防署改修事業209,273千円、西消防署改築事業153,200千円、西蒲消防署改修事業87,462千円

平成23年度：西消防署改築事業407,649千円

(注4) 平成21年度は高規格救急車5台166,578千円、高機能指令センター(北署無線鉄塔)131,250千円、ポンプ付救助工作車62,475千円等により多額に発生している。

(注5) 平成23年度に消防局移転用地を国から取得している。

消防施設費の予算実績比較

(単位：千円)

節	当初予算	執行額	対予算比	備考
職員手当等	0	1,523	1,523	注1
報償費	0	108	108	
旅費	60	493	433	
人件費計	60	2,124	2,064	
需用費	37,758	38,505	747	
役務費	336	424	88	
委託料	116,820	107,492	9,328	
使用料及び賃借料	0	231	231	
工事請負費	516,040	527,352	11,312	
備品購入費	186,516	187,782	1,266	
公有財産購入費	0	1,750	1,750	注2
負担金補助及び交付金	181,844	181,179	665	
公課費	367	243	124	
合計	1,039,741	1,047,088	7,347	

(平成23年度予算説明書より)

- (注1) 当初より工事主管職員用の手当として見込んでいたが、予算を持たない部署であるため、再配当により執行したもの。なお、配当とは、歳出予算の執行事務を担当すべき範囲を配分するために市長が発する命令であり、再配当とは、各部長が本配当された額の範囲内で他の課長及び機関の長に行う配当のことをいう(新潟市財務規則第6号、第22条第2項)。
- (注2) 当初予算では公有財産購入費は見込んでいなかったが、消防局移転新築事業に係る基本設計を進めていくなかで、移転先用地の一部に国有地が含まれていることが判明した。消防局移転新築事業に必要な土地であったため購入している。

2. 常備消防費（人件費）

(1) 常備消防費（人件費）の概要

人件費は平成 23 年度消防費支出総額の約 80%を占める主要な費目である。消防に係る人件費は、機能別に常備消防費及び非常備消防費に大別されるが、常備消防費には、消防職員に係る人件費が、非常備消防費には消防団員に係る人件費が計上される。

常備消防費のうち人件費の過去 3 年度の細目別推移は「1. 決算状況 常備消防費 i. 常備消防費の過去 3 年度推移」に記載している。

(2) 常備消防費（人件費）の分析的検討

・ 予算実績比較

常備消防費（人件費）の予算実績比較は「1. 決算状況 常備消防費 . 常備消防費の予算実績比較」参照。

・ 職員 1 人当たり人件費の推移

	単位		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
消防費総額	千円	A	10,883,472	10,403,399	10,568,895
常備消防費人件費合計	千円	B	7,790,295	8,108,553	8,370,378
消防職員総数	人	C	905	910	911

人件費率	%	B/A	71.6	77.9	79.2
職員一人当たり人件費	千円	B/C	8,607	8,909	9,187

・ 部署別人員数の推移

（単位：人）

		平成 22 年 4 月 1 日現在	平成 23 年 4 月 1 日現在	平成 24 年 4 月 1 日現在	備考
消 防 局	局長・次長	3	3	3	
	総務課	36	38	41	注 1
	予防課	10	11	11	
	設備保安課	10	12	12	
	警防課	27	27	27	
	救急課	9	14	14	注 2
	指令課	27	27	27	
消防署		783	778	776	
実員総数		905	910	911	

条例定数	912	912	912	
充足率	99.2%	99.8%	99.9%	

(消防統計資料より)

(注1) 平成22年4月1日から平成24年4月1日にかけて5名増加。総務課業務量の見直しによる2係の人員増と1係の人員減、県防災ヘリへの派遣職員1名の増、県初任科入校者3名の増加による。

(注2) 平成22年4月1日から平成24年4月1日にかけて5名増加。救急ステーションを消防局救急課付けに異動させたことから、救急ステーション要員6名の増、救急救命士養成研修所への入校人員1名の減による。

局・署別人員数の推移

(単位：人)

	平成22年 4月1日現在	平成23年 4月1日現在	平成24年 4月1日現在	備考
消防局	122	132	135	
北消防署	79	77	77	
東消防署	108	106	105	
中央消防署	181	175	175	注1
江南消防署	70	70	70	
秋葉消防署	69	74	74	注2
南消防署	57	58	58	
西消防署	120	117	117	
西蒲消防署	99	101	100	

(消防統計資料より)

(注1) 平成22年4月1日当時、中央消防署地域防災課救急担当に救急ステーション要員を配置させていたが、平成23年4月1日付け人事異動により救急ステーションを消防局救急課付けに異動させたことから、救急ステーション要員6名が減少した。

(注2) 北上出張所の増員により5名増加。救急需要の増加から救急出動による不在時間が見られ、そのため救急以外の災害が発生した際、即座に対応するため消防隊の配置も重要であるとして、平成23年4月1日から増員を行ったもの。

【意見1】に記載のとおり、新潟市における消防職員の条例定員に対する充足率はほぼ100%であるが、総務省消防庁が公表している「消防力の整備指針」による基準数

を 20%超下回っていることから、条例定数の妥当性について検討することが望まれる。

・消防職員年齢構成の推移

(単位：人)

	平成 22 年 4 月 1 日現在	平成 23 年 4 月 1 日現在	平成 24 年 4 月 1 日現在	備考
18 歳～20 歳	9	8	14	
21 歳～25 歳	97	97	87	
26 歳～30 歳	88	110	133	注 1
31 歳～35 歳	118	96	80	注 1
36 歳～40 歳	109	128	137	注 1
41 歳～45 歳	97	90	89	
46 歳～50 歳	121	118	109	
51 歳～55 歳	171	153	159	
56 歳以上	95	110	103	
平均年齢	41.3 歳	41.2 歳	40.9 歳	

(消防統計資料より)

(注 1) 旧新潟市及び合併消防本部において、各年度の採用時に年代の偏りがあったため、年度によって、職員数の増減が生じている。

・消防職員勤続年数の推移

(単位：人)

	平成 22 年 4 月 1 日現在	平成 23 年 4 月 1 日現在	平成 24 年 4 月 1 日現在	備考
5 年未満	127	138	152	注 1
5 年以上 10 年未満	70	79	84	
10 年以上 15 年未満	74	71	59	
15 年以上 20 年未満	134	130	140	
20 年以上 25 年未満	101	106	90	
25 年以上 30 年未満	131	116	117	
30 年以上 35 年未満	176	181	168	
35 年以上	92	89	101	
平均勤続年数	20.4 年	20.3 年	19.9 年	

(消防統計資料より)

(注1) 定年退職者(大量退職者世代)の増加に備えて、新採用職員数を増やしたことにより増加したものの。

・常備消防費(人件費)の分析的検討の結果

以上の分析の結果、変動等は全て合理的な理由によるものであり、異常な点は発見されなかった。

(3) 一般職員給料

想定される財務事務面でのリスク

消防職一般職員に対する給与については、新潟市給与条例第4条に規定されている消防職俸給表に従って支給されるが、一般職員給与に関して今回の包括外部監査において(実際の調査・検討に先立って)想定したリスクは次のとおりである。

- 消防職員数の実員数が正確に報告されないリスク
- 給与計算が消防職員俸給表どおりに行われないリスク

また、これらのリスクについて、当該リスクが実現した場合の具体的な影響、及び検討の実施前において通常想定されるものとして考えた当該リスクを軽減するための統制行為についてまとめると、以下のとおりである。

想定されるリスク	財務上の影響	リスクを軽減する統制の例
消防職員の実員数が正確に報告されないリスク	架空の職員に対する給与支給が行われる。	定期的な在籍確認の実施 退職者名簿、採用名簿を除いた人数の確認。 金額での確認。
給与計算が消防職員俸給表どおりに行われないリスク	給与が過大又は過少に支給される	給与金額等の給与マスター登録項目に対するダブルチェックの実施

想定した統制行為に関する検討の結果

i. 実施した検討手続

- 一般職員給与の計算にて実施される手続について、関連する規則等の検討、及び担当者へのヒアリングを実施した。
- 平成24年3月給与等支給明細書から10名分のサンプルを抽出し、俸給表の定めどおりに支給されているか確かめた。また、勤務実績があることを確かめるため出勤簿を閲覧した。

ii. 検討の結果

- a. 関連する規則等の検討、及び担当者へのヒアリングの結果は、下記のとおりである。

採用、退職による給与マスターへの登録は、人事研修係と経理係でのダブルチェックがなされており、架空の職員が給与マスターへ登録され、給与の支給がなされるリスクを軽減する統制が構築されている。

また、一般職員給与金額の給与マスターへの登録については、昇給等の際に、人事研修係が入力するとともに、経理係においても確認作業が行われており、給与計算が消防職員俸給表どおりに行われないうリスクを軽減する統制が構築されている。

- b. 一般職員給与のサンプル検討の結果、特記すべき事項は発見されなかった。

3. 常備消防費（人件費以外）

(1) 需用費

想定される財務事務面でのリスク

需用費における財務事務に関するリスクのうち、今回の包括外部監査において（実際の調査・検討に先立って）想定したリスクは次のとおりである。

- 必要のない物品購入が行われ、支払いが行われるリスク
- 修繕の実態がないにもかかわらず、支払いが行われるリスク
- 同一の物品購入や修繕が二重入力され、二重に支払いが行われるリスク
- 契約金額と異なる金額の支払いが行われるリスク
- 物品購入や修繕の時期とは異なる年度の経費として処理されるリスク
- 取引内容と対応しない費目として処理されるリスク

また、これらのリスクについて、当該リスクが実現した場合の具体的な影響、及び検討の実施前において通常想定されるものとして考えた当該リスクを軽減するための統制行為についてまとめると、以下のとおりである。

想定されるリスク	財務上の影響	リスクを軽減する統制の例
必要のない物品購入が行われ、支払いが行われるリスク	予算消化、現金の私的流用等が発生する	月次推移分析の実施 適切な承認手続の実施
修繕の実態がないにもかかわらず、支払いが行われるリスク	予算消化、現金の私的流用等が発生する	月次推移分析の実施 適切な承認手続の実施
同一の物品購入や修繕が二重入力され、二重に支払いが行われるリスク	経費が過剰に支払われる	適切な承認手続の実施、事前承認情報の消し込み
契約金額と異なる金額の支払いが行われるリスク	誤った金額で支払われる	請求書類との照合
物品購入や修繕の時期とは異なる年度の経費として処理されるリスク	予算消化、予算超過を考慮した経費繰延が発生する	請求書類との照合
取引内容と対応しない費目として処理されるリスク	誤った費目で計上される	適切な承認手続の実施、請求書類との照合

想定した統制行為に関する検討の結果

・現在の計上・支払プロセス

需用費の計上・支払いに関する事項は、新潟市財務規則にて定められている。

新潟市財務規則（抜粋）

（経費執行伺）

第 27 条 歳出予算に係る支出負担行為をしようとするときは、あらかじめ経費執行伺を作成し、予算執行職員の決裁を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、経費執行伺を省略することができる。

(1)～(2) 略

(3) 需用費のうち燃料費、光熱水費、写真及び青写真の焼付け(現像処理を含む。)の購入に係る経費並びに図画及び文書の複写印刷に要する経費

(4)～(8) 略

（経費執行伺の形式）

第 28 条 経費執行伺は、経費執行伺書により行うものとする。ただし、別表第 4 に掲げる経費については、経費執行伺兼支出命令書によることができる。

（請求書の提出）

第 70 条 収支命令職員は、支出をしようとするときは、債権者に請求書(国又は地方公共団体その他の公共団体の機関の発する納入告知書等を含む。以下同じ。)を提出させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、請求書を提出させないことができる。

(1)～(6) 略

(7) 郵便切手、収入印紙、収入証紙及び乗車券その他これらに類する経費

(8)～(13) 略

（支出命令書の作成）

第 72 条 収支命令職員は、支出をしようとするときは、支出命令書又は経費執行伺兼支出命令書を作成しなければならない。

2 収支命令職員は、支出命令書又は経費執行伺兼支出命令書に請求書をはり付けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1)～(2) 略

(3) 1 件の請求書に係る支払金を 2 以上に分割して支出をする場合で、1 件の支出

命令書に請求書をはりつけ、他の支出命令書にその旨を記載し支出するとき。

(4)～(5) 略

(支出命令書及び請求書の記載事項等)

第74条 収支命令職員は、支出命令書又は経費執行伺兼支出命令書に支出目的及び計算の基礎を表示し、又は履行を確認するため必要な書類を添付しなければならない。

2 収支命令職員は、債権者に内容及び計算の基礎を請求書に表示させ、又は履行を確認するため必要な書類を添付させなければならない。

(支出命令)

第76条 収支命令職員は、支出をしようとするときは、会計管理者に1件ごとに支出命令を発しなければならない。

2 前項の支出命令は、支出命令書又は経費執行伺兼支出命令書の支出命令欄に、第6条の規定により会計管理者に通知した印鑑を押印して行わなければならない。

(支出の調査)

第77条 収支命令職員は、支出命令を発しようとするときは、次の各号に掲げる事項を調査しなければならない。

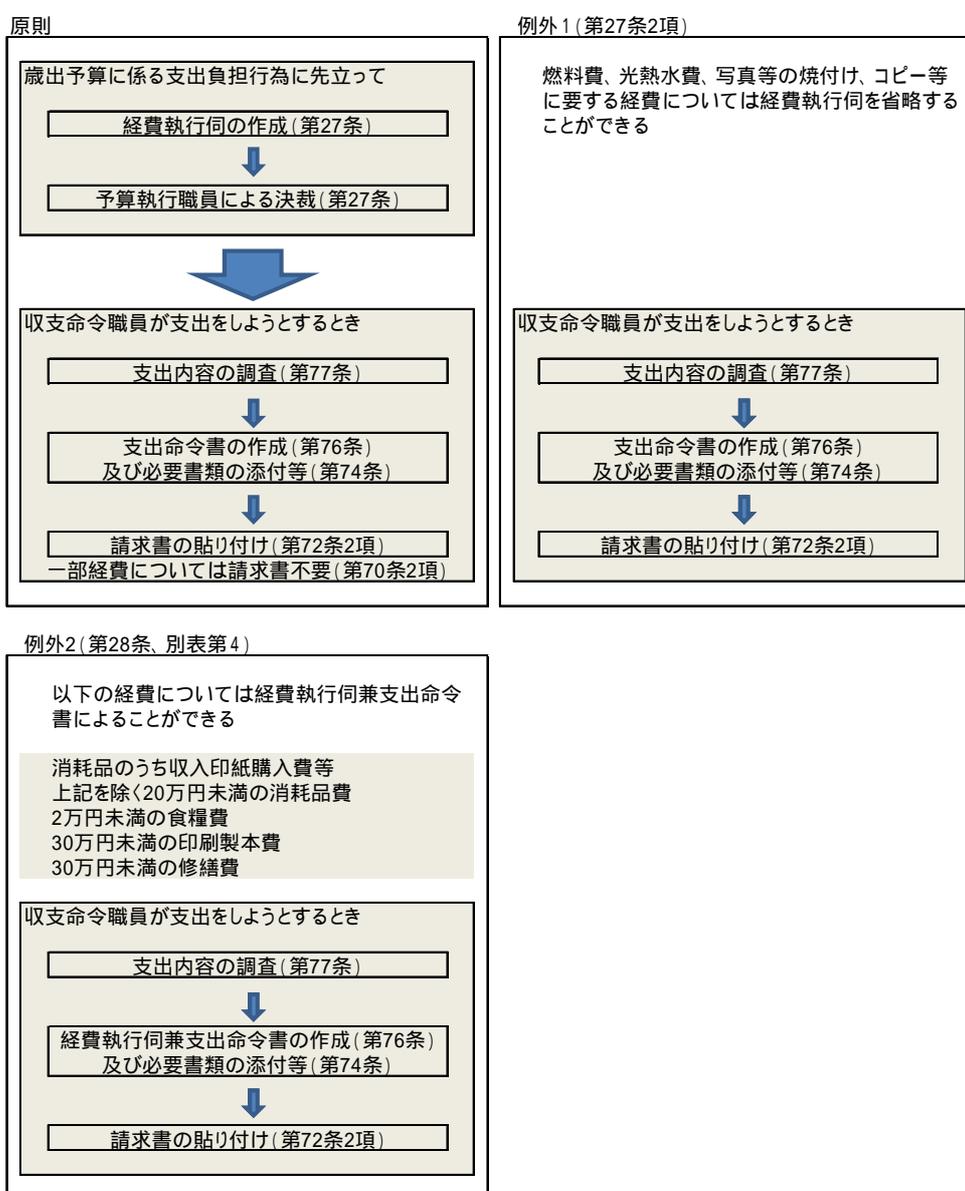
- (1) 法令又は契約に違反することがないか。
- (2) 予算目的に違反すること又は配当を超過することがないか。
- (3) 予算の所属年度、会計区分及び科目が誤っていないか。
- (4) 債務が確定しているか。
- (5) 支出金額が誤っていないか。
- (6) 支払時期が到来しているか。
- (7) 債権者が正当であるか。
- (8) 証拠書類が完備しているか。
- (9) 財源について支出をすることができる状態にあるか。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

別表第4(第28条関係)

区分	摘要
4 需用費	
(1) 消耗品費	(1) 収入印紙購入費 (2) 前号以外の消耗品費で契約課所管及び区役所の総務課所管を除く課長又は機関の長の契約の締結に係る専決の範

	圏内
(2)食糧費	2万円未満
(3)印刷製本費	契約課所管及び区役所の総務課所管を除く課長又は機関の長の契約の締結に係る専決の範囲内
(4)修繕料	契約課所管及び区役所の総務課所管を除く課長又は機関の長の契約の締結に係る専決の範囲内
(5)賄材料費	課長又は機関の長の専決の範囲内

支出手続フロー図



()内は財務規則における条文を表す

・ 予め想定した統制行為との比較

1) 月次推移分析の実施

予算消化等を目的とした不要な物品購入を発見する観点から月次推移分析が有用と考えられる。

この点、消防局総務課担当者に質問を行ったところ、月次推移分析は実施していない旨の回答を得た。

また、大局的な見地から予算消化や私的流用等の兆候を把握するためのその他分析も実施していないことから、予め想定した統制行為は整備されていないと判断した。

【意見 5】

必要のない物品購入が行われ、支払いが行われるリスクに対応する内部統制として、月次推移分析等の大局的な視点での管理を行うことを検討することが望まれる。

2) 適切な承認手続の実施

支出負担行為を行う前に、取引実行者以外の者による適切な承認を行うという統制行為を整備する必要があると考える。

この点、新潟市財務規則第 27 条にて、歳出予算に係る支出負担行為をしようとするときは、あらかじめ経費執行伺を作成し、予算執行職員の決裁を受けなければならないとされている。

従って、予め想定した統制行為が整備されていると判断した。

3) 事前承認情報の消し込み

支出命令を行う際に、支出命令を行った支出負担行為に係る事前承認情報を消し込むという統制行為を整備する必要があると考える。

収支命令職員が支出命令書を起票する際には、経費執行伺の際に登録した情報を読み込んで、その情報を基に支出命令書を起票する旨を、新潟市消防局総務課担当者への質問により確認した。

従って、予め想定した統制行為が整備されていると判断した。

4) 請求書類との照合

支払いを行う前に、支出負担行為の実行者以外の者による請求書との再照合を行うという統制行為を整備する必要があると考える。

この点、新潟市財務規則第 74 条にて、収支命令職員は、支出命令書又は経費執行何兼支出命令書に支出目的及び計算の基礎を表示し、又は履行を確認するため必要な書類を添付しなければならないとされている。また、同規則 77 条にて、収支命令職員は、支出命令を発しようとするときは、所属年度、科目、金額等が誤っていないかを調査しなければならないとされている。

従って、予め想定した統制行為が整備されていると判断した。

・実施した検討手続及び結果

1) 実施した検討手続

a. 月次推移分析

常備消防費（目）需用費（節）消耗品費（細節）に関して、予算消化のための支出がないかという観点から月次推移分析を実施した。

b. 関連証憑の閲覧及び突合

平成 23 年度分の明細を査閲した上で任意に 4 件をサンプルとして抽出し、経費執行何書、支出命令書、経費執行何兼支出命令書及び請求書と突合を行った。抽出したサンプルは下表のとおりである。

（単位：円）

No	執行日	細節	金額	件名
1	平成 23 年 10 月 17 日	食糧費	244,093	災害派遣用非常食
2	平成 24 年 1 月 16 日	修繕料（建物・施設）	49,980	東消防署 3 階講堂アルミサッシ排煙錠修理
3	平成 24 年 3 月 26 日	修繕料（物品）	127,976	車検整備一式
4	平成 24 年 3 月 5 日	消耗品費	9,843,750	夏活動服他一式

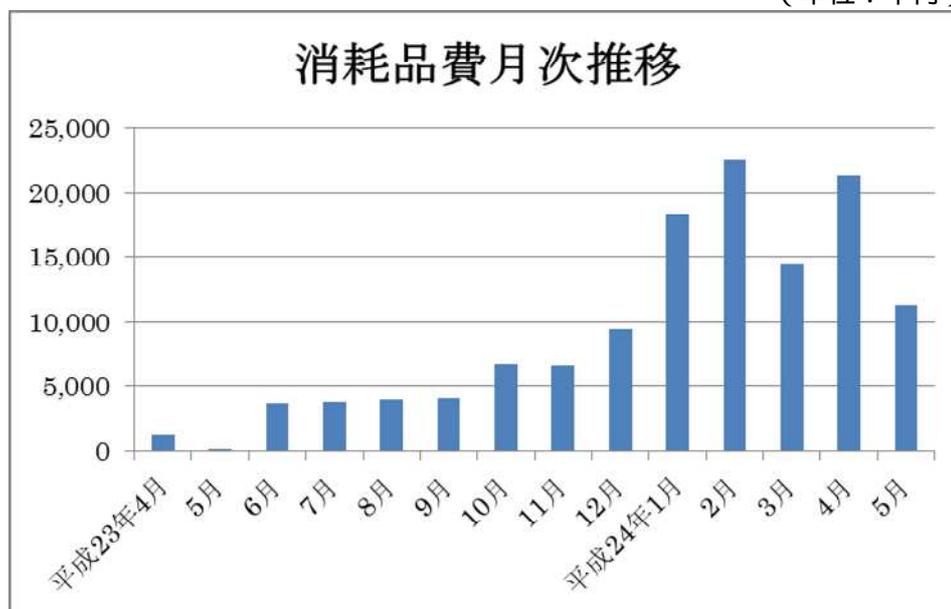
（注）財務会計システム上の執行日は実際に支出が行われた日である。

2) 検討の結果

a. 月次推移分析

消耗品費の月次推移表と分析結果は次ページのとおりである。

(単位：千円)



(財務会計システムデータを加工)

- ・執行月は実際に支出した月であるため、出納整理期間を含めた14ヶ月の推移となっている。
- ・平成23年4月及び5月は平成22年度の出納整理期間であり、平成23年度の支出は少ない。取引業者の請求書発行のタイミングを考慮すれば異常ではない。
- ・平成23年度の常備消防費(目)需用費(節)消耗品費(細節)は127,862千円であり、月平均10,655千円(12ヶ月平均)である。
- ・平成23年4月から12月は平均を下回り、平成24年1月以降は月平均大きく上回っている。
- ・常備消防費(目)需用費(節)消耗品費(細節)には新聞やコピー用紙、軍手等の少額なものから、制服等の金額が大きいものまで種々雑多な項目が含まれている。
- ・平成24年1月～5月の明細を査閲したところ、活動服・制服・救助服等の支出が発生していることを確認した。当該支出を考慮すれば、年間を通して概ね平準化しており、予算消化のために不要な消耗品を購入している兆候は発見されなかった。

b. 関連証憑の閲覧及び突合

サンプル No2 及び No3 については、経費執行伺兼支出命令書により承認が行われている。この点について、新潟市財務規則別表第4-4 需用費(4)に示されて

いる「契約課所管及び区役所の総務課所管を除く課長又は機関の長の契約の締結に係る専決の範囲内」に該当するか否かが問題となるが、新潟市事務専決規程において、施設の修繕及び30万円未満の物品の修繕については課長の専決の範囲内とされており、問題はない。

その他、特記すべき事項は発見されなかった。

(2) 役務費

想定される財務事務面でのリスク

役務費における財務事務に関するリスクのうち、今回の包括外部監査において(実際の調査・検討に先立って)想定したリスクは次のとおりである。

- 必要のない役務の提供を受け、支払いが行われるリスク
- 役務提供の実態がないにもかかわらず、支払いが行われるリスク
- 同一の役務提供が二重入力され、二重に支払いが行われるリスク
- 契約金額と異なる金額の支払いが行われるリスク
- 役務提供を受けた時期とは異なる年度の経費として処理されるリスク
- 取引内容と対応しない費目として処理されるリスク

また、これらのリスクについて、当該リスクが実現した場合の具体的な影響、及び検討手続の前において通常想定されるものとして考えた当該リスクを軽減するための統制行為についてまとめると、以下のとおりである。

想定されるリスク	財務上の影響	リスクを軽減する統制の例
必要のない役務の提供を受け、支払いが行われるリスク	予算消化、現金の私的流用等が発生する	適切な承認手続の実施
役務提供の実態がないにもかかわらず、支払いが行われるリスク	予算消化、現金の私的流用等が発生する	適切な承認手続の実施
同一の役務提供が二重入力され、二重に支払いが行われるリスク	経費が過剰に支払われる	適切な承認手続の実施、事前承認情報の消し込み
取引金額と異なる金額の支払いが行われるリスク	誤った金額で支払われる	請求書類との照合
役務提供を受けた時期とは異なる年度の経費として処理されるリスク	予算消化、予算超過を考慮した経費繰延が発生する	請求書類との照合

取引内容と対応しない費目として処理されるリスク	誤った費目で計上される	適切な承認手続の実施、請求書類との照合
-------------------------	-------------	---------------------

想定した統制行為に関する検討の結果

・現在の計上・支払プロセス

役務費の計上・支払いに関する事項は、新潟市財務規則にて定められている。ただし、その大半は需用費と同様であるため、役務費特有の箇所のみ以下に記載している。

新潟市財務規則（抜粋）

（経費執行伺）

第 27 条 歳出予算に係る支出負担行為をしようとするときは、あらかじめ経費執行伺を作成し、予算執行職員の決裁を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、経費執行伺を省略することができる。

(1)～(3) 略

(4) 役務費のうち郵便料，電話料(新設に係る経費を除く。)及び保険料

(5)～(8) 略

（経費執行伺の形式）

第 28 条 経費執行伺は、経費執行伺書により行うものとする。ただし、別表第 4 に掲げる経費については、経費執行伺兼支出命令書によることができる。

（請求書の提出）

第 70 条 収支命令職員は、支出をしようとするときは、債権者に請求書(国又は地方公共団体その他の公共団体の機関の発する納入告知書等を含む。以下同じ。)を提出させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、請求書を提出させないことができる。

(1)～(6) 略

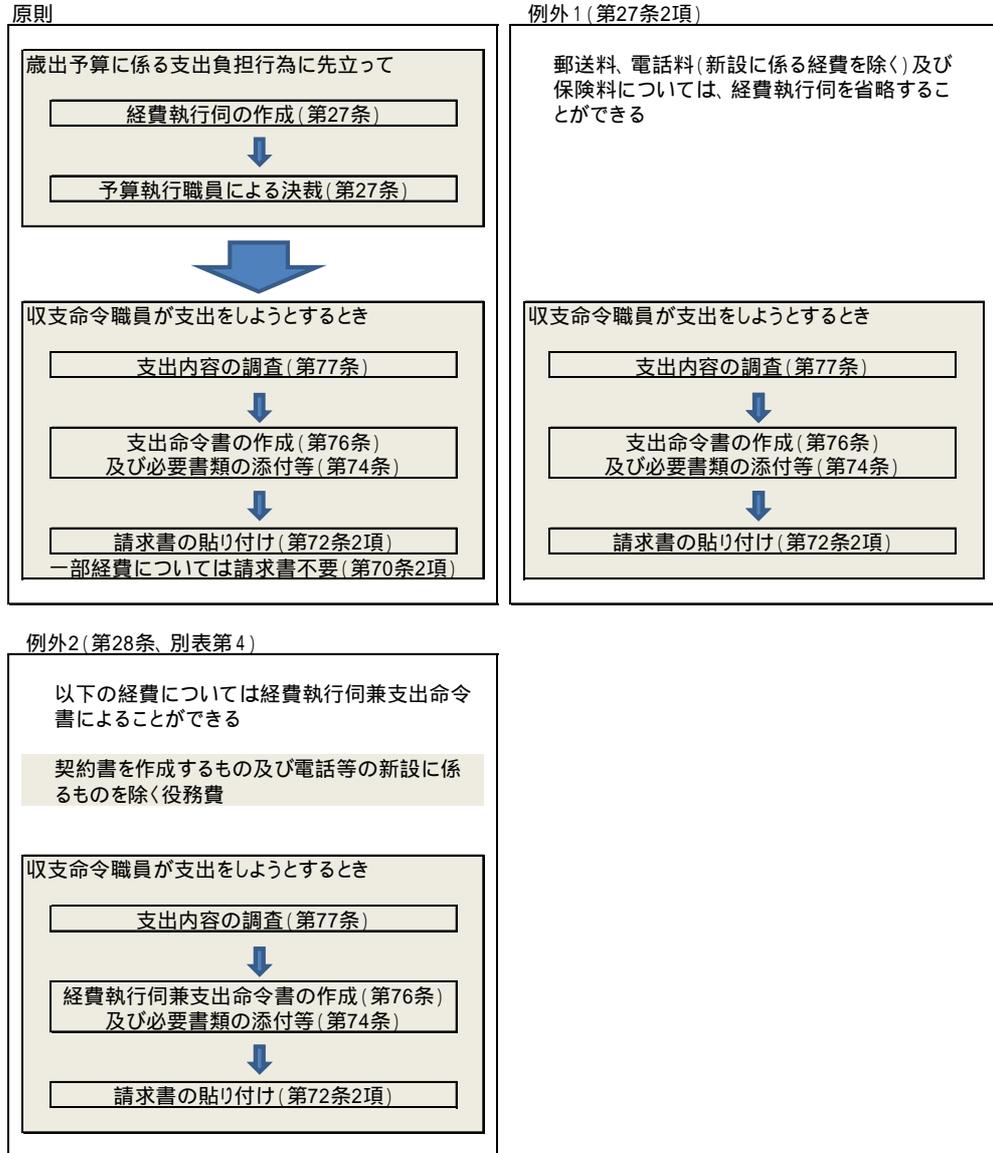
(7) 郵便切手，収入印紙，収入証紙及び乗車券その他これらに類する経費

(8)～(13) 略

別表第 4（第 28 条関係）

区分	摘要
5 役務費	契約書を作成するもの及び電話等の新設に係るものを除く。

支出手続フロー図



()内は財務規則における条文を表す

・ 予め想定した統制行為との比較

予め想定した統制行為及び実際に存在する統制行為は、いずれも需用費と同様であるため、記載を省略する。

・ 実施した検討手続及び結果

1) 実施した検討手続

平成23年度分の明細を査閲した上で任意に2件をサンプルとして抽出し、経費執行伺書、支出命令書、経費執行伺兼支出命令書及び請求書と突合を行った。

抽出したサンプルは下表のとおりである。

(単位：円)

No	執行日	細節	金額	件名
1	平成 24 年 1 月 16 日	その他役務費	367,500	無線局定期検査費
2	平成 24 年 3 月 5 日	保険料	552,720	船舶保険料

(注) 財務会計システム上の執行日は実際に支出が行われた日である。

2) 検討の結果

両サンプルについて、経費執行伺兼支出命令書により承認が行われている。サンプル No1 について、新潟市財務規則別表第 4 5 役務費に示されている「契約書を作成するもの及び電話等の新設に係るものを除く」に該当するか否かが問題となるが、新潟市契約規則第 32 条において、50 万円未満の随意契約については契約書の作成を省略できるものとされており、問題はない。

サンプル No2 については、新潟市財務規則第 27 条第 2 項第 4 号にて保険料については経費執行伺書を省略できる旨が規定されており、問題はない。

その他、特記すべき事項は発見されなかった。

(3) 委託料

想定される財務事務面でのリスク

委託料における財務事務に関するリスクのうち、今回の包括外部監査において(実際の調査・検討に先立って)想定したリスクは次のとおりである。

- 必要のない業務の委託を行い、支払いが行われるリスク
- 業務委託の実態がないにもかかわらず、支払いが行われるリスク
- 同一の業務委託が二重入力され、二重に支払いが行われるリスク
- 契約金額と異なる金額の支払いが行われるリスク
- 業務委託した時期とは異なる年度の経費として処理されるリスク
- 取引内容と対応しない費目として処理されるリスク

また、これらのリスクについて、当該リスクが実現した場合の具体的な影響、及び検討の実施前において通常想定されるものとして考えた当該リスクを軽減するための統制行為についてまとめると、以下のとおりである。

想定されるリスク	財務上の影響	リスクを軽減する統制の例
必要のない業務の委託を行い、支払いが行われるリスク	予算消化、現金の私的流用等が発生する	適切な承認手続の実施

業務委託の実態がないにもかかわらず、支払いが行われるリスク	予算消化、現金の私的流用等が発生する	適切な承認手続の実施
同一の業務委託が二重入力され、二重に支払いが行われるリスク	経費が過剰に支払われる	適切な承認手続の実施、事前承認情報の消し込み
契約金額と異なる金額の支払いが行われるリスク	誤った金額で支払われる	請求書類との照合
業務委託した時期とは異なる年度の経費として処理されるリスク	予算消化、予算超過を考慮した経費繰延が発生する	請求書類との照合
取引内容と対応しない費目として処理されるリスク	誤った費目で計上される	適切な承認手続の実施、請求書類との照合

想定した統制行為に関する検討の結果

・現在の計上・支払プロセス

委託料の計上・支払いに関する事項は、新潟市財務規則にて定められている。ただし、その大半は需用費と同様であるため、委託料特有の箇所のみ以下に記載している。

新潟市財務規則（抜粋）

（経費執行伺）

第 27 条 歳出予算に係る支出負担行為をしようとするときは、あらかじめ経費執行伺を作成し、予算執行職員の決裁を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、経費執行伺を省略することができる。

(1)～(4) 略

(5) 委託料のうち健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく診療報酬及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく介護報酬（これに準ずるものを含む。）の審査又は支払に係る経費及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく保育の実施に係る経費

(6)～(8) 略

（経費執行伺の形式）

第 28 条 経費執行伺は、経費執行伺書により行うものとする。ただし、別表第 4 に掲げる経費については、経費執行伺兼支出命令書によることができる。

(請求書の提出)

第 70 条 収支命令職員は、支出をしようとするときは、債権者に請求書(国又は地方公共団体その他の公共団体の機関の発する納入告知書等を含む。以下同じ。)を提出させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、請求書を提出させないことができる。

(1)～(2) 略

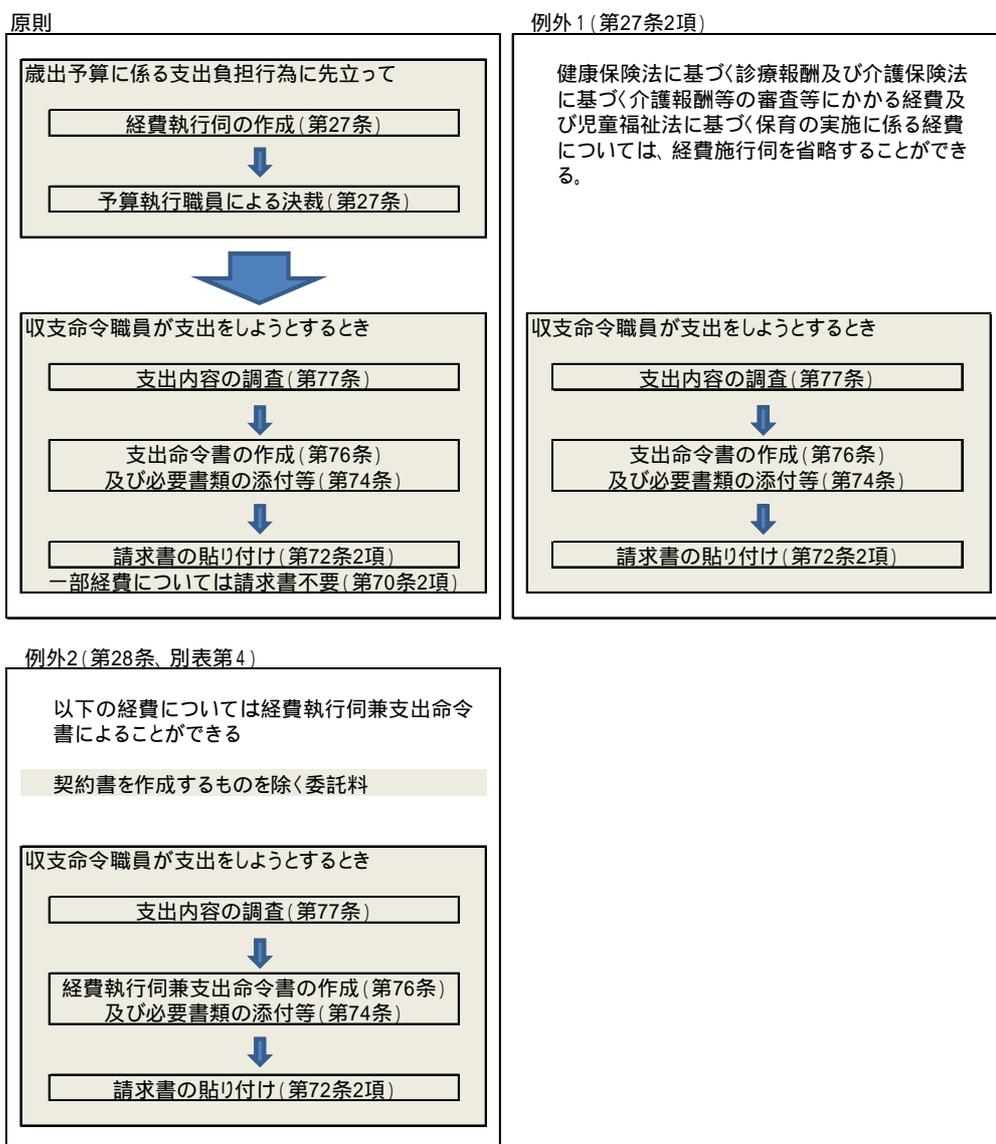
(3) 負担金,補助金,交付金及び委託料

(4)～(13) 略

別表第 4 (第 28 条関係)

区分	摘要
6 委託料	契約書を作成するものを除く。

支出手続フロー図



()内は財務規則における条文を表す

・ 予め想定した統制行為との比較

予め想定した統制行為及び実際に存在する統制行為は、いずれも需用費と同様であるため、記載を省略する。

・ 実施した検討手続及び結果

1) 実施した検討手続

平成 23 年度分の明細を査閲した上で任意に 2 件をサンプルとして抽出し、経費執行何書、支出命令書、経費執行何兼支出命令書及び請求書と突合を行った。

抽出したサンプルは下表のとおりである。

(単位：円)

No	執行日	細節	金額	件名
1	平成 24 年 2 月 6 日	委託料	16,537,500	指令管制システム運用部品交換業務委託料
2	平成 24 年 4 月 16 日	委託料	3,351,600	大型自動車第 1 種運転免許取得業務委託

(注) 財務会計システム上の執行日は実際に支出が行われた日である。

サンプル No2 の支出負担行為は平成 23 年度に存在し、出納整理期間に支出しているものであり、期間帰属に問題はない。

2) 検討の結果

特記すべき事項は発見されなかった。

(4) 使用料及び賃借料

想定される財務事務面でのリスク

使用料及び賃借料における財務事務に関するリスクのうち、今回の包括外部監査において(実際の調査・検討に先立って)想定したリスクは次のとおりである。

- 使用・賃借の実態がないにもかかわらず、支払いが行われるリスク
- 同一の使用・賃借取引が二重入力され、二重に支払いが行われるリスク
- 契約金額と異なる金額の支払いが行われるリスク
- 使用期間・賃借期間とは異なる年度の経費として処理されるリスク
- 取引内容と対応しない費目として処理されるリスク

また、これらのリスクについて、当該リスクが実現した場合の具体的な影響、及び検討の実施前において通常想定されるものとして考えた当該リスクを軽減するための統制行為についてまとめると、以下のとおりである。

想定されるリスク	財務上の影響	リスクを軽減する統制の例
使用・賃借の実態がないにもかかわらず、支払いが行われるリスク	予算消化、現金の私的流用等が発生する	適切な承認手続の実施
同一の使用・賃借取引が二重入力され、二重に支払いが行われるリスク	経費が過剰に支払われる	適切な承認手続の実施、事前承認情報の消し込み

契約金額と異なる金額の支払いが行われるリスク	誤った金額で支払われる	請求書類との照合
使用期間や賃借期間とは異なる年度の経費として処理されるリスク	予算消化、予算超過を考慮した経費繰延が発生する	請求書類との照合
取引内容と対応しない費目として処理されるリスク	誤った費目で計上される	適切な承認手続の実施、請求書類との照合

想定した統制行為に関する検討の結果

・現在の計上・支払プロセス

使用料及び賃借料の計上・支払いに関する事項は、新潟市財務規則にて定められている。ただし、その大半は需用費と同様であるため、使用料及び賃借料特有の箇所のみ以下に記載している。

新潟市財務規則（抜粋）

（経費執行伺）

第 27 条 歳出予算に係る支出負担行為をしようとするときは、あらかじめ経費執行伺を作成し、予算執行職員の決裁を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、経費執行伺を省略することができる。

(1)～(5) 略

(6) 使用料及び賃借料のうちテレビ受信料

(7)～(8) 略

（経費執行伺の形式）

第 28 条 経費執行伺は、経費執行伺書により行うものとする。ただし、別表第 4 に掲げる経費については、経費執行伺兼支出命令書によることができる。

（請求書の提出）

第 70 条 収支命令職員は、支出をしようとするときは、債権者に請求書(国又は地方公共団体その他の公共団体の機関の発する納入告知書等を含む。以下同じ。)を提出させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、請求書を提出させないことができる。

(1)～(5) 略

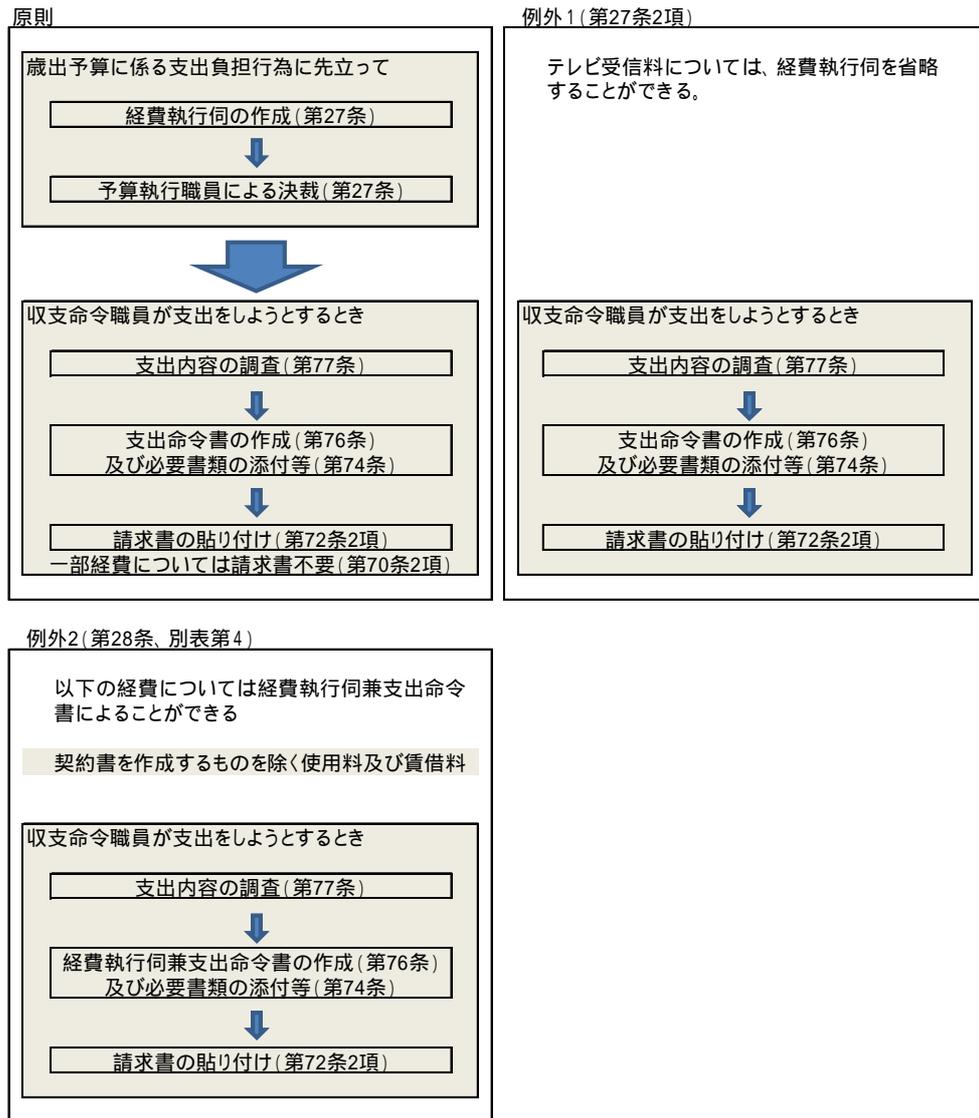
(6) 土地家屋の賃借料

(7)～(13) 略

別表第4(第28条関係)

区分	摘要
7 使用料及び賃借料	契約書を作成するものを除く。

支出手続フロー



・ 予め想定した統制行為との比較

予め想定した統制行為及び実際に存在する統制行為は、いずれも需用費と同様であるため、記載を省略する。

・実施した検討手続及び結果

1) 実施した検討手続

平成 23 年度分の明細を査閲した上で任意に 2 件をサンプルとして抽出し、経費執行伺書、支出命令書、経費執行伺兼支出命令書及び請求書と突合を行った。

抽出したサンプルは下表のとおりである。

(単位：円)

No	執行日	細節	金額	件名
1	平成 24 年 2 月 27 日	使用料及び賃借料	193,100	平成 24 年消防出初式の式典会場使用料
2	平成 24 年 4 月 25 日	使用料及び賃借料	26,324	北・西蒲(岩室)・江南(曾野木)消防署寝具類賃借料追加分

(注) 財務会計システム上の執行日は実際に支出が行われた日である。

サンプル No2 の支出負担行為は平成 23 年度に存在し、出納整理期間に支出しているものであり、期間帰属に問題はない。

2) 検討の結果

両サンプルについて、経費執行伺兼支出命令書により承認が行われている。

これについて新潟市財務規則別表第 4 7 使用料及び賃借料に示されている「契約書を作成するものを除く」に該当するか否かが問題となるが、新潟市契約規則第 32 条において、50 万円未満の随意契約については契約書の作成を省略できるものとされており、問題はない。

その他、特記すべき事項は発見されなかった。

(5) 負担金補助及び交付金

想定される財務事務面でのリスク

負担金補助及び交付金における財務事務に関するリスクのうち、今回の包括外部監査において(実際の調査・検討に先立って)想定したリスクは次のとおりである。

- 必要のない負担金補助及び交付金の支払いが行われるリスク
- 同一の負担金補助及び交付金が二重入力され、二重に支払いが行われるリスク
- 申請金額と異なる金額の支払いが行われるリスク
- 対象期間とは異なる年度の経費として処理されるリスク
- 内容と対応しない費目として処理されるリスク

また、これらのリスクについて、当該リスクが実現した場合の具体的な影響、及

び検討の実施前において通常想定されるものとして考えた当該リスクを軽減するための統制行為についてまとめると、以下のとおりである。

想定されるリスク	財務上の影響	リスクを軽減する統制の例
必要のない負担金補助及び交付金の支払いが行われるリスク	予算消化、現金の私的流用等が発生する	適切な承認手続の実施
同一の負担金補助及び交付金が二重入力され、二重に支払いが行われるリスク	経費が過剰に支払われる	適切な承認手続の実施、事前承認情報の消し込み
申請金額と異なる金額の支払いが行われるリスク	誤った金額で支払われる	請求書類との照合
対象期間とは異なる年度の経費として処理されるリスク	予算消化、予算超過を考慮した経費繰延が発生する	請求書類との照合
内容と対応しない費目として処理されるリスク	誤った費目で計上される	適切な承認手続の実施、請求書類との照合

想定した統制行為に関する検討の結果

・現在の計上・支払プロセス

負担金補助及び交付金の計上・支払いに関する事項は、新潟市財務規則にて定められている。ただし、その大半は需用費と同様であるため、負担金補助及び交付金特有の箇所のみ以下に記載している。

新潟市財務規則（抜粋）

（経費執行伺）

第 27 条 歳出予算に係る支出負担行為をしようとするときは、あらかじめ経費執行伺を作成し、予算執行職員の決裁を受けなければならない。

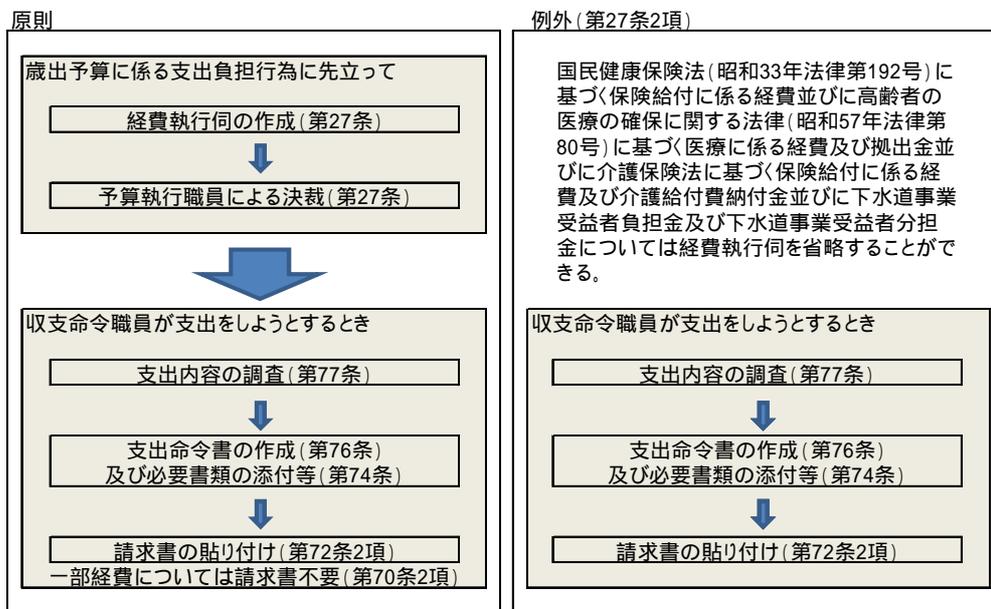
2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、経費執行伺を省略することができる。

(1)～(6) 略

(7) 負担金、補助及び交付金のうち国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）に基づく保険給付に係る経費並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に基づく医療に係る経費及び拠出金並びに介護保険法に基づく保険給付に係る経費及び介護給付費納付金並びに下水道事業受益者負担金及び下水道事業受益者分担金

- (8) 略
 (請求書の提出)
 第70条 収支命令職員は、支出をしようとするときは、債権者に請求書(国又は地方公共団体その他の公共団体の機関の発する納入告知書等を含む。以下同じ。)を提出させなければならない。
 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、請求書を提出させないことができる。
 (1)～(2) 略
 (3) 負担金,補助金,交付金及び委託料
 (4)～(13) 略

支出手続フロー図



()内は財務規則における条文を表す

・ 予め想定した統制行為との比較

予め想定した統制行為及び実際に存在する統制行為は、いずれも需用費と同様であるため、記載を省略する。

・ 実施した検討手続及び結果

1) 実施した検討手続

平成23年度分の明細を査閲した上で任意に2件をサンプルとして抽出し、経費執行伺書、支出命令書、経費執行伺兼支出命令書及び請求書と突合を行った。

抽出したサンプルは下表のとおりである。

(単位：円)

No	執行日	細節	金額	件名
1	平成 23 年 8 月 2 日	補助金	1,400,000	新潟市防火連合協議会に対する補助金
2	平成 24 年 5 月 7 日	負担金	30,585,548	メディカルコントロールに関する業務の費用負担について

(注) 財務会計システム上の執行日は実際に支出が行われた日である。

サンプル No2 の支出負担行為は平成 23 年度に存在し、出納整理期間に支出しているものであり、期間帰属に問題はない。

2) 検討の結果

特記すべき事項は発見されなかった。

(6) 備品購入費

想定される財務事務面でのリスク

備品購入費における財務事務に関するリスクのうち、今回の包括外部監査において(実際の調査・検討に先立って)想定したリスクは次のとおりである。

- 必要のない備品購入費の支払いが行われるリスク
- 同一の備品購入費が二重入力され、二重に支払いが行われるリスク
- 申請金額と異なる金額の支払いが行われるリスク
- 対象期間とは異なる年度の経費として処理されるリスク
- 内容と対応しない費目として処理されるリスク

また、これらのリスクについて、当該リスクが実現した場合の具体的な影響、及び検討の実施前において通常想定されるものとして考えた当該リスクを軽減するための統制行為についてまとめると、以下のとおりである。

想定されるリスク	財務上の影響	リスクを軽減する統制の例
必要のない備品購入費の支払いが行われるリスク	予算消化、現金の私的流用等が発生する	適切な承認手続の実施
同一の備品購入費が二重入力され、二重に支払いが行われ	経費が過剰に支払われる	適切な承認手続の実施、事前承認情報の消

るリスク		し込み
申請金額と異なる金額の支払いが行われるリスク	誤った金額で支払われる	請求書類との照合
対象期間とは異なる年度の経費として処理されるリスク	予算消化、予算超過を考慮した経費繰延が発生する	請求書類との照合
内容と対応しない費目として処理されるリスク	誤った費目で計上される	適切な承認手続の実施、請求書類との照合

想定した統制行為に関する検討の結果

・現在の計上・支払プロセス

備品購入費の計上・支払いに関する事項は、新潟市財務規則にて定められている。ただし、その大半は需用費と同様であるため、備品購入費特有の箇所のみ以下に記載している。

新潟市財務規則（抜粋）

（経費執行伺の形式）

第 28 条 経費執行伺は、経費執行伺書により行うものとする。ただし、別表第 4 に掲げる経費については、経費執行伺兼支出命令書によることができる。

別表第 4（第 28 条関係）

区分	摘要
10 備品購入費	契約課所管及び区役所の総務課所管を除く課長又は機関の長の契約の締結に係る専決の範囲内

新潟市物品管理規則（抜粋）

（購入等の手続）

第 22 条 物品管理者(次条に規定する者を除く。)は、物品の購入、製造請負又は修理(当該物品管理者の権限に属するものを除く。)を必要とするときは、契約課又は各区役所の総務課の物品管理者に対し、経費執行伺書(物品購入・製造請負・修理)兼契約執行請求書を提出しなければならない。

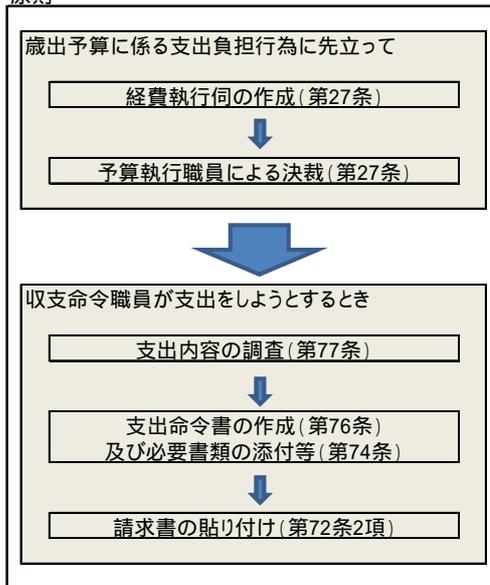
2 契約課又は各区役所の総務課の物品管理者は、前項の規定による経費執行伺書(物品購入・製造請負・修理)兼契約執行請求書の提出を受けたときは、その請求の適否を審査し、適当と認めるときは、遅滞なくその物品の購入、製造請負又は修理について契約執行伺書(物品購入・製造請負・修理)により決裁手続をとらなければならない。

(課に所属する機関における購入等のための措置の依頼)

第 23 条 課に所属する機関の物品管理者は、その権限を有しない物品の取得、製造請負又は修理を必要とするときは、当該所属する課の物品管理者に物品(購入・製造請負・修理)依頼書を提出しなければならない。

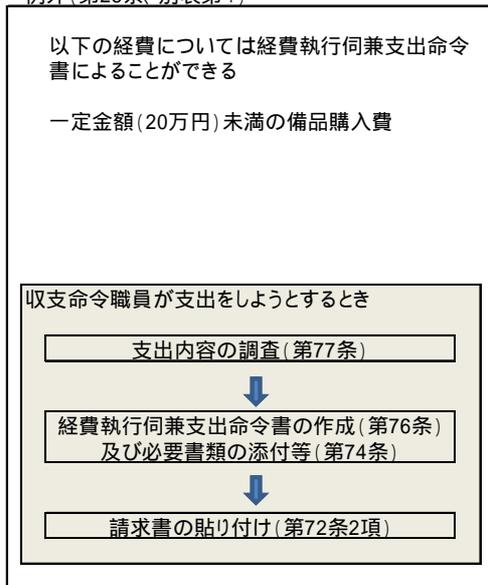
支出手続フロー図

物品管理者の権限の範囲内の場合
原則

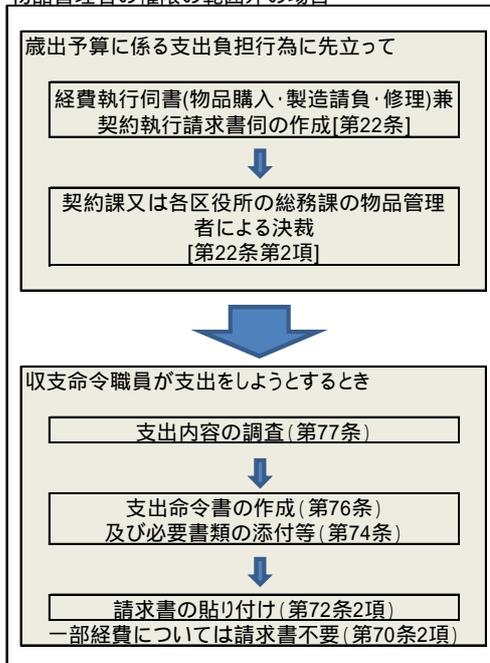


()内は財務規則における条文を表す

例外(第28条、別表第4)



物品管理者の権限の範囲外の場合



()内は財務規則における条文を表す

[]内は物品管理規則における条文を表す

・ 予め想定した統制行為との比較

予め想定した統制行為及び実際に存在する統制行為は、いずれも需用費と同様であるため、記載を省略する。

・ 実施した検討手続及び結果

1) 実施した検討手続

平成 23 年度分の明細を査閲した上で任意に 1 件をサンプルとして抽出し、経費執行伺書(物品購入・修理・製造請負)兼契約執行請求書、契約書、支出命令書、及び請求書と突合を行った。

抽出したサンプルは下表のとおりである。

(単位：円)

No	執行日	細節	金額	件名
1	平成 23 年 11 月 26 日	備品購入費	1,376,760	空気呼吸器

(注) 財務会計システム上の執行日は実際に支出が行われた日である。

2) 検討の結果

特記すべき事項は発見されなかった。

(7) その他の発見事項

経費執行伺書の承認日について

・ 発見事項

経費執行伺書の承認日欄に日付がないものが散見された。

経費執行伺書は財務会計システム内で登録・出力を行い、紙媒体で各承認者へ回付される。実際の承認手続は経費執行伺書(紙)に押印することにより行われる。経費執行伺書(紙)に最終承認が行われた後、消防局総務課担当者が財務会計システムの経費執行伺書の確定処理を行うことで、システム上では承認済みとして取り扱われる。

ただし、財務会計システム上の経費執行伺書では承認日はログとして残らないため、紙の経費執行伺書に押印日が記載されていない場合には承認日を確認することはできない状態となっている。

・ 問題点及び想定されるリスク

経費執行伺書の承認日を確認できないことから、適切に事前承認が行われていることを検証できない状態となっている。

【意見 6】

経費執行伺書の承認日欄に承認日が記載されておらず、適切に事前承認されていたことを立証できない状態となっていることから、承認者が承認日を記載する、もしくは日付入り印を使用し承認印を押印する等の対応が必要であるとする。

4. 非常備消防費（消防団人件費）

(1) 概況

消防団員の状況

非常備消防の担い手は消防団であるが、全国的に消防団員は減少傾向にある。新潟市における直近3年度の人員数推移は以下のとおりである。

方面隊	現員数			定員数 (注2)	充足率
	平成22年4月	平成23年4月	平成24年4月		
本部	3(0)	3(0)	3(0)	3	100.0%
北	708(14)	710(14)	704(13)	721	97.6%
東	323(13)	324(13)	342(14)	326	104.9%
中央	433(14)	438(11)	437(12)	542	80.6%
江南	807(18)	813(18)	813(15)	814	99.8%
秋葉	600(15)	597(16)	595(16)	637	93.4%
南	799(11)	790(14)	778(15)	857	90.7%
西	1,111(15)	1,101(14)	1,108(19)	1,118	99.1%
西蒲	1,281(16)	1,269(16)	1,271(15)	1,425	89.1%
合計	6,065(116)	6,045(117)	6,051(119)	6,443	93.9%

(各年度消防年報より)

(注1) 括弧内は内数で女性団員を表す。

(注2) 新潟市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第2条に、団員の定員6,443人との記載がある。

また、新潟市消防団規則附則別表に、方面隊別の定員数の記載があり、これら方面隊の定員は、新潟市消防団の運営に関する規程第7条に基づき算出されている。

上記より、方面隊によって充足率に乖離があることが分かる。充足率改善のための対策として、新潟市では、パンフレット等の配布、入団者へのアンケート調査等により、入団促進のための対応を実施し、特に若年層への呼びかけを強化しているとのことである。

非常備消防費（人件費）の推移

非常備消防費に含まれる人件費の推移は、下表のとおりである。

(単位：千円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	対前年度比
報酬(注1)	151,681	150,212	149,140	1,072
報償費(注2)	584	459	534	75

旅費（注3）	211,871	212,018	215,569	3,551
--------	---------	---------	---------	-------

（財務会計システムデータを加工）

（注1）平成22年度と平成23年度を比較すると、平成23年度は年度末の人員数は増加しているものの、報酬は減少している。これは、期中での人員数増減による影響である。

（注2）報償費の主な内容は、徽章代、トロフィー代、記念品代である。

（注3）旅費の内容は費用弁償であり、費用弁償とは、出動手当及び公務のための研修等に要した費用である。このうち、旅費の主な内容は出動手当であり、出勤回数は平成22年度65,193回、平成23年度66,905回である。

また、平成23年度の予算金額、決算金額及びその差異金額は下表のとおりである。

（単位：千円）

	予算金額	決算金額	差異金額
報酬（注1）	156,240	149,140	7,100
報償費	586	534	52
旅費	210,575	215,569	4,994

（注1）報酬の差異金額は、予算上は定員（6,443人）にて予算策定しているものの、実際人員数は定員に満たないことにより生じるものである。人員数充足率94%に対し、報酬の予算対比は95%となっており、両者整合している。

報酬・旅費（出動手当）の支給金額

消防団員の報酬及び出動手当については、新潟市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第13条及び別表第1により規定されている。

報酬

別表第1（第13条関係）

階級		報酬年額（円）
団	長	96,900
副	団長	70,320
分	団長	59,880
副	分団長	48,720
部	長	41,100
班	長	25,800
団員	機関係である者	25,800
	その他の団員	21,480

同条例 14 条、16 条において、報酬の支給方法は、月割計算をもって、毎年 4 月 1 日から 9 月末日まで及び 10 月 1 日から 3 月末日までの 2 期に区分して、それぞれの期間分まとめて当該期間の末日の属する月の翌月 25 日に支給する旨規定されている。

・ 出動手当

出勤に対する手当として同条例第 15 条で、1 回につき 3,200 円支給する旨規定されている。

(2) 消防団人件費において想定される財務事務面でのリスク

消防団人件費における財務事務に関するリスクのうち、今回の包括外部監査において（実際の調査・検討に先立って）想定したリスクは次のとおりである。

- 消防団員の実員数が正確に報告されないリスク
- 消防団員による出勤回数が正確に報告されないリスク
- 消防団員の報酬及び出動手当が適正な者に支給されないリスク

また、これらのリスクについて、当該リスクが実現した場合の具体的な影響、及び検討の実施前において通常想定されるものとして考えた当該リスクを軽減するための統制行為についてまとめると、以下のとおりである。

想定されるリスク	財務上の影響	リスクを軽減する統制の例
消防団員の実員数が正確に報告されないリスク	報酬等が不適切に支給される	入退団時における承認、報告手続き 定期的な実数調査の実施 内部通報制度の導入
消防団員による出勤回数が正確に報告されないリスク	同上	申告、承認、報告手続き
出動手当が適切に計算されないリスク	同上	計算過程の再確認
消防団員の報酬及び出動手当が適正な者に支給されないリスク	簿外資産が生じる 横領等が発生する	直接本人口座への振り込み 定期的な実数調査の実施

(3) 想定した統制行為に関する検討の結果

消防団員の実員数が正確に報告されないリスク

・実施した検討手続 A B

- a. 入団・退団の際に実施される手続について、規則の検討、及び担当者へのヒアリングを実施した。
- b. 報酬支払対象となった人員数と実員数が整合していることを確認する手続について、担当者へのヒアリングを実施した。

上記の検討手続により、把握した内容は以下のとおりである。

- a-1 新潟市消防団規則 15 条、16 条、及び 18 条において、志願手続及び退職手続について以下のとおり規定されている。

消防団員を志願しようとする者は消防団員志願書を、退職しようとする者は、消防団員退職願を所属分団長及び所属隊長を経て団長に提出するものとする。

団長は、消防団員を任命又は解職しようとするときは、消防団員任命・解職承認願により、市長の承認を得なければならない。

団長は、消防団員を任免するときは、辞令書を交付するものとする。

- a-2 担当者ヒアリングにおいて、以下の回答を得た。

(入団について)

志願者は消防団員志願書、消防団員調査表を作成し、分団長の面接を受ける。その後、各分団において、消防団員任命承認願を作成し、上記の志願書、消防団員調査表とともに分団長へ提出する。その後団長は、辞令書を交付する。

また、各方面隊本部において、左記証憑を確認の上、消防団員異動月報を作成し、月次毎に人員数の異動状況を把握している。

その後、消防局において、上記証憑を全て確認し、不整合がないか否かを確認している。

(退団について)

退職者は、消防団員退職願を作成し、分団長へ提出する。その後各分団の事務局は、消防団員解職承認願を作成し、上記の退職願とともに分団長へ提出する。その後各分団長は、辞令書を交付する。

辞令書交付後は、入団手続と同様である。

(休団について)

担当者の説明によると、休団制度は設けていない。

そのため、実際の活動を行っていない団員に係る報酬が支給される可能性がある。これについては、定期的開催されている会議において、1年以上活動実績のない団員については本人に確認の上退団手続を行うよう各分団に指導している。また、各方面隊は半期に一度作成する出勤旅費支払明細書を査閲し、出勤実績がない者がいないか、また、出勤実績がない場合でも、合理的な理由があるか否かを検証している。

(団員数の実数調査について)

団員数の実数調査は実施されていない。

(内部通報制度について)

消防団員の実員数の正確性を確保することを目的とした内部通報制度は導入されていない。

b 報酬支払人員数と実員数の整合性

報酬及び出勤手当の支払いは、上半期と下半期の年2回実施される。

報酬支払額については、各分団から上半期下半期それぞれ、消防団員年報報酬支払内訳書兼受領書等を、出勤手当については、出勤旅費支払明細書兼受領書等を各方面隊本部に提出する。

各方面隊本部は、以下の確認手続を実施する。

- 報酬：消防団員異動月報と照合
- 出勤手当：出勤報告書と照合
- その後、消防局本部において、各提出書類の整合性を確認する。

. 実施した検討手続B

規則の検討及び担当者へのヒアリングにより把握した手続が、実際の業務に適用されていることについて、任意のサンプル2件を検討することにより確認した。

サンプルは、合併以前の旧新潟市内から1件、旧新潟市外から1件抽出した。

なお、平成23年度方面隊別の実員数の変動状況は以下のとおりである。

方面隊	現員数			
	年度当初	増加	減少	年度末
本部	3	0	0	3
北	710	36	42	704

東	324	30	12	342
中央	438	26	27	437
江南	813	53	53	813
秋葉	597	37	39	595
南	790	64	76	778
西	1,101	71	64	1,108
西蒲	1,269	46	44	1,271
合計	6,045	363	357	6,051

(消防局作成資料より)

(増加 = 入団)

平成 23 年 10 月南方面隊入団団員、平成 24 年 2 月中央方面隊入団団員、それぞれ 1 名につき、所定の証憑が作成及び承認されているか、並びに消防団員異動月報に反映されているか確かめた。

(減少 = 退団)

平成 24 年 2 月秋葉方面隊退団団員、平成 24 年 3 月中央方面隊退団団員、それぞれ 1 名につき、所定の証憑が作成及び承認されているか、並びに消防団員異動月報に反映されているか確かめた。

(報酬支払い)

平成 23 年度上期の、中央方面隊及び南方面隊について、消防団員異動月報、消防団員年報酬支払内訳兼受領書を閲覧し、両者の人員数が整合していること、及び各団員の報酬額が適切に計算されているか確かめた。

・ 検討の結果

消防団員の増減サンプルの検討においては、問題となる事項は発見されなかった。

ただし、消防団員の実員数が正確に報告されないリスクに対するキーとなる統制行為が分団長等による本人確認及び書類承認のみであり、登録されている消防団員の実在性を保証する制度設計とはなっていないものとする。

【意見 7】

消防団員の実員数が正確に報告されないというリスクに対する統制の仕組みに再考の余地があるものとする。

なお、この点については、「消防団に関する報酬及び出動手当支給に係る内部統制に関する意見のまとめ」として詳述している。

消防団員による出動回数が正確に報告されないリスク

・実施した検討手続 C

各方面隊の出動回数報告手続について、規則の検討及び担当者へのヒアリングを実施した。

その結果把握した内容は以下のとおりである。

c-1 新潟市消防団規則第 21 条において、出動報告について以下のとおり規定されている。

消防団員が出動したときは、速やかに分団長は所属隊長を経て団長に、団長は市長に消防団員出動報告書を提出しなければならない。

c-2 担当者へのヒアリングにより、以下の回答を得た。

分団長は出動の都度、出動報告書を作成し、所属方面隊長へ提出する。

出動手当の支給は年に 2 回実施される。出動手当計算については、各方面隊本部において、出動報告書を元に、分団別出動旅費内訳表を作成し、消防局本部へ提出する。

消防局本部においては、上記出動報告書の出動回数合計と、上記出動旅費内訳表の出動回数が一致していることを確認している。

・実施した検討手続 D

規則の検討、及び担当者へのヒアリングにより把握した手続が、実際の業務に適用されていることについて、任意のサンプル 2 件を検討することにより確認した。

サンプルは、合併以前の旧新潟市内から 1 件、旧新潟市外から 1 件抽出した。

なお、方面隊別出動回数と支給された出動手当は以下のとおりである。

(単位 出動手当：円、出動回数：回)

方面隊	出動手当	出動回数
本部	457,600	143
北	24,304,000	7,595
東	11,497,600	3,593

中央	16,867,200	5,271
江南	30,944,000	9,670
秋葉	21,881,600	6,838
南	26,569,600	8,303
西	43,116,800	13,474
西蒲	38,457,600	12,018
合計	214,096,00	66,905

(消防局作成資料より)

- d 上半期分については、中央方面隊山潟分団、下半期分については、南方面隊白根小林分団について、各出勤報告書の合計と方面隊が作成した分団別出勤旅費内訳表が一致しているか確認した。

. 検討の結果

出勤報告に関するサンプルの検討においては、問題となる事項は発見されなかった。

ただし、キーとなる統制行為が分団長等による出勤回数等の報告及び書類間の整合性検証のみであり、出勤回数報告の正確性を保証する統制制度設計とはなっていないものとする。

【意見 8】

消防団員による出勤回数が正確に報告されないリスクに対する統制の仕組みに再考の余地があるものとする。

なお、この点については、「消防団に関する報酬及び出勤手当支給に係る内部統制に関する意見のまとめ」として詳述している。

出勤手当が適切に計算されないリスク

. 実施した検討手続

上述のとおり、出勤 1 回当たりの出勤手当は 3,200 円である。d にて検討した分団について、出勤手当単価が規程とおり計算されていることについて、再計算により確認した。

上記手続の結果、中央方面隊山潟分団(上期)、南方面隊白根小林分団(下期)について、出勤手当÷出勤回数は 3,200 円であり、条例に従って適切に計算されていた。

・ 検討の結果

出勤報告に関するサンプルの検討においては、問題となる事項は発見されなかった。

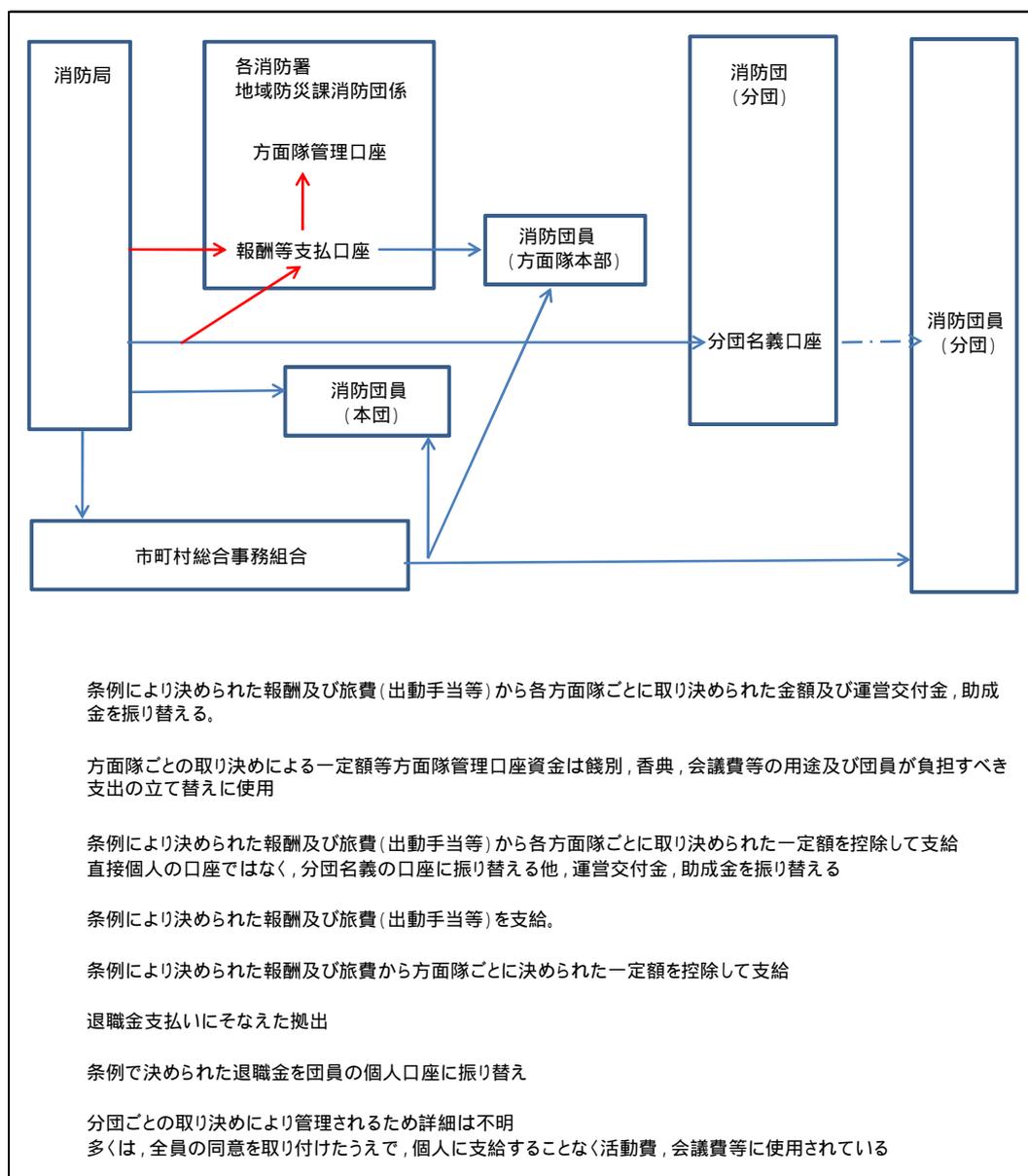
消防団員の報酬及び出勤手当が適正な者に支給されないリスク

・ 実施した検討手続

報酬及び旅費等の支払方法について、担当者へのヒアリングを実施した。ヒアリングの結果、以下の事項を把握した。

報酬及び旅費の支払いについては、年2回、各分団の分団名義口座へ振り込まれる。その後各分団長が班ごとに振り分けを実施し、各班の代表者へ現金にて支給する。その後の各団員への支給については、各分団、あるいは各班に一任しているため、消防局としては、各団員への支給については関知していない。

なお、担当者へのヒアリングの結果得られた情報により、退職金の支給を含む消防団に関連する資金の流れを図で示すと、次ページのとおりである。



・ 検討の結果

現状では、消防団員に対する報酬及び出動手当は、必ずしも消防団員個人へ支給される慣行とはなっていない。

したがって、消防団員の報酬及び出動手当が適正な者に支給されないリスクについては、消防局、消防団においてはリスクとしては認識されていないようである。

しかし、この点が消防団における内部統制の脆弱性をもたらす最大の要因であると考えられる。この点については、次項でまとめて詳述することとする。

【意見 9】

消防団員個人に対する報酬及び出動手当が必ずしも消防団員個人に支給される仕組みとはなっていない点に内部統制上の脆弱性の基本的な原因があるものと考えられるため、支給方法に再考の余地があるものとする。

・ 消防団に関する報酬及び出動手当支給に係る内部統制に関する意見のまとめ

消防団の人員費に関して想定されるリスクは上述のとおり（上記 4 (3) ～ ）であるが、そもそも制度として、在籍する団員に対して報酬が支払われ、在籍する団員の実際の出動に対して手当（旅費）が支払われるという制度からすれば、実態より多くの在籍人員を報告するという誘引、あるいは実態より多くの団員が出動したと報告する誘引は、一般論として存在が予想される。

更に述べれば、消防局としても大幅な定員割れを防ぐため、あるいはボランティア精神等に期待した団員活動に関するモチベーションを損ないたくないといった配慮から、分団からの報告を深く詮索しないとする誘引が存在することも、やはり一般論として考えられなくはない。

ここに、いわゆる幽霊団員の存在リスク、あるいは架空出動報告リスクがある。

これらのリスクに対して、これを軽減する内部統制行為としては以下の行為（仕組み）が想定されている。

- a . さまざまな機会を利用した消防職員による各分団に対する啓発活動
- b . 在籍団員に関する報告及び各団員の出動回数に関する報告に関する分団長による検証・承認
- c . 長年培われてきた信頼関係

なお、支払うべき報酬等について、これを直接に各団員個人の口座に振り込むのであれば、その行為自体にもある程度の牽制効果を期待することができるが、多くの場合は、報酬等は分団に対して支払いが行われ、団員個人への分配（分配するか否か、及び分配方法）については、各分団に任されている。

このような状況において、上記の内部統制行為のみで十分な統制が期待できるであろうか。上記 a . については、その効果は確かにあると考えられるが、大きな効果は期待できないとも考える。また、 b . については、そもそもその誘引が各分団にある以上、分団長による検証・承認行為は自己牽制に過ぎない。さらに、 c . については、統制環境としては重要な要素ではあるが、信頼に値しない行為が無いことを保証するものではない。

上記リスクを無視できるほどに軽減できる内部統制の仕組みを経済性、実現性を考慮しながら構築することは非常に難しいものと考えられる。しかし、例えば、以下のような施策は検討の余地があるものとする。

- 報酬等を団員個人ではなく、分団に支給するとする慣習を改め、各個人の口座に振り込むようにする。

これにより、ある程度のリスク軽減は果たせるものとする。

- 定期的に面談調査を実施する。

必ずしも全員一斉調査である必要はないが、これにより不適切事例の発見が期待できるとともに、牽制効果も期待できると考える。

- 内部通報制度を構築する。

同じく不適切事例の発見が期待できるとともに、牽制効果も期待できるものとする。

インターネットで消防団について検索すると、内部告発的な様々な不適切事例が紹介されている。包括外部監査人は、これらを真実であるとは考えないが、現状の仕組みのうえでは、必ずしもそれらの全ての事例を、ありえない事と否定できないのも、また事実である。このことは、ボランティア等の精神により、誠実に活動している団員にとっては、非常に不幸な状況である。

消防団員の名誉のためにも、信頼関係に重要な根拠を置く現状の内部統制の仕組みは、改められるべきであるとする。

なお、上記に記載した意見は、純粋に財務事務の適切性の確保という観点からのみ述べたものであり、地域に密着した消防力の維持といった見地からの配慮等の全てを否定するものではない。それらは、包括外務監査人の専門とする範囲ではなく、今後多くの議論を期待するところである。

5. 非常備消防費（消防団の人件費以外）

(1) 需用費

想定される財務事務面でのリスク

需用費における財務事務に関するリスクのうち、非常備消防費特有のリスクはなく、常備消防費と同様と考えられるため、記載を省略する。

想定した統制行為に関する検討の結果

現在の計上・支払プロセス、予め想定した統制行為との比較については、常備消防費と同様であるため、記載を省略する。

・実施した検討手続

平成23年度分の明細を査閲した上で任意に3件をサンプルとして抽出し、経費執行伺書、支出命令書、経費執行伺兼支出命令書及び請求書と突合を行った。

抽出したサンプルは下表のとおりである。

(単位：円)

No	執行日	細節	金額	件名
1	平成23年9月15日	消耗品費	197,190	噴霧ノズランナーパイロット購入代
2	平成24年3月5日	修繕料(物品)	68,985	積載車フロントバンパー修理代
3	平成24年5月25日	修繕料(建物・施設)	49,959	消防器具置場名称表示変更作業代

(注) 財務会計システム上の執行日は実際に支出が行われた日である。

サンプルNo3の支出負担行為は平成23年度に存在し、出納整理期間に支出しているものであり、期間帰属に問題はない。

・検討の結果

全サンプルについて、経費執行伺兼支出命令書により承認が行われている。

これについて、新潟市財務規則別表第4 4需用費(1)及び(4)に示されている「契約課所管及び区役所の総務課所管を除く課長又は機関の長の契約の締結に係る専決の範囲内」に該当するか否かが問題となるが、新潟市事務専決規程において、施設の修繕及び30万円未満の物品の修繕については課長の専決の範囲内とされており、問題はない。

その他、特記すべき事項は発見されなかった。

(2) 役務費

想定される財務事務面でのリスク

役務費における財務事務に関するリスクのうち、非常備消防費特有のリスクはなく、常備消防費と同様と考えられるため、記載を省略する。

想定した統制行為に関する検討の結果

現在の計上・支払プロセス、予め想定した統制行為との比較については、常備消防費と同様であるため、記載を省略する。

・実施した検討手続

平成 23 年度分の明細を査閲した上で任意に 1 件をサンプルとして抽出し、経費執行伺書、支出命令書、経費執行伺兼支出命令書及び請求書と突合を行った。

抽出したサンプルは下表のとおりである。

(単位：円)

No	執行日	細節	金額	件名
1	平成 24 年 1 月 16 日	保険料	285,120	自賠償保険料

(注) 財務会計システム上の執行日は実際に支出が行われた日である。

・検討の結果

サンプル No1 について、経費執行伺兼支出命令書により承認が行われている。

これについて、新潟市財務規則第 27 条第 2 項第 4 号にて保険料については経費執行伺書を省略できる旨が規定されており、問題はない。

その他、特記すべき事項は発見されなかった。

(3) 委託料

想定される財務事務面でのリスク

委託料における財務事務に関するリスクのうち、非常備消防費特有のリスクはなく、常備消防費と同様と考えられるため、記載を省略する。

想定した統制行為に関する検討の結果

現在の計上・支払プロセス、予め想定した統制行為との比較については、常備消防費と同様であるため、記載を省略する。

・実施した検討手続

金額的な重要性が乏しいため、サンプル抽出による検討は行わず、平成 23 年度分の明細の件名及び金額等の閲覧を実施した。

・実施した検討手続

明細を閲覧した結果、異常な項目は発見されなかった。

(4) 使用料及び賃借料

想定される財務事務面でのリスク

使用料及び賃借料における財務事務に関するリスクのうち、非常備消防費特有のリスクはなく、常備消防費と同様と考えられるため、記載を省略する。

想定した統制行為に関する検討の結果

現在の計上・支払プロセス、予め想定した統制行為との比較については、常備消防費と同様であるため、記載を省略する。

・実施した検討手続

平成 23 年度分の明細を査閲した上で任意に 2 件をサンプルとして抽出し、経費執行伺書、支出命令書、経費執行伺兼支出命令書及び請求書と突合を行った。

抽出したサンプルは下表のとおりである。

(単位：円)

No	執行日	細節	金額	件名
1	平成 24 年 2 月 6 日	使用料及び賃借料	7,140	10 月分タクシー使用料
2	平成 24 年 4 月 27 日	使用料及び賃借料	2,568,391	消防団施設用地賃借料

(注) 財務会計システム上の執行日は実際に支出が行われた日である。

サンプル No2 の支出負担行為は平成 23 年度に存在し、出納整理期間に支出しているものであり、期間帰属に問題はない。

・検討の結果

下記指摘事項が発見された。

【指摘事項 1】

サンプル No2 は消防団の施設用地として利用するために締結した土地賃貸借契約 180 件について、まとめて経費執行伺書及び支出命令書が起票されたものである。

この内、平成 22 年 9 月 30 日に契約解除されているにもかかわらず、平成 23 年度分の経費執行伺に含めて承認され、支払いが行われている契約が存在した。こ

これは、経費執行伺に添付された消防団の施設用地に関する土地賃貸借契約一覧表について、作成者以外の者によるチェックが行われていなかったことに起因する。また、当該用地の利用状況を確認するための現場視察が定期的に行われていれば、かかる事態は早期に発見是正できたと考えられる。

従って、土地賃貸借契約一覧表の二重チェックを実施する必要がある。また、消防団の施設用地について、定期的に現場視察を行うことが望ましい。

(5) 負担金補助及び交付金

想定される財務事務面でのリスク

負担金補助及び交付金における財務事務に関するリスクのうち、非常備消防費特有のリスクはなく、常備消防費と同様と考えられるため、記載を省略する。

想定した統制行為に関する検討の結果

現在の計上・支払プロセス、予め想定した統制行為との比較については、常備消防費と同様であるため、記載を省略する。

．実施した検討手続

平成 23 年度分の明細を査閲した上で任意に 2 件をサンプルとして抽出し、経費執行伺書、支出命令書、経費執行伺兼支出命令書及び請求書と突合を行った。

抽出したサンプルは下表のとおりである。

(単位：円)

No	執行日	細節	金額	件名
1	平成 23 年 6 月 30 日	交付金	1,810,000	新潟市消防団運営交付金
2	平成 23 年 4 月 20 日	負担金	123,705,600	消防団員退職報償負担金の支出について

．検討の結果

特記すべき事項は発見されなかった。

(6) 備品購入費

想定される財務事務面でのリスク

備品購入費における財務事務に関するリスクのうち、非常備消防費特有のリスクはなく、常備消防費と同様と考えられるため、記載を省略する。

想定した統制行為に関する検討の結果

現在の計上・支払プロセス、予め想定した統制行為との比較については、常備消防費と同様であるため、記載を省略する。

・実施した検討手続

金額的な重要性が乏しいため、サンプル抽出による検討は行わず、平成 23 年度分の明細の件名及び金額等の閲覧を実施した。

・検討の結果

明細を閲覧した結果、異常な項目は発見されなかった。

(7) その他の発見事項

共通する発見事項は「3. 常備消防費（人件費以外）(7)その他の発見事項」に記載した。

非常備消防費特有のその他発見事項はない。

6. 消防施設費

(1) 需用費

想定される財務事務面でのリスク

需用費における財務事務に関するリスクのうち、消防施設費特有のリスクはなく、常備消防費と同様と考えられるため、記載を省略する。

想定した統制行為に関する検討の結果

現在の計上・支払プロセス、予め想定した統制行為との比較については、常備消防費と同様であるため、記載を省略する。

・実施した検討手続

平成 23 年度分の明細を査閲した上で任意に 1 件をサンプルとして抽出し、経費執行伺書、支出命令書、経費執行伺兼支出命令書及び請求書と突合を行った。

抽出したサンプルは下表のとおりである。

(単位：円)

No	執行日	細節	金額	件名
1	平成 23 年 11 月 25 日	修繕料(物品)	198,975	車両修繕一式

・検討の結果

サンプル No1 について、経費執行伺兼支出命令書により承認が行われている。

これについて、新潟市財務規則別表第 4 4 需用費(4)に示されている「契約課所管及び区役所の総務課所管を除く課長又は機関の長の契約の締結に係る専決の範囲内」に該当するか否かが問題となるが、新潟市事務専決規程において、30 万円未満の物品の修繕については課長の専決の範囲内とされており、問題はない。

その他特記すべき事項は発見されなかった。

(2) 役務費

想定される財務事務面でのリスク

役務費における財務事務に関するリスクのうち、消防施設費特有のリスクはなく、常備消防費と同様と考えられるため、記載を省略する。

想定した統制行為に関する検討の結果

現在の計上・支払プロセス、予め想定した統制行為との比較については、常備消防費と同様であるため、記載を省略する。

・実施した検討手続

平成 23 年度分の明細を査閲した上で任意に 2 件をサンプルとして抽出し、経費

執行伺書、支出命令書、経費執行伺兼支出命令書及び請求書と突合を行った。

抽出したサンプルは下表のとおりである。

(単位：円)

No	執行日	細節	金額	件名
1	平成 24 年 5 月 7 日	その他役務費	59,040	積載車リサイクル料
2	平成 24 年 5 月 7 日	保険料	71,280	自賠償保険料

(注) 財務会計システム上の執行日は実際に支出が行われた日である。

両サンプル共に支出負担行為は平成 23 年度に存在し、出納整理期間に支出しているものであり、期間帰属に問題はない。

・ 検討の結果

サンプル No1 については、経費執行伺兼支出命令書により承認が行われている。サンプル No1 について、新潟市財務規則別表第 4 5 役務費に示されている「契約書を作成するもの及び電話等の新設に係るものを除く」に該当するか否かが問題となるが、新潟市契約規則第 32 条において、50 万円未満の随意契約については契約書の作成を省略できるものとされており、問題はない。

その他、特記すべき事項は発見されなかった。

(3) 委託料

想定される財務事務面でのリスク

委託料における財務事務に関するリスクのうち、消防施設費特有のリスクはなく、常備消防費と同様と考えられるため、記載を省略する。

想定された統制行為に関する検討の結果

現在の計上・支払プロセス、予め想定した統制行為との比較については、常備消防費と同様であるため、記載を省略する。

・ 実施した検討手続

平成 23 年度分の明細を査閲した上で任意に 3 件をサンプルとして抽出し、経費執行伺書、支出命令書、経費執行伺兼支出命令書及び請求書と突合を行った。

抽出したサンプルは下表のとおりである。

(単位：円)

No	執行日	細節	金額	件名
1	平成 24 年 4 月 25 日	委託料	31,500,000	江南消防署移転新築工事実施設計業務委

				託料
2	平成 24 年 3 月 26 日	委託料	5,565,000	西消防署指令管制システム署所端末装置移設業務委託料
3	平成 23 年 5 月 6 日	委託料	2,800,000	監委建一第 2 4 号西消防署本署改築工事監理業務委託料

(注) 財務会計システム上の執行日は実際に支出が行われた日である。

サンプル No1 の支出負担行為は平成 23 年度に存在し、出納整理期間に支出しているものであり、期間帰属に問題はない。

・ 検討の結果

特記すべき事項は発見されなかった。

(4) 使用料及び賃借料

想定される財務事務面でのリスク

使用料及び賃借料における財務事務に関するリスクのうち、消防施設費特有のリスクはなく、常備消防費と同様と考えられるため、記載を省略する。

想定された統制行為に関する検討の結果

現在の計上・支払プロセス、予め想定した統制行為との比較については、常備消防費と同様であるため、記載を省略する。

・ 実施した検討手続

平成 23 年度分の明細を査閲した上で任意に 1 件をサンプルとして抽出し、経費執行伺書、支出命令書、経費執行伺兼支出命令書及び請求書と突合を行った。

抽出したサンプルは下表のとおりである。

(単位：円)

No	執行日	細節	金額	件名
1	平成 24 年 3 月 27 日	使用料及び賃借料	135,760	土地等貸付料(既往使用料)

(注) 財務会計システム上の執行日は実際に支出が行われた日である。

・ 検討の結果

特記すべき事項は発見されなかった。

(5) 負担金補助及び交付金

想定される財務事務面でのリスク

負担金補助及び交付金における財務事務に関するリスクのうち、消防施設費特有のリスクはなく、常備消防費と同様と考えられるため、記載を省略する。

想定された統制行為に関する検討の結果

現在の計上・支払プロセス、予め想定した統制行為との比較については、常備消防費と同様であるため、記載を省略する。

．実施した検討手続

平成 23 年度分の明細を査閲した上で任意に 1 件をサンプルとして抽出し、経費執行伺書、支出命令書、経費執行伺兼支出命令書及び請求書と突合を行った。

抽出したサンプルは下表のとおりである。

(単位：円)

No	執行日	細節	金額	件名
1	平成 24 年 2 月 29 日	負担金	4,433,100	飲料水兼用耐震性貯水槽改修費負担金

(注) 財務会計システム上の執行日は実際に支出が行われた日である。

．検討の結果

特記すべき事項は発見されなかった。

(6) 備品購入費

想定される財務事務面でのリスク

備品購入費における財務事務に関するリスクのうち、消防施設費特有のリスクはなく、常備消防費と同様と考えられるため、記載を省略する。

想定した統制行為に関する検討の結果

現在の計上・支払プロセス、予め想定した統制行為との比較については、常備消防費と同様であるため、記載を省略する。

．実施した検討手続

平成 23 年度分の明細を査閲した上で任意に 4 件をサンプルとして抽出し、経費執行伺書(物品購入・修理・製造請負)兼契約執行請求書、契約書、支出命令書及び請求書と突合を行った。

抽出したサンプルは下表のとおりである。

(単位：円)

No	執行日	細節	金額	件名
1	平成 24 年 4 月 25 日	備品購入費	29,242,500	消防ポンプ自動車(C D - 型)
2	平成 24 年 3 月 5 日	備品購入費	444,150	西消防署トレーニング用備品一式
3	平成 24 年 4 月 16 日	備品購入費	30,287,250	高規格救急自動車救急資器材
4	平成 24 年 4 月 16 日	備品購入費	32,235,000	高規格救急自動車(シ ャーシ・ぎ装)

(注) 財務会計システム上の執行日は実際に支出が行われた日である。

サンプル 1、3、4 の支出負担行為は平成 23 年度に存在し、出納整理期間に支出しているものであり、期間帰属に問題はない。

・ 検討の結果

特記すべき事項は発見されなかった。

(7) その他の発見事項

共通する発見事項は「3 . 常備消防費(人件費以外)(7)その他の発見事項」に記載した。

消防施設費特有のその他発見事項はない。

第3 財産管理

1. 財産管理における諸規程

(1) 概要

新潟市消防局における財産には、主なものとして公有財産と物品がある。これらの財産の取得、管理及び処分等について、公有財産には「新潟市公有財産規則」が、物品管理には「新潟市物品管理規則」が、それぞれ適用される。

また、上記とは別に消防局の取り扱う消防機械器具の機能の完全な発揮と命数の保持を図ることを目的として「新潟市消防機械器具管理規程」が定められており、物品のうち消防機械器具の適正な管理取扱いについて必要な事項が規定されている。

(2) 公有財産

新潟市公有財産規則第2条第1号において、公有財産とは、「地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条第1項に規定する公有財産(船舶にあつては、総トン数20トン以上のものをいう。)のうち教育財産を除いたものをいう。」とされており、その内容は次のとおり規定されている。

分類	規程内容
行政財産	本市において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した公有財産をいう。
普通財産	行政財産以外は一切の公有財産をいう。

また、地方自治法第238条第1項には、「「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの(基金に属するものを除く。)をいう。」とされており、その内容は次のとおり規定されている。

号	分類
1	不動産
2	船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機 (以下、「船舶等」)
3	前二号に掲げる不動産及び動産の従物 (以下、「不動産等の従物」)
4	地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利 (以下、「地上権等」)
5	特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利 (以下、「特許権等」)

6	株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）、地方債及び国債その他これらに準ずる権利 (以下、「株式等」)
7	出資による権利
8	財産の信託の受益権

新潟市では、公有財産の取得、管理又は処分をさせるための財産事務管理者を各課の長としており(新潟市公有財産規則第2条第5号、第3条)、消防局では、総務課、予防課、設備保安課、警防課、救急課及び指令課の長がこれにあたる。また、財産管理者は、その事務を行わせるため当該課の職員を財産事務担当者として指定する(同規則第4条)。そして、財産事務管理者は、その管理する公有財産について、常に良好な状態においてこれを管理するとともに、公有財産台帳を備え付け、図面等を整備し、その増減、現在高及び現状を明らかにしておかなければならないとされる(同規則第19条第1項、第20条第3項)。

(3) 物品

新潟市では、物品管理事務を処理させるため物品管理者を、課の長としており、消防局では、総務課長がこれにあたる(新潟市物品管理規則第11条)。また、物品会計事務を処理させるため当該課に物品出納員を置くとされ、消防局では総務課課長補佐がこれにあたる(同規則第12条)。

現品の保管方法として、物品出納員は、その保管に係る物品を一定の場所に整理・保管し、備品整理番号票を付け、常に照合に便利なようにしておく必要がある。ただし、これによりがたい場合は他の適当な表示方法によることができるとされる(同規則第37条、第38条)。

さらに、物品管理者は、物品分類基準で定める備品類の物品について必要な事項を新潟市備品管理システムに登録しなければならない(同規則第55条)。なお、物品管理者は、物品出納簿を備え、その出納に係る物品について必要な事項を明らかにしておかなければならないが、備品管理システムに必要な事項を登録することをもってこれに代えることができ、消防局ではこれによっている(同規則第56条、第57条第2項)。

(4) 消防機械器具

物品のうち、消防事業に欠かせない消防ポンプ自動車などの消防機械や放水器具といった消防器具については、新潟市物品管理規則のほか、新潟市消防機械器具管理規程が適用される。

これら消防機械器具については、管理者を定め、その機能の完全な発揮と命数の保

持を図るために、検査や点検などが求められる。消防機械器具の管理者としては、新潟市消防機械器具管理規程別表第1に定める者があたるとされる(新潟市消防機械器具管理規程第2条第1項)。

新潟市消防機械器具管理規程 別表第1

庁用自動車の管理者

機関名	管理者
消防局	警防課長
北消防署	北消防署長
東消防署	東消防署長
中央消防署	中央消防署長
江南消防署	江南消防署長
秋葉消防署	秋葉消防署長
南消防署	南消防署長
西消防署	西消防署長
西蒲消防署	西蒲消防署長

また、各所属には、消防機械器具に関する各種記録を整備するための簿冊を備え置き、その実態を把握しておかなければならない(同規程第28条)。

新潟市消防機械器具管理規程 別表第11 抜粋

帳票類の様式及び作成区分

簿冊名	作成区分
車両台帳	<ol style="list-style-type: none"> 1 自動車，自動二輪車，及び原動機付自転車ごとに，主管課において正，副2通作成し，正を主管課に副を所属に備えること。 2 記載事項に異動を生じた場合は，正は主管課で，副は所属において整理すること。

	3 配置換えのときは、現場とともに引き継ぐものとする。
機関台帳	<p>1 自動車及び小型動力ポンプ(可搬式)ごとに主管課において正副2通作成し、正は主管課に副を所属に備えること。</p> <p>2 記載事項に異動を生じた場合は、正は主管課で、副は所属において整理すること。</p> <p>3 配置換えのときは、現物とともに引き継ぐものとする。</p>
ホース台帳	<p>1 所属で作成し、整理番号順に必要な事項をそのつど記入すること。</p> <p>2 配置換えのときは現物とともに引き継ぐこと。</p>
消耗品等使用簿	消耗品を余分に購入したとき、後日それを払出するとき記録すること。

2. 管理財産

(1) 概要

新潟市消防局では、基本的には消防の任務（消防組織法第1条）の遂行に必要な財産のみを保有し、これを管理している。また、消防の任務を遂行するという特性から、新潟市消防局財産でありながらも新潟市消防局職員以外から構成される消防団(員)が、必要に応じて使用し、直接的に維持管理する財産が存在するという特色がある。

(2) 公有財産

公有財産として、以下の財産を所有している。

(公有財産台帳(一覧表)より)

分類	主な財産名	備考
不動産	消防局庁舎及びその土地、消防訓練場及びその土地	総額 1,059,448 千円
船舶等	該当無し	
不動産等の従物	該当無し	
地上権等	該当無し	
特許権等	該当無し	
株式等	該当無し	
出資による権利	該当無し	
財産の信託の受益権	該当無し	

(3) 物品

新潟市消防局では、物品のうち備品管理システムに登録される備品類として以下の財産を所有している。

(備品管理システムデータ(平成 2012 年 11 月 13 日現在)より)

所管部署	主な品名等(所在場所)	登録数 (件)	取得価格合計 (千円)
消防局	高機能消防指令センター指令管制システム(消防局) 画像伝送システム(消防局)	1,577	2,747,207
北消防署	はしご車(北消防署) 救助工作車(北消防署)	280	770,047
東消防署	はしご車(東消防署) 大型化学消防車(山の下出張所)	280	754,233

中央消防署	消防艇にほんかい18t(礎出張所) 屈折はしご車(県庁前出張所)	299	1,112,807
江南消防署	はしご車(曾野木出張所) 救助工作車(江南消防署)	367	694,105
秋葉消防署	高規格救急自動車(北上出張所)、 はしご車(秋葉消防署)	385	743,889
南消防署	はしご車(南消防署) 救助工作車(南消防署)	363	625,104
西消防署	はしご車(西消防署) 救助工作車(西消防署)	366	758,604
西蒲消防署	高規格救急自動車(岩室出張所)、 はしご車(西蒲消防署)	281	870,365
計		4,198	9,076,365

(4) 消防機械器具

消防機械器具については、備品類であるものについては新潟市備品管理システムに登録されるほか、これらも含めて所定の様式に従い管理することが求められる。管理すべき消防機械及び器具については、種類等が新潟市消防機械器具管理規程に規定されている。

新潟市消防機械器具管理規程 別表第2 抜粋

消防機械の分類表

分類	種類	摘要
消防ポンプ自動車	消防ポンプ自動車(ポンプ車)	消防ポンプを備えた自動車
	水そう付消防ポンプ自動車(水そう車)	水そうを備えた消防ポンプ自動車
	はしご付消防ポンプ自動車(はしご車)	機械はしごを備えた消防ポンプ自動車
	救急自動車	救護設備を有する自動車
その他の自動車	乗用自動車(乗用車)	消防用務に使用する自動車

その他の機械	小型動力ポンプ	消防車に積載又は災害現場へ搬送する消防ポンプ
--------	---------	------------------------

新潟市消防機械器具管理規程 別表第3 抜粋

消防器具分類表

用途別	品名
吸水器具	吸管, 吸管ストレナー, ちりよけかご, 吸管枕木, 吸管ロープ, 消火栓開閉器, 消火栓てこ, 吸管スパナ, スタンドパイプ, グラウンドスパナ, 吸水用媒介金具等
放水器具	ホース, ホースカー, ホース保護器, ホース引揚用ロープ, 管そうスムーズノズル, 噴霧ノズル, 二又切替ノズル, 漏水バンド, 放水用媒介金具, 放水砲, 放水銃, 放水用媒介金具等
発ぼう器具	放射砲, 放射銃, ラインプロポーション, あわノズル, 可搬式発ぼう器等
照明器具	可搬式投光器, 携帯用照明器, 投光器等
救助救急器具	救助幕, 救助袋, 救助マット, 緩降器, 油圧式救助器具, 救命浮環, 救命胴衣, 送排風機, 救命索発射銃等
その他の器具	防水シート, ガス測定器, チェーンカッター, オイルフェンス等

3. 平成 23 年度に取得した財産

(1) 公有財産

財産名	主管部署	金額	備考
土地	消防局総務課	1,750 千円	消防局移転事業費
合計		1,750 千円	

(2) 物品

(備品管理システムデータより取得年月日が平成 23 年度のもの)

財産名	部署	数量	金額(千円)	備考
消防ポンプ 自動車	山の下出張所	1	29,242	石油貯蔵施設立地 対策等交付金によ る
高規格救急 自動車	北上出張所	1	16,117	合併建設計画によ る
高規格救急 自動車	岩室出張所	1	16,117	合併建設計画によ る
高規格救急 自動車	救急ステーション	1	16,117	石油貯蔵施設立地 対策等交付金によ る
高規格救急 自動車救急 資器材	北上出張所	1	15,143	合併建設計画によ る
高規格救急 自動車救急 資器材	岩室出張所	1	15,143	合併建設計画によ る
高規格救急 自動車救急 資器材	救急ステーション	1	15,143	石油貯蔵施設立地 対策等交付金によ る
消防用ホー ス	消防局各署及び消 防団各方面隊	1	6,952	6 5 mmホース 1 7 7 本、7 5 mmホ ース 4 本
上記以外		189	64,269	
合計		197	194,246	

4. 財産管理において想定される財務事務面でのリスク

財産管理における財務事務に関するリスクのうち、今回の包括外部監査において（実際の調査・検討に先立って）想定したリスクは次のとおりである。

なお、公有財産については、包括外部監査対象年度に大きな変動等はなく、またその管理については過年度の新潟市包括外部監査のテーマと重複するため、今回の検討の対象とはしなかった。

- 物品の種類ごとに現物の管理が行われないリスク
- 台帳登録されている物品が実在しないリスク
- 実在する物品の台帳登録が漏れるリスク
- 利用されていない物品が放置されるリスク

また、これらのリスクについて、当該リスクが実現した場合の具体的な影響及び検討の実施前において、通常想定されるものとして考えた当該リスクを軽減するための統制行為についてまとめると、以下のとおりである。

想定されるリスク	財務上の影響	リスクを軽減する統制の例
物品の種類ごとに現物の管理が行われないリスク	紛失・私的流用等により不要な追加支出が発生する。 不要不急な物品の購入による不適切な支出が発生する。	台帳整備
台帳登録されている物品が実在しないリスク	同上	台帳整備 定期的な現物調査 管理番号シール等の貼付 台帳登録時の承認手続
実在する物品の登録が漏れるリスク	同上	台帳整備 管理番号シール等の貼付 台帳登録抹消時の承認手続
利用されていない物品が放置されるリスク	同上	利用されていない物品の報告

5. 実施した検討手続及び検討の結果

(1) 実施した検討手続

- 関連する規程等の検討及び担当者への質問
- 備品管理システムの運用状況の検討
- 実査（現物の有無の確認）
- 実在する物品が適切に台帳登録されているかについての検討
- 消防機械器具の保管状況の検討

(2) 検討の結果

備品管理システムの運用状況

担当者への質問及び備品管理システムの運用状況の検討を行った結果、判明した状況は以下のとおりである。

備品管理システムには、数量を入力できるが、全て数量「1」で入力されていた。例えば、消防用ホースを複数本まとめて購入した場合であっても、数量が「1」で入力されるため、このうち磨耗や劣化等により取替えや廃棄されても、その事実はシステムデータからは判然としない。

なお、消防ホースは、消防機械器具として別途様式が定められ、本数や状態等が厳格に管理されているとのことであるが、備品管理システムと不整合であることを是認する理由にはならない。

むしろ、備品管理システムで管理しつつも、消防にとって重要なものはより厳重に管理し、双方の整合性を保つことによって、管理レベルを高めることができるものとする。

【指摘事項 2】

備品管理システムへの数量の登録方法が統一されていない。

例えば、消防用ホースを複数本まとめて購入した場合であっても、数量が「1」で入力されているため、備品管理システムでは実際に何本あるのかは判然としない。

備品管理システムにおける数量の登録方法について改善が必要である。

（実際の数を入力するか全て単品ごとに登録するか等）

また、同一保管場所に同一名で複数の備品が登録されているケースが散見された。

新潟市物品管理規則第 38 条によれば、管理者はその管理する備品について備品整理番号票を付け、常に照合に便利なようにしておかなければならないとされているため、通常であれば、備品管理システム上で割り当てられた備品固有番号が記載さ

れたシールが貼付され、同一品名であっても物品照合は可能である。

しかし、一部例外も存在する。消防事業という特性から、火災現場で使用する物品については、水に濡れて剥げ落ちるため、当該シールは貼付されない。また、シールを貼付することができない形状が小さな物品についても同様である。この場合、備品管理システムに登録された品名が同一であると、照合ができなくなる虞れがある。

このため、購入当初から備品整理番号シールの貼付が予定されていない物品が存在するのであれば、当該物品については、照合可能な手段として、備品管理システムへの登録を工夫する必要があると考える。

なお、後述する手続では、「各課収受印」は形状が小さいことからシールは貼付されておらず、現物及び総数は確認できたが、システムデータからはどの部署のものかは特定できなかった。

【意見 10】

備品整理番号シールが貼付できない物品については、これに代わる様に、システムデータと照合可能な方法で、品名・所在場所等を登録することが望まれる。なお、防火衣については使用者が分かるような登録がなされており、これに準じた処理も一つの方法と考える。

実査（現物の有無の確認）

備品管理システムデータからサンプルを抽出し、現物が存在するかを確認した。

なお、上述のとおり、新潟市物品管理規則では管理する備品について原則として備品整理番号票の貼付を要求している。

・東消防署

備品固有番号	品名・規格等	数量	所在場所	現物の有無	備品整理番号シール貼付の有無
200754536	ホワイトボード RM-2W	1	東消防署 (音楽隊物品庫)	有	有
200713313	東署 AED トレーナー	1	東消防署	不明 (注1)	無(注1)
200715740	東署 有毒ガス検知器	1	東消防署	有	無(注2)

(注1) 「備品固有番号」が異なるのみで、他の項目が全て同一の登録が16件存在した。現物は複数個確認できたが、備品整理番号シールが貼付されていない

いため該当するものであるかどうか不明であった。

なお、検討手続実施日現在、物品整理番号シールを随時発行して各署に配布し、貼付している途中にあるとのことであった。

(注 2) 火災現場等で使用し剥げ落ちる虞れがあるため、備品整理番号シールの貼付がされないもの。なお、システムデータ上、「品名・規格等」及び「所在場所」が同一名の物品が、ほか 2 件存在した。

上記のほか数点照合を行ったが、下記以外に問題となる事項は発見されなかった。

【指摘事項 3】

備品整理番号シールが貼付されていないものが発見された。

管理を有効なものとし、かつ、照合作業が容易となるよう、例外を除き固有番号を付した備品整理番号シールを貼付する必要がある。

【意見 10】と同じく、特別の理由により備品整理番号シールが貼付できないのであれば、システムの登録方法を見直し、システムデータと現物を一対一で紐付けできるように管理することが望ましい。

・中央消防署

備品固有番号	品名・規格等	数量	所在場所	現物の有無	備品整理番号シール貼付の有無
200706577	中央署 レスキューシート	1	中央消防署	有 (注 1)	有
200713086	中央署 A E D トレーナー	1	中央消防署	有	有
201005736	日立ベピコン Z . Z P - 1 4 V D 5 0 H Z	1	中央消防署	有	有

(注 1) レスキュー用シートとそれに空気を注入するブロワーのセットである。

上記のほか数点照合を行ったが、下記以外に特記すべき事項は発見されなかった。

【指摘事項 2】と同じく、備品管理システムの登録は、数量「1」であり、登録名からは 1 セットであることが判然としない。仮に、その一部のみを破損等により取り替えたり、滅失させたとしても、そのいずれを削除したのかはシステムデ

ータから読み取れないことになる。

その機能から数量「1」として登録する場合であっても、そのセット内容が判明するように登録することが必要である。

・江南消防署

備品固有番号	品名・規格等	数量	所在場所	現物の有無	備品整理番号シール貼付の有無
200710893	江南署 耐火金庫	1	江南消防署	有	有
200715723	江南署 有毒ガス検知器	1	江南消防署	有	無(注1)
200719431	江南署 各課収受印	1	総務・予防・地域防災・団・曾野木・横越	有	無(注2)
200711936	江南署 ウォーターカーテン	1	江南消防署	有	無(注1,3)

(注1) 火災現場等で使用し剥げ落ちる虞れがあるため、備品整理番号シールの貼付がされないもの。システムデータ上、「品名・規格等」が同一名の物品はないため問題はないと考えられる。

(注2) 「備品固有番号」が異なるのみで、他の項目が全て同一の登録が6件存在した。このうち、現物を5個は確認したが、システムデータとの紐付けはできなかった。

(注3) 個体としては2本あるが、備品管理システム上の登録は数量1となっていた。

上記のほか数点照合を行ったが、下記以外に特記すべき事項は発見されなかった。

【意見10】と同じく、同一保管場所に同一品名で複数登録されているケースが存在する。この場合、各課及び出張所で保管しているため、総数としては把握しうるが、特定の部署との一対一での紐付けはできない。仮に紛失したとしても、消去法等により判明はしうる可能性はあるが、あるべき有効な管理方法ではないと考えられる。

所在部署欄に特定の部署名を記載することなど、改善が望まれる。

実在する物品が適切に台帳登録されているかについての検討

物品を任意に抽出し、当該物品が備品管理システムに登録されているかについて検討した。

・東消防署

備品固有番号	品名・規格等	数量	所在場所	備品整理番号シール貼付の有無
(注1)	東消防署テレビ	1	東消防署	無

(注1) 備品管理システムへの登録はなかった。担当者にヒアリングしたところ、現在台帳の整備段階で経理係に申請は届いているがシステムへの入力が行われていないとのことであった。

担当者によれば、平成20年に、備品管理システムでの管理に移行するため、それ以前は各部署で管理していた備品台帳を基に、登録作業が行われたとのことである。この基となった台帳は、主に平成17年の合併前の各自治体での基準で作成されたものであり、また、システム登録に先立ち備品類の全数たな卸しは実施されていないとのことであった。このためシステムに登録された備品類の網羅性及び実在性が確保されているとは言いがたい状況である。

なお、新潟市消防局では平成24年度に備品類について全数たな卸しを行い、備品管理システムへの登録見直しを図っているとのことである。

【指摘事項4】

備品管理システムへの登録に先立ち備品類の全数たな卸しを実施されていないことから、システム登録された備品類の実在性、及び網羅性が確保されていない。備品類として登録すべき物品を整理し、これについて全数たな卸しを行うことが必要であり、システムへ登録する備品類の実在性、及び網羅性を確保すべきと考える。

・中央消防署

備品固有番号	品名・規格等	数量	所在場所	備品整理番号シール貼付の有無
200713095	中央署 A E D トレーナー	1	中央消防署	有

・江南消防署

備品固有番号	品名・規格等	数量	所在場所	備品整理番号シール貼付の有無
200711100	江南署 テレビ	1	江南消防署 横越出張所	有

上記のほか、江南方面隊で作成している江南方面隊器具置場一覧（平成 24 年 4 月 1 日現在）からサンプルを抽出し、分団に保管されている車両について、備品管理システムに登録されていることを確認した。

分団名	班名	車両種別	器具置場住所	備品管理システムへの登録の有無
大江山分団	1 班	軽積載車	(省略)	有
両川分団	9 班	消防ポンプ車	(省略)	有
横越分団	1 班	普通積載車	(省略)	無(注 1)

(注 1) 備品管理システムデータに記載はなかった。担当者に確認したところ、当該分団には消火活動に必要な上記の車両は存在しており、備品管理システムへの登録の際に漏れたと考えられるとのことであった。また、これ以外にも計上金額を誤っているものが発見された。

【指摘事項 2】と同じく、備品類として登録すべき物品を整理し、これについて全数たな卸しを行う必要があり、登録時に適切に検証を行う必要がある。

消防機械器具の保管状況の検討

・保管状況の視察

出勤時以外は、車両等駐機場所には進入防止用のネットが張られるなどされており、器具等の保管倉庫及び消火薬剤の保管場所には施錠がなされていた。

検討の結果、特記すべき事項は発見されなかった。

・消防機械器具について簿冊との照合

新潟市消防機械器具管理規程により、消防機械器具については、台帳等(簿冊)に登録することが求められている(同規程第 7 条、第 30 条、別表第 11)。このため、現物から任意にサンプルを抽出し、これと照合した。

抽出したサンプルは下表の通りである。

部署名	簿冊	財産名等	備考
東消防署	ホース台帳(第7号様式)	キンパイ軽量ホース 20M×65MM	
中央消防署	機関台帳(第2号様式)	指揮隊車 新潟 800 す 5141	国よりの貸与品

検討の結果、特記すべき事項は発見されなかった。

・泡消火薬剤について在 High の確認

泡消火薬剤は消耗品であるが、火災に使用される消火薬剤であることから、その備蓄管理状況について検討を行った。

抽出したサンプルは下表の通りである

部署名	管理帳票名	財産名等	備蓄量	現物在高
東消防署	泡消火薬剤等 備蓄状況	ライトウォーター 6%	4,000ℓ	有(注1)
		ライトウォーター 3%	5,780ℓ	有(注1)

(注1) 現物は、それぞれ 10,000ℓ タンクに貯蔵されており、その貯蔵量はそれぞれ管理帳票によって定められているが、タンク内外部に目盛りはなく、目視で概ね計測できる程度であった。また、現物在高について定期的ななた卸しは実施していないとのことであった。

【意見 11】

泡消火薬剤については、備蓄量が上記管理帳票により定められているが、定期的なた卸し調査を実施していない。施錠等防犯対策もされているため、容易に持ち出すことはできないと考えられるが、一定期間ごとの調査は必要と考えられる。

訓練の際には放出できることを確認しているとのことであり、その薬液を戻す際に在高を目視で調査し、調査結果を記録しておく等の管理の実施が望まれる。

第4 情報システム

1. 消防指令管制システムの概要

平成19年4月に政令指定都市への移行に併せて消防指令管制システムが導入された。新潟市の消防指令管制システムは、総務省消防庁の定める高機能消防指令センター型の仕様と同等、又はそれ以上の機能を有するもので、製造メーカーが政令指定都市向けに開発したものに市の仕様によるカスタマイズを加えたものである。

新潟市のホームページに記載されている消防指令管制システムの内容は以下のとおりである。

平成19年4月1日から全市域からの119番通報受信から出動指令までを一元管理できる消防指令管制システムの運用を開始しました。このシステムは、119番通報受付後の出動指令までの迅速化、直近優先による出動車両の選定、車両運用端末装置(ナビゲーション)への地図・支援情報の提供などにより、災害覚知から現場到着までの時間の短縮を図っています。

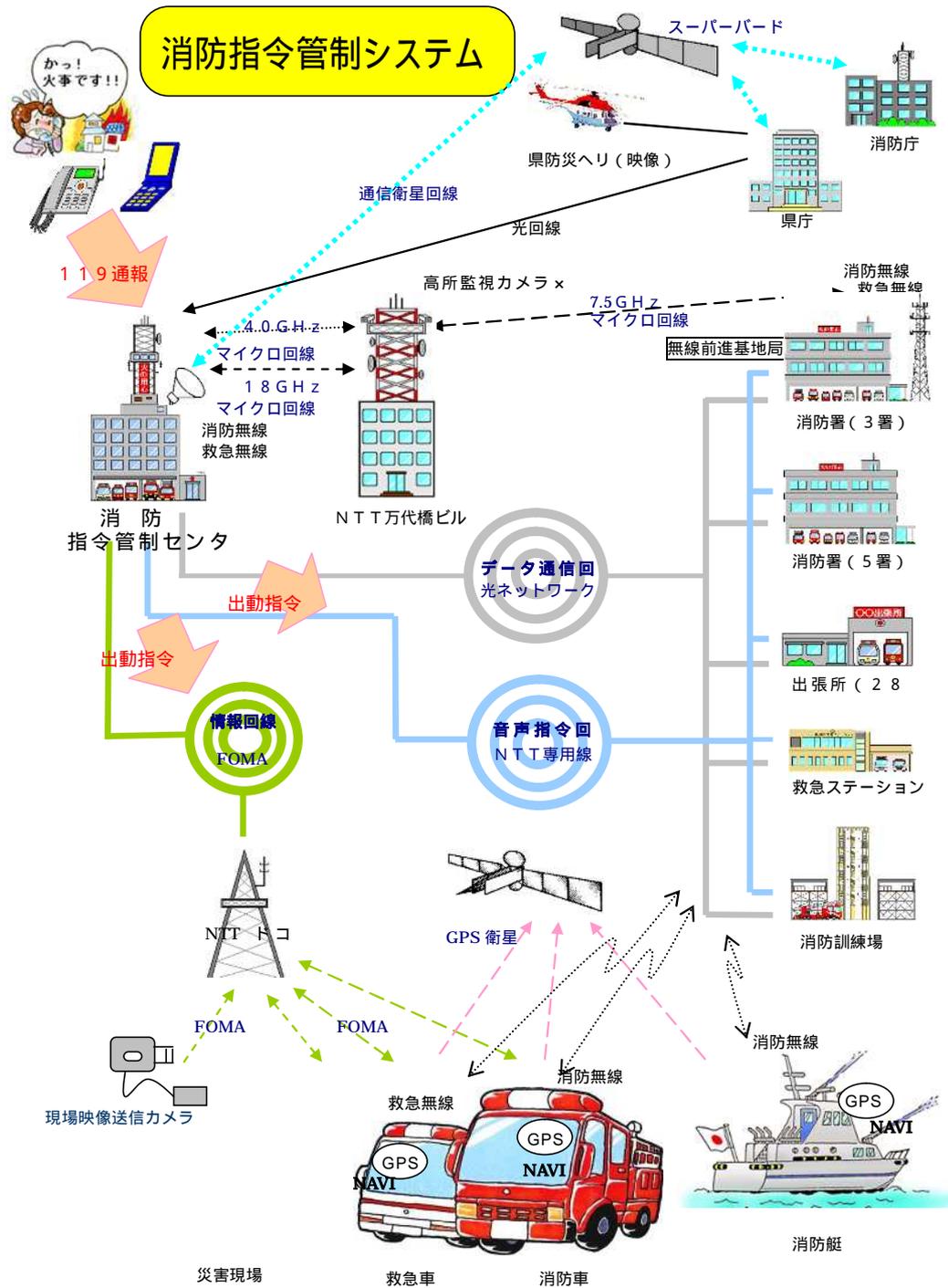
通報受付後の災害・活動情報は活動報告書として消防指令管制システムの消防情報システムに登録され、各種統計情報に利用されている。

本システム導入後に行われた主な変更は以下のとおりである。

- 平成19年11月 新潟市民病院敷地内に新潟市救急ステーション開所に伴う消防指令管制システム拡張

なお、消防指令管制システムは、新潟市が定める情報システムに関するルールに基づき消防局指令課システム管理係にて運用管理されている。

消防指令管制システムの概要は、下図のとおりである。
 (消防局作成「自治体消防 60年のあゆみ 2008」より)



2. 導入経緯及び保守

高機能消防指令センター施設設置検討委員会及び業者選定委員会を設置し、システム導入業者の選定を行っている。業者選定方式は、開発実績、技術力、導入一次費用、ランニングコスト等の諸条件を適正に判断した上で、最適な提案をした業者を選定する技術提案方式（プロポーザル方式）を採用している。応募要件に、総務省消防庁の定める高機能消防指令センター型の納入実績があることを掲げ、導入ベンダーは製造メーカーであること、また、自社製品であることを重視した。新潟市の調査によると、導入検討時において高機能消防指令センター型の開発業者は2社のみであり、導入計画のスコープにハードウェアを設置する電算機械室の耐震補強、消防指令管制システムに関連する周辺システムとの連携も含まれていたため、技術面及び費用面からB社は辞退している。A社について業者選定委員会で審議した結果、評価基準を満たしていると判断されたことからA社と価格交渉を行った上で契約を締結している。

導入時に10年間のランニングコストを考慮し、システム納入費用と長期保守費用とを併せて検討を行うことで費用の削減が図られており、システム保守業務を継続してA社に委託している。

システム保守業務の内容には、年3回の定期点検、24時間対応の緊急保守の他、指令システムを運用する消防局職員の教育・研修等も含まれている。

【意見 12】

消防指令管制システム導入時にA社より予定使用期間における周辺機器の「部品交換計画表」の提示を受けているが、一部の装置について当該計画表に沿った部品交換が実施されていない。直ちにシステム稼動に影響を及ぼすとは考えにくいですが、サーバ、コンピュータ系については障害発生時に重大な影響を及ぼすと考えられるため、計画表に沿った保守の実施の検討が望まれる。

3. 情報セキュリティ関連規程

総務省から「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」が公表されており、直近では平成 22 年 11 月に一部改定が行われている。本ガイドラインによると、平成 22 年 5 月に政府の情報セキュリティ政策会議において「国民を守る情報セキュリティ戦略」が決定されたことを受けて、地方公共団体の情報セキュリティ水準の向上及び情報セキュリティ対策の浸透を推進することを目的として改定されている。

本ガイドラインで定める地方公共団体における情報セキュリティの考え方は以下のとおりである。

地方公共団体は、法令等に基づき、住民の個人情報や企業の経営情報等の重要情報を多数保有するとともに、他に代替することができない行政サービスを提供している。また、地方公共団体の業務の多くが情報システムやネットワークに依存していることから、住民生活や地域の社会経済活動を保護するため、地方公共団体は、情報セキュリティ対策を講じて、その保有する情報を守り、業務を継続することが必要となっている。

新潟市においても、当該ガイドラインに則り情報セキュリティポリシーとして「新潟市情報セキュリティ基本方針」「新潟市情報セキュリティ対策基準」を定めている。

ガイドラインで述べられているとおり、取扱う情報の重要性及び提供するサービスの内容から、地方公共団体における情報セキュリティ対策は非常に重要である。情報セキュリティ対策のうち、情報漏洩のリスクに対応するアクセス管理の状況については、事項で検討している。

4. ユーザーID及びパスワードの管理

(1) 概要

総務省から公表されている「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」において、ID及びパスワード等の管理について遵守事項を規定することが求められている。新潟市では、「新潟市情報セキュリティ対策基準」において、情報セキュリティ対策を統一的に講ずるために職員等が遵守すべき行為及び判断等の基準を定めている。

消防情報システムの利用者は消防局全職員であり、ユーザーID及びパスワードは総務課企画法制係にて管理されている。

(2) 実施した検討手続

担当者に対する質問及び関連文書の閲覧により、下記要点について検討した。

- ・アクセス管理に関するルールが定められていること
- ・アクセス管理に関するルールが遵守されていること
- ・情報漏洩に関する対策が行われていること

(3) 検討の結果

「新潟市情報セキュリティ対策基準」第63条第2号（使用者管理）において、「情報システム管理者は、使用者との対応付けができるよう、一意なユーザーIDを用いるものとし、グループへのユーザーIDの付与は行わないものとする。」と定めている。

しかし、ユーザーIDは各課1IDのみの設定であり、共有利用されている。また、各課のユーザーIDには業務上必要なメニューのみを表示させることで、システム利用制限が行われているが、データダウンロードの権限は全てのIDに付与されており、ダウンロードのログは取得されているものの、どのような情報がダウンロードされたかまでは把握できない状況である。加えて、USBの利用は禁止されているが、システム的な制限は実装されていない。

一般に共有IDでのシステム利用は、その利用者を特定できないことから不正アクセスのリスクが高まる。また、データのダウンロードについて予防的観点及び発見的観点から適切なけん制が行われていない場合、情報漏洩のリスクが高いと言える。

【指摘事項5】

ユーザーIDが共有利用されており、データダウンロードの権限は全てのIDに付与されていることから、情報漏洩のリスクが高いと言える。

ユーザーIDを個人ごとに設定し、データダウンロード権限は業務上必要な担当者にのみ付与することが必要である。

また、システムの設定やユーザーIDの設定を行える管理者権限は「OA 管理者」IDにのみ付与されているが、当該IDは各課責任者により共有利用されており、パスワードの定期的な変更が行われていない。

システム運用管理を行う指令課システム管理係及びユーザーID管理を行う総務課企画法制系の責任者については、当該IDの利用は業務上必要であると考えられるが、その他の課については利用目的が明確ではない。

【指摘事項 6】

システムの設定やユーザーIDの設定を行える管理者権限は「OA 管理者」IDにのみ付与されているが、当該IDは各課責任者により共有利用されており、パスワードの定期的な変更は行われていない。

システムの利用状況を把握し、必要最低限の者にのみ利用を許可する必要がある。また、パスワードは一定期間ごとに、また、共有する担当者に変更がある都度、変更する必要がある。

さらに、消防情報システムは Web システムであり、システムへのアクセスは、利用端末の登録、新潟市ネットワークへの接続、アプリケーションシステム起動時のユーザーID及びパスワード認証の3段階でコントロールされている。ユーザーIDは共有IDによる運用であることから、端末情報の登録が重要なコントロールとなるが、過去の端末情報が登録されたままとなっている。

【指摘事項 7】

消防情報システムへのアクセスは登録された利用端末からのみ可能であるが、過去の端末情報が登録されたままとなっている。

IT 推進課が行う端末の更新作業に併せて登録されている端末情報の見直しを行い、不要な端末情報は削除する等、登録端末の見直しが必要であるとする。

【参考】指摘事項・意見一覧

指摘事項一覧

No	目次対応	項目	概要
1	第 2.5	歳出 ・非常備消防費 (消防団の人件費 以外)	<p>サンプル No2 は消防団の施設用地として利用するために締結した土地賃貸借契約 180 件について、まとめて経費執行伺書及び支出命令書が起票されたものである。</p> <p>この内、平成 22 年 9 月 30 日に契約解除されているにもかかわらず、平成 23 年度分の経費執行伺に含めて承認され、支払いが行われている契約が存在した。これは、経費執行伺に添付された消防団の施設用地に関する土地賃貸借契約一覧表について、作成者以外の者によるチェックが行われていなかったことに起因する。また、当該用地の利用状況を確認するための現場視察が定期的に行われていれば、かかる事態は早期に発見是正できたと考えられる。</p> <p>従って、土地賃貸借契約一覧表の二重チェックを実施する必要がある。また、消防団の施設用地について、定期的に現場視察を行うことが望ましい。</p>
2	第 3.5	財産管理	<p>備品管理システムへの数量の登録方法が統一されていない。</p> <p>例えば、消防用ホースを複数本まとめて購入した場合であっても、数量が「1」で入力されているため、備品管理システムでは実際に何本あるのかは判然としない。 (実際の数を入力するか全て単品ごとに登録するか等)</p>
3	第 3.5	財産管理	<p>備品整理番号シールが貼付されていないものが発見された。</p> <p>管理を有効なものとし、かつ、照合作業が容易となるよう、例外を除き固有番号を付した備品整理番号シールを貼付する必要がある。</p>
4	第 3.5	財産管理	<p>備品管理システムへの登録に先立ち備品類の全数たな卸しを実施されていないことから、システム登録された備品類の実在性、及び網羅性が確保されていない。</p> <p>備品類として登録すべき物品を整理し、これについて全数たな卸しを行うことが必要であり、システムへ登録する備品類の実在性及び網羅性を確保すべきと考える。</p>

5	第 4.4	情報システム ・ユーザーID 及び パスワードの管理	<p>ユーザーID が共有利用されており、データダウンロードの権限は全ての ID に付与されていることから、情報漏洩のリスクが高いと言える。</p> <p>ユーザーID を個人ごとに設定し、データダウンロード権限は業務上必要な担当者にのみ付与することが必要である。</p>
6	第 4.4	情報システム ・ユーザーID 及び パスワードの管理	<p>システムの設定やユーザーID の設定を行える管理者権限は「OA 管理者」ID にのみ付与されているが、当該 ID は各課責任者により共有利用されており、パスワードの定期的な変更は行われていない。</p> <p>システムの利用状況を把握し、必要最低限の者にのみ利用を許可する必要がある。また、パスワードは一定期間ごとに、また、共有する担当者に変更がある都度、変更する必要がある。</p>
7	第 4.4	情報システム ・ユーザーID 及び パスワードの管理	<p>消防情報システムへのアクセスは登録された利用端末からのみ可能であるが、過去の端末情報が登録されたままとなっている。</p> <p>IT 推進課が行う端末の更新作業に併せて登録されている端末情報の見直しを行い、不要な端末情報は削除する等、登録端末の見直しが必要であると考え</p>

意見一覧

No	目次対応	記載区分	概要
1	5(1)	消防力	<p>総務省消防庁が公表している「消防力の整備指針」による消防職員の基準数を20%超下回っており、その数が不足している可能性について、分析のうえ増員の要否を検討することが望まれる。</p> <p>また、消防職員定数については、新潟市職員定数条例第2条第5号により、その数が定められており、条例定数に対する充足率は100%に近いが、上記のとおり、「消防力の整備指針」の基準数を20%超下回っていることから、条例定数の妥当性についても検討することが望まれる。</p>
2	5(3)	消防水利充足率	<p>新潟市の消防水利の充足率は全国的にみて高いものであるが、消防力の向上のため、また消防庁が勧告する「消防に必要な最小限度の水利」を確保するため、更なる整備努力が望まれる。</p>
3	8	中期計画	<p>消防局総合計画のモニタリングの有効性を高めるため、施策の達成をはかる指標（KPI）の設定を徹底し、目標管理の実効を高めることが望まれる。</p>
4	8	中期計画	<p>消防局総合計画とその進捗に関する情報については、消防事業活動に対する市民の理解を深めるためにも、その要旨等の公表について検討することが望まれる。</p>
5	第2.3	歳出 常備消防費 (人件費以外)	<p>必要のない物品購入が行われ、支払いが行われるリスクに対応する内部統制として、月次推移分析等の大局的な視点での管理を行うことを検討することが望まれる。</p>
6	第2.3	歳出 ・常備消防費 (人件費以外)	<p>経費執行何書の承認日欄に承認日が記載されておらず、適切に事前承認されていたことを立証できない状態となっていることから、承認者が承認日を記載する、もしくは日付入り印を使用し承認印を押印する等の対応が必要であると考ええる。</p>
7	第2.4	歳出 ・非常備消防費 (消防団人件費)	<p>消防団員の実員数が正確に報告されないというリスクに対する統制の仕組みに再考の余地があるものと考ええる。</p>
8	第2.4	歳出 ・非常備消防費 (消防団人件費)	<p>消防団員による出勤回数が正確に報告されないリスクに対する統制の仕組みに再考の余地があるものと考ええる。</p>

9	第 2.4	歳出 ・非常備消防費 (消防団人件費)	消防団員個人に対する報酬及び出動手当が必ずしも消防団員個人に支給される仕組みとはなっていない点に内部統制上の脆弱性の基本的な原因があるものと考えられるため、支給方法に再考の余地があるものと考えられる。
10	第 3.5	財産管理	備品整理番号シールが貼付できない物品については、これに代わる様に、システムデータと照合可能な方法で、品名・所在場所等を登録することが望まれる。なお、防火衣については使用者が分かるような登録がなされており、これに準じた処理も一つの方法と考える。
11	第 3.5	財産管理	泡消火薬剤については、備蓄量が上記管理帳票により定められているが、定期的なたな卸し調査を実施していない。施錠等防犯対策もされているため、容易に持ち出すことはできないと考えられるが、一定期間ごとの調査は必要と考えられる。 訓練の際には放出できることを確認しているとのことであり、その薬液を戻す際に在高を目視で調査し、調査結果を記録しておく等の管理の実施が望まれる。
12	第 4.4	情報システム ・導入経緯及び保守	消防指令管制システム導入時に A 社より予定使用期間における周辺機器の「部品交換計画表」の提示を受けているが、一部の装置について当該計画表に沿った部品交換が実施されていない。直ちにシステム稼動に影響を及ぼすとは考えにくいですが、サーバ、コンピュータ系については障害発生時に重大な影響を及ぼすと考えられるため、計画表に沿った保守の実施の検討が望まれる。